官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○学校教育法等の一部を改正する法律（一一七）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（一一八）　八
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（一一九）　一四
○予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（四〇）　一九
〔政　令〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九六）　二〇
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　三一
○船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六一）　四二
〔法規的告示〕
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件（農林水産七六八）　四四
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（同七六九）　四八
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境二九）　四四
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同三〇）　五〇
〔公　告〕
諸事項　五二
官庁
押収物還付関係　五二
裁判所
破産、免責、再生関係　五四
特殊法人等
独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募、税理士証票無効・登録抹消、公認会計士等の登録及び登録抹消、地方職員共済組合役員の異動関係　五四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一〇三
会社その他
会社決算公告　一〇四

本号で公布された法令のあらまし

◇学校教育法等の一部を改正する法律（法律第三十七号）（文部科学省）

第１　学校教育法の一部改正　四五

１　小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととする。（第三十四条第一項関係）　四五

２　教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止する。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）　四六

３　高等学校、特別支援学校等においては、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとする。（附則第九条第一項関係）　五一

第２　教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正　五一

１　教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととする。（第三条関係）　五一

２　教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとする。（第十条第二項、第十三条関係）　一〇三

第３　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正　一〇四

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとする。（第二条第二項関係）　一一一

第４　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正　一一一

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改める。（題名関係）　一一一

２　教科書及び第１の３の教科用の教材を無償とすることとする。（第一条第一項関係）　一一一

第５　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正　一一二

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。（題名関係）　一一二

２　教科書及び第１の３の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定める。（第三条～第五条関係）　一一二

第６　著作権法の一部改正　一一三

１　教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条関係）　一一三

２　教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとする。（第三十三条の二関係）　一一三

３　１及び２の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用する。（第百二条関係）　一一三

第７　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正　一一四

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第１の３の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定める。（第十条～第十二条関係）　一一四

第８　その他

その他規定の整備をする。

第９　施行期日等

１　この法律は、一部を除き、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二条～第五条関係）

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（法律第三十八号）（内閣府本府）

第１　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正

１　目的に関する規定の整備

この法律の目的に関する規定に特定海外事業の促進に関する制度を追加する。（第一条関係）

２　官民協議会に関する規定の整備

内閣総理大臣は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止のための情報共有等に関する協議会（以下「官民協議会」という。）を組織するものとすること等、官民協議会に関する所要の規定を整備する。（第三条の二関係）

３　調査研究に関する規定の整備

政府は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査研究に関する基本指針を定めるものとすること等、調査研究に関する所要の規定を整備する。（第三条の三、第三条の四関係）

４　特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備

重要な物資又はその原材料等の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるものについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれのある場合に、当該物資を特定重要物資として指定することができることとする。（第七条関係）

５　特定重要物資等の安定供給確保のための関係者の協力等に関する規定の整備

⑴　政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行い、必要があると認めるときは、安定供給確保基本指針を変更しなければならないものとする。（第六条第六項、第七項関係）

⑵　国、特定重要物資等の生産等の事業を行う事業者その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、国は、国以外の関係者による協力に係る取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（第八条の二関係）

⑶　認定供給確保計画の実施が困難となるおそれがある場合において関係者に対して必要な協力を求めることができることとする等、特定重要物資等の安定供給確保のための関係者への協力の求めに関する規定を整備する。（第九条の二、第十一条の二関係）

６　特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度に関する規定の整備

⑴　特定社会基盤事業として定めることができる事業に、病院が行う医業及び歯科医業並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療情報化推進業務の一部を追加する。（第五十条第一項第十四号関係）

⑵　特定社会基盤事業者が新規に指定された際の経過措置規定の見直し等、特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の運用改善を図るための規定の整備を行う。（第五十二条、第五十三条関係）

７　特定重要技術の研究開発の促進等のための指定基金に関する規定の整備

指定基金として指定することができる基金が設置される法人の対象に研究開発独立行政法人のほか特別の法律により設立された法人を加えるとともに、指定することができる基金にその基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを追加する。（第六十三条関係）

８　特定海外事業の促進に関する制度に関する規定の整備

⑴　特定海外事業の定義を定めるとともに、政府は、特定海外事業促進基本指針を定めるものとする。（第八十五条の二関係）

⑵　特定海外事業を実施しようとする者は、特定海外事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとする。（第八十五条の三関係）

⑶　認定特定海外事業者は、毎年度、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならないものとする。（第八十五条の六関係）

⑷　主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供等の支援を行うものとする。（第八十五条の七関係）

⑸　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、株式会社国際協力銀行法の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付け等を行うものとする。（第八十五条の八関係）

９　主務大臣

⑴　特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度における主務大臣に、特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を所管する大臣を追加する。（第八十六条第一項関係）

⑵　特定海外事業の促進に関する制度における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。（第八十六条第三項関係）

10　罰則

罰則について必要な規定を整備する。（第九十五条、第九十六条関係）

11　その他

その他所要の規定の整備をする。

第２　株式会社国際協力銀行法の一部改正

１　目的に関する規定の整備

この法律の目的に認定特定海外事業の実施に必要な金融を行うことにより安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを追加する。（第一条第二項関係）

２　認定特定海外事業促進業務に関する規定の整備

⑴　会社が貸付け又は出資を行わなければ、会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、会社が貸付け又は出資を行うことで会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（一定の場合を除く。）には、会社は認定特定海外事業に係る貸付け又は出資を行うことができることとする。（第十三条第一項第三号関係）

⑵　⑴の場合に行う業務の条件は、当該業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金の額の合計額の範囲内となるように定めるものとする。（第十三条第三項関係）

⑶　主務大臣は、会社が認定特定海外事業促進業務を行うに当たって従うべき指針を定め、これを公表することとし、会社は、当該指針に即して認定特定海外事業促進業務に関する基本方針を定め、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。（第十三条の四、第十三条の五関係）

⑷　会社は、認定特定海外事業促進業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理しなければならないものとする。（第二十六条の二関係）

⑸　認定特定海外事業促進業務に係る事項における主務大臣及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣及び財務大臣、内閣府令・財務省令とする。（第四十三条の二関係）

３　罰則

罰則について必要な規定を整備する。（第四十六条関係）

４　その他

その他所要の規定の整備をする。

第３　施行期日等

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。

３　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第七条関係）

４　内閣府の所掌事務に特定海外事業の促進に関することを追加する。（附則第八条関係）

５　独立行政法人経済産業研究所の業務の範囲に、官民協議会の運営に関する業務及び調査研究に関する業務を追加する。（附則第九条関係）

◇人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（法律第三十九号）（内閣府本府）

第１　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正

１　題名の改正

題名を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改める。（題名関係）

２　定義の改正

⑴　地球から発射するロケットであって、地球を回る軌道等に達する推力を有するものを「宇宙ロケット」と定義する。（第二条第二号関係）

⑵　「人工衛星等」の定義を改め、人工衛星及び人工衛星以外の地球を回る軌道等に投入・配置する人工の物体とする。（第二条第四号関係）

⑶　「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」と改め、宇宙ロケットを地球を回る軌道等に投入等すること等と定義する。（第二条第六号関係）

⑷　人工衛星のうち、位置等を制御することができるものを「特定人工衛星」と定義する。（第二条第七号関係）

⑸　人工衛星等であって宇宙ロケットに搭載する前のものを「搭載前人工衛星等」と定義する。（第二条第八号関係）

３　人工衛星等の打上げに係る許可制度の拡充

⑴　人工衛星等の打上げに係る許可を宇宙ロケットの打上げに係る許可に改めるとともに、許可基準も宇宙ロケットの許可基準に改める。（第四条、第六条関係）

⑵　打上げ実施者は、宇宙ロケットに⑴の許可を受けた人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならないこととする。（第八条第三項関係）

⑶　損害賠償担保措置を講ずべき義務の対象を、人工衛星等の打上げから宇宙ロケットの打上げに改めることとする。（第九条関係）

４　搭載前人工衛星等の適合認定制度の創設

搭載前人工衛星等の構造が宇宙空間の有害な汚染等を防止する等のための基準に適合していることを認定する制度を創設する。（第十八条の二～第十八条の四関係）

５　ロケット落下等損害の賠償制度の拡充

ロケット落下等損害の賠償に関する制度について、損害を賠償する責任を負う者を宇宙ロケットの打上げを行う者に拡充する等、所要の規定の整備を行う。（第五章関係）

６　人工衛星落下等損害の賠償制度の拡充

特定人工衛星以外の人工衛星等の宇宙ロケットへの搭載を委託する者等に対して、人工衛星等落下等損害の賠償に係る無過失責任を課すこととする。（第五十三条第二項関係）

７　罰則

罰則について所要の規定の整備を行う。

８　その他

その他所要の改正を行う。

第２　宇宙基本法の一部改正

１　宇宙開発利用に関する基本的施策の対象の追加

宇宙開発利用に関する基本的施策として、宇宙開発利用に係るロケットの開発等に必要な機器、技術等の研究開発の推進等を追加する。（第十五条関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第３　内閣府設置法の一部改正

１　宇宙政策委員会の所掌事務の改正

宇宙政策委員会の調査審議の対象を、宇宙ロケットの打上げの安全の確保に関する重要事項に拡充する。（第三十八条第一項第二号関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第４　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置を定める。（附則第二条～第四条関係）

３　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第五条関係）

４　関係法律について所要の改正を行う。（附則第六条関係）

◇予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（法律第四十号）（防衛省）

１　目的

この法律は、予備自衛官等の職務の重要性に鑑み、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例を定め、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めることにより、その職務の円滑な遂行を図り、もって予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。（第一条関係）

２　定義

この法律における用語の意義を定める。（第二条関係）

３　国家公務員法等の特例

⑴　一般職の国家公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる。（第三条第一項関係）

⑵　⑴の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない。（第三条第三項関係）

⑶　⑴の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法の兼業の許可を要しない。（第三条第四項関係）

⑷　⑴の承認を受けた職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。（第三条第五項関係）

⑸　行政執行法人の職員に対する⑴の承認について、所要の読替えを行うほか、当該職員の給与の支給の基準については行政執行法人が定めることとし、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。（第三条第二項、第六項及び第七項関係）

４　裁判所職員への準用

裁判所職員について３⑴から⑷までの規定を準用する。（第四条関係）

５　自衛隊員への準用等

自衛隊員について３⑴から⑶までの規定を準用するとともに、その場合の給与については政令で定める。（第五条関係）

６　地方公務員法の特例

⑴　一般職の地方公務員は、予備自衛官等に任用されようとするとき等は、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者の承認を受けることができる。（第六条第一項関係）

⑵　⑴の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法の職務に専念する義務に関する規定は、適用しない。（第六条第三項関係）

⑶　⑴の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法の兼業の許可を要しない。（第六条第四項関係）

⑷　特定地方独立行政法人の職員に対する⑴の承認について、所要の読替えを行う。（第六条第二項関係）

7　国の責務

国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないものとする。（第七条関係）

8　政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする。（第八条関係）

9　附則

⑴　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百九十六号）（厚生労働省）

第１　作業環境測定法施行令の一部改正

1　作業環境測定法により作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならないとされている指定作業場に、以下の⑴から⑶までに掲げる作業場を追加する。（第一条関係）

⑴　労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

⑵　労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

⑶　労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

2　その他所要の改正を行う。

第２　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正

作業環境測定法第二条第三号が新設されたことに伴う規定の整理を行う。（別表第三関係）

第３　厚生労働省組織令の一部改正

1　厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の所掌事務に、労働安全衛生法第六十五条の三を追加する。（第七十一条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

法　律

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第三十七号

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「おいては、」の下に「教科書（」を加え、「教科用図書又は」を「教科用図書又は教材（教科用図書を」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を」に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中に「教科用図書」を「教科書」を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第二項に規定する教科用図書以外の教科用図書」を「教科書以外の教科書及び教科用の教材」に改め、同条第二項を削る。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第三条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「、発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、」に、「並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条中「部数」を「数」に改める。

第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数」に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。

第十三条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものとして文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

第三条　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「時期までに製造供給するにたる」を「期間を通じて製造し、及び供給するに足りる」に、「第三条」を「次条」に改める。

第四条第一項中「見積つた」を「見積もつた」に、「予定部数」を「予定数」に改める。

第五条第一項中「一部当り」を「一点当たり」に改め、同条第二項中「付しよう」を「付そう」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「部数」を「数」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第十条中「部数」を「数」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「部数」を「数」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「責」を「責め」に、「の製造供給」を「を製造し、及び供給すること」に、「発行部数が五万部を越えない」を「発行数が五万を超えない」に、「やすく」を「安く」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「、信用状態」を「又は信用状態」に、「製造供給する」を「製造し、及び供給する」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「ととのわない」を「調わない」に改める。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の」を削る。

第四条　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正）

（義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律

第一条第一項中「教科用図書」を「教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第五条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律

目次中「無償給付及び給与」を「無償給付等及び給与等」に改める。

第一条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2　この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」という。）及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

「第二章　無償給付及び給与」を「第二章　無償給付等及び給与等」に改める。

第三条の見出しを「（教科書等の無償給付等）」に改め、同条中「教科用図書で」を「教科書等であつて、」に、「を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科書等のうち図書であるもの　購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二　当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第四条中「教科用図書の」を「教科書等の」に、「より購入すべき教科用図書を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第五条の見出しを「（教科書等の給与等）」に改め、同条第一項中「第三条」を「第三条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用図書を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第六条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「第三条から第五条までの規定による措置」に改める。

第十条中「教科用図書」を「教科書等」に、「市」を「市町村」に改め、「町村」を削る。

第十一条の見出しを「（教科書等選定審議会）」に改め、同条第一項中「行なおうとする」を「行う」に、「教科用図書選定審議会」を「教科書等選定審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項中「教科用図書採択地区」を「教科書等の採択に係る地区」に改め、同条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条の見出しを「（教科書等の採択）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教科用図書」を「教科書等」に改め、同条第六項中「採択」を「採択（教科書の採択に限る。）」に、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）」を「臨時措置法」に、「教科用図書の」を「教科書の」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条の見出しを「（同一教科書等を採択する期間）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十八条第一項中「教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）」を「教科書」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同項第一号ハ中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第十九条から第二十一条までの規定中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第二十二条中「教科用図書の」を「教科書の」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

附則第三項から第十二項までを削る。

（著作権法の一部改正）

第六条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十三条の見出しを「（教科書等への掲載等）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「掲載」の下に「並びにその掲載された著作物の利用」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「用途」の下に「、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用（営利を目的としないものに限る。）に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三条の二を削る。

第三十三条の三第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第四項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三条の三を第三十三条の二とする。

第三十七条第三項中「第百二条第四項」を「第百二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条の六第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「、第三十三条の三第一項」を削る。

第四十七条の七本文中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条ただし書中「、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第五項」に改め、「を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「、第三十三条第二項」を加える。

第四十八条第一項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に改め、同条第二項第一号中「、第三十三条の三第一項」を削り、同項第二号中「第三十条の三」の下に「、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項」を加える。

第七十一条第一号中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項」を「又は第三十三条の二第三項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項」を「第三十三条の二第三項」に改める。

第八十六条第一項中「（同条第四項」を「及び第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第一項第一号」の下に「、第三十三条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項ただし書」を加え、同条第二項第二号中「第七項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項」を「第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第五項」の下に「、第三十三条第二項ただし書、第三十三条の二第二項ただし書」を加える。

第百二条第一項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に、「第三十二条」を「第三十三条の二」に、「、著作隣接権の目的となつている実演」を「著作隣接権の目的となつている実演」に改め、「準用し」及び「、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「係る自動公衆送信」と」の下に「、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と」を加え、同条第二項中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第四項」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同項第五号中「第三十三条の三第一項又は」及び「若しくは第四項」を削り、同項を同条第八項とする。

第百二条の二中「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第百三条中「から第三十三条の三までの規定による」を「及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第七条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「教科用図書を」を「教科書を」に改め、同条第三項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改め、同条第四項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第四条の見出しを「（教科書発行者の責務）」に改め、同条中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第五条の見出し中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第一項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第六条第二項及び第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第七条、第八条（見出しを含む。）及び第九条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第十条の見出し中「無償給付」を「無償給付等」に改め、同条中「検定教科用図書等」を「教科書」に、「を購入し、小中学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科用特定図書等のうち図書であるもの　購入及び小中学校の設置者への無償給付

二　当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第十一条中「より購入すべき教科用特定図書等を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第十二条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「第十条」を「第十条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用特定図書等を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第十三条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に改める。

第十五条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「第十条から第十二条までの規定による措置」に改める。

第十六条第一項第一号中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同項第二号中「附則第九条第一項に規定する教科用図書」を「附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

第十七条第一項中「部数」を「数」に改める。

附則第四条中「第三十三条の三第一項及び第二項、」を「第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び」に改め、「並びに第百二条第三項」を削り、「第三十三条の三第一項中」を「第三十三条の二第一項中」に、「教科用図書」を「教科書」に、「同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」を「同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（教科用図書等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第三十四条第一項（旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（次項において「教科用図書」という。）であるものは、第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（次項及び第六項において「教科書」という。）とみなす。

2　前項の規定により教科書とみなされた教科用図書（以下この条において「特定教科書」という。）の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材の使用については、旧学校教育法第三十四条第二項及び第三項（これらの規定を旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧学校教育法第三十四条第二項中「前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）附則第二条第二項に規定する特定教科書（次項において「特定教科書」という。）」と、「同項」とあるのは「同法第一条の規定による改正後の第三十四条第一項」と、「教科用図書に」とあるのは「同項に規定する教科書（次項において「教科書」という。）に」と、同条第三項中「教科用図書を」とあるのは「教科書を」と、「教科用図書に用いられた」とあるのは「特定教科書に用いられた」と、「教科用図書に代えて」とあるのは「教科書に代えて」とする。

3　特定教科書に掲載された著作権の目的となっている著作物（著作隣接権の目的となっている放送又は有線放送を含む。第五項において「著作物」という。）の前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科書代替教材」という。）への掲載及び教科書代替教材の使用に伴う利用については、第六条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条の二第一項（旧著作権法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧著作権法第三十三条の二第一項中「教科用図書に掲載された」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号）附則第二条第二項に規定する特定教科書に掲載された」と、「教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「同条第三項に規定する教科書代替教材」と、「教科用図書代替教材の当該使用」とあるのは「当該教科書代替教材の同法第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書に代えての使用」とする。

4　前項の場合における第六条の規定による改正後の著作権法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第二項第一号	又は第三十四条第一項	若しくは第三十四条第一項又は学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十七号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（以下「なお効力を有する第三十三条の二第一項」という。）
第四十七条の六第一項第三号	又は第四十七条	若しくは第四十七条又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十七条の七	又は第四十七条の五	若しくは第四十七条の五又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
	若しくは第四十七条の五	若しくは第四十七条の五若しくはなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十八条第一項第一号	又は第四十七条第一項	若しくは第四十七条第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十九条第一項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項

第四十九条第二項第一号	又は第四十七条第一項若しくは第三項	若しくは第四十七条第一項若しくは第三項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第八十六条第二項第二号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又は改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第八十六条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項
第百二条第二項	第四十七条	第四十七条若しくは改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第百二条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（第八項第一号において「なお効力を有する準用第三十三条の二第一項」という。）
第百二条第八項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する準用第三十三条の二第一項

5　第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧著作権法第三十三条の二第一項の規定による教科書代替教材への著作物の掲載に係る特定教科書を発行する者への通知及び著作権者（放送又は有線放送を利用する場合にあっては、著作隣接権者）への補償金の支払については、なお従前の例による。

6　令和十年三月三十一日までに教科書となった教科用の教材（文部科学大臣の検定を経たものに限る。）については、特定教科書とみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第五条の規定による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（次項において「旧無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科用図書発行者の指定は、第五条の規定による改正後の義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（次項において「新無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科書発行者の指定とみなす。

2　この法律の施行の際現にされている旧無償措置法第十八条第一項の申請は、新無償措置法第十八条第一項の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業教育振興法の一部改正）

第六条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「〔教科書〕」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書」に、「基き」を「基づき」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第七条　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

第八条　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第九条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項第十一号中「教科用図書その他の教授上用いられる図書」を「教科書」に、「教科用図書の」を「教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の」に改める。

附則第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法第百二条第九項」を「著作権法第百二条第八項」に改める。

御名御璽

令和八年六月十七日

文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
国事行為臨時代行名

法律第三十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第五章　特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）」を「第五章　特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条の十）」に、「第五章の二　特定海外事業の促進（第八十五条の二―第八十五条の十二）」に改める。

第一条中「制度並びに」を「制度、」に、「を創設する」を「並びに特定海外事業の促進に関する制度を創設する」に改める。

第二条第二項第二号中「確保並びに」を「確保、」に改め、「いう。）」の下に「並びに特定海外事業（第八十五条の二第一項に規定する特定海外事業をいう。）の促進」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　官民協議会（第三条の二第一項に規定する官民協議会をいう。）に関する基本的な事項

五　調査研究（第三条の三第一項に規定する調査研究をいう。）に関する基本的な事項

第三条の次に次の三条を加える。

（官民協議会）

第三条の二　内閣総理大臣は、基本方針に基づき、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止（以下この条において「連携経済安全阻害防止」という。）のための情報共有及び対策に関する協議会（以下この条において「官民協議会」という。）を組織するものとする。

2　官民協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　内閣総理大臣

二　関係行政機関の長

三　第十条第一項に規定する認定供給確保事業者、第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者（第四十九条第二項において「特定社会基盤事業者」という。）その他の内閣総理大臣がその同意を得た者と認める事業者（官民協議会の構成員となることにつき、内閣総理大臣がその同意を得た者に限る。）

3　内閣総理大臣は、必要と認めるときは、官民協議会に、学識経験を有する者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。

4　官民協議会は、第一項の目的を達成するため、連携経済安全阻害防止に資する情報を共有するとともに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

一　連携経済安全阻害防止のために官民が取り組むべき対策に関する事項

二　連携経済安全阻害防止に資する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、連携経済安全阻害防止のために必要な事項

5　官民協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、官民協議会で知り得た連携経済安全阻害防止に資する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。

6　官民協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、連携経済安全阻害防止に関し必要な情報に関する資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

7　官民協議会の構成員は、前項前段の規定による官民協議会の求めに応じて資料を提供するときは、当該資料の取扱いに関し意見を付すことができるものとし、意見を付した構成員以外の構成員は、その意見に配慮しなければならない。ただし、官民の連携により経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8　内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができる。

9　官民協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

10　前各項に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、官民協議会が定める。

（調査研究基本指針）

第三条の三　政府は、基本方針に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下この条及び次条において「調査研究」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条第一項において「調査研究基本指針」という。）を定めるものとする。

2　調査研究基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　調査研究に関する基本的な方向に関する事項

二　次条第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項

三　次条第四項に規定する調査研究機関に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、調査研究に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、調査研究基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により調査研究基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他調査研究に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、調査研究基本指針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、調査研究基本指針の変更について準用する。

（調査研究）

第三条の四　内閣総理大臣は、調査研究基本指針に基づき、調査研究を行うものとする。

2　内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に調査研究に関する業務の一部を行わせることができる。

3　内閣総理大臣は、調査研究の一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができる。

一　調査研究を行うための専門的な能力を有すること。

二　安全保障の確保に関する経済施策に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三　内外の安全保障の確保に関する経済施策に関する調査及び研究を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

四　情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

4　関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者（次項並びに第六十二条第三項及び第六項において「調査研究機関」という。）からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

5　独立行政法人経済産業研究所若しくは調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、それぞれ第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所が行う業務又は第三項の規定による委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第六条第六項中「前三項」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7　政府は、特定重要物資の安定供給確保に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、安定供給確保基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第七条中「又はその」を「若しくはその」に改め、「原材料等」の下に「という。）又は当該物資若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」という。）を加え、「当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤」を「その生産若しくは提供に必要な基盤」に、「生産技術」を「生産若しくは提供に係る技術」に改める。

第二章第一節に次の一条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条の二　国、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売若しくは特定重要物資等に係る物資等供給不可欠役務（以下この章及び第八十六条第一項において「特定重要物資等供給不可欠役務」という。）の提供の事業を行い、又は特定重要物資の供給を受ける個人又は法人その他の団体その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2　国は、前項の規定による協力に係る国以外の関係者による取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第九条第三項第八号中「又は使用」を「若しくは使用又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供」に改め、同条第四項第四号中「供給能力」の下に「又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置）

第九条の二　主務大臣は、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業の廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、又は行われようとする場合において、当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握するために必要があると認めるときは、当該事業を行う個人又は法人その他の団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により把握した当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響に照らし、前条第一項に規定する取組が行われなければ当該特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、同項の規定による供給確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができる。

第十条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「第九条第四項」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（関係者に対する協力の求め）

第十一条の二　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に係る特定重要物資等の生産に必要な原材料等を供給し、又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務を提供する他の事業者に係る事業の廃止、譲渡又は移転その他の事由により、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次項の規定による措置をとるよう申し出ることができる。

２　主務大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該認定供給確保計画に係る特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する事由に関係する者に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めることができる。

第三十条第一項中「特定重要物資等」の下に「（特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を含む。以下この条、第四十八条第二項及び第八十六条第一項第二号において同じ。）」を加える。

第四十四条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「原材料等」の下に「又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務」を加え、同条第八項中「又はその」を「若しくはその」に、「原材料等の」を「原材料等又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資の」に、「原材料等を」を「原材料等又は当該特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を」に改める。

第四十八条第一項中「又は販売の事業」を「若しくは販売の事業又はその所管する事業のうち、物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供に係るもの」に、「又はその」を「若しくはその」に、「又は保管」を「若しくは保管の状況又は当該役務の提供」に改める。

第四十九条第二項第二号中「（次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。）」を削る。

第五十条第一項中「この項及び第五十二条において」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　医療に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ　医業及び歯科医業のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院が行うもの

ロ　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行う事業

第五十二条第一項本文中「他の事業者から」を削り、「と実質的に」を「又は当該特定社会基盤事業者と実質的に」に、「当該政令」を「当該特定社会基盤事業者及び当該政令」に、「場合を」を「場合並びに次項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムであって当該者により供給されるものが当該特定重要設備の一部を構成する場合を」に改め、同項ただし書中「他の事業者から」を削り、同条第二項第二号ハ中「ある」の下に「ものとして主務省令で定める」を加える。

第五十三条第一項中「は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される」を「に行う」に、「に関する限り」を「であって、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供されるものに係るものについては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定社会基盤事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由により同項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。

一　他の特定社会基盤事業者から当該指定に係る特定社会基盤事業を譲り受けたこと。

二　他の特定社会基盤事業者について合併又は分割があった場合における当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該分割により当該指定に係る特定社会基盤事業を承継した法人であること。

三　前二号に準ずる事由として政令で定めるもの

第五十三条第二項中「については」を「の導入及び維持管理又は操作の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加え、同条第三項中「については」を「の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加える。

第六十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十一条中「（第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技術」という。）」を削る。

第六十二条第一項中「及び第二項」を削り、「及び次条第四項」を「並びに次条第一項及び第四項」に改め、同条第三項中「特定重要技術調査研究機関（第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。）」を「調査研究機関」に改め、同条第六項中「特定重要技術調査研究機関」を「調査研究機関」に改める。

第六十三条第一項中「基金のうち」を「研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設ける基金であって、活性化法第二十五条第一項に規定する公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるためのもののうち、」に、「ものを」を「もの又は当該基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを、」に改め、同条第二項中「に係る資金配分機関（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）」を「を設ける法人」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　特定海外事業の促進

（特定海外事業促進基本指針）

第八十五条の二　政府は、基本方針に基づき、特定海外事業（海外において事業者が行う次に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）の促進に関する基本指針（以下この条及び次条第四項第一号において「特定海外事業促進基本指針」という。）を定めるものとする。

一　港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が図られるもの

二　我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

三　特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

２　特定海外事業促進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

二　特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

三　特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

四　次条第一項の認定に関する基本的な事項

五　第八十五条の八に規定する措置に係る業務に関して株式会社国際協力銀行（以下この章において「国際協力銀行」という。）が果たすべき役割に関する基本的な事項

六　特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項

七　前各号に掲げるもののほか、特定海外事業の促進に関し必要な事項

３　内閣総理大臣は、特定海外事業促進基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定により特定海外事業促進基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他特定海外事業の促進に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

５　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特定海外事業促進基本指針を公表しなければならない。

６　前三項の規定は、特定海外事業促進基本指針の変更について準用する。

（特定海外事業計画の認定）

第八十五条の三　特定海外事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定海外事業に関する計画（以下この章において「特定海外事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が特定海外事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は、共同して特定海外事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　特定海外事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定海外事業の目標

二　特定海外事業の内容及び実施期間

三　特定海外事業の実施体制

四　特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法

五　特定海外事業を円滑かつ確実に実施するために行う措置

六　特定海外事業に関する情報を管理するための体制

七　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定海外事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なものであること。

二　特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。

三　特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

5　主務大臣は、第一項の認定を行うに際し必要と認めるときは、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

6　主務大臣は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（特定海外事業計画の変更）

第八十五条の四　前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定特定海外事業者」という。）は、当該認定に係る特定海外事業計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定特定海外事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（特定海外事業計画の認定の取消し）

第八十五条の五　主務大臣は、認定特定海外事業者が認定を受けた特定海外事業計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定特定海外事業計画」という。）に従って特定海外事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　主務大臣は、認定特定海外事業計画が第八十五条の三第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定海外事業者に対して、当該認定特定海外事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3　第八十五条の三第五項及び第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

（報告等）

第八十五条の六　認定特定海外事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定によるほか、この章の規定の施行に必要な限度において、認定特定海外事業者に対し、認定特定海外事業計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（認定特定海外事業に対する支援）

第八十五条の七　主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業（認定特定海外事業計画に従って行われる特定海外事業をいう。次条及び第八十五条の十において同じ。）を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等）

第八十五条の八　国際協力銀行は、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る同法第二条第十四号に規定する債務の保証等を行い、当該資金の調達のために発行される同条第十一号に規定する公社債等を応募その他の方法により取得し、又は当該資金を出資するものとする。

（資料の提出等の要求）

第八十五条の九　主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（資金の確保）

第八十五条の十　国は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を行うために必要な資金（国際協力銀行が行う第八十五条の八に規定する措置に係る業務に要する資金を含む。）の確保に努めるものとする。

第八十六条第一項各号列記以外の部分、第三号及び第四号中「又は販売」を「若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供」に改め、同項第五号中「又は販売」を「若しくは販売又は物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供」に改め、同条第三項中「及び第三章」を「、第三章及び前章」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前章における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

第九十五条第一項第一号中「第三十七条、」を「第三条の二第九項、第三条の四第五項、第三十七条又は」に改め、「又は第六十四条第四項」を削る。

第九十六条第四号中「又は第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項又は第八十五条の六第二項」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第二条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。

第一条中「株式会社とする」を削り、同条に次の一項を加える。

2　株式会社国際協力銀行は、前項に規定するもののほか、認定特定海外事業（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第八十五条の七に規定する認定特定海外事業をいう。第十三条第一項第三号において同じ。）の実施に必要な金融（同号に掲げる場合に行うものに限る。）を行い、もって安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

第二条第四号及び第七号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第九号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第十号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第十六号中「財務省令」を「主務省令」に改め、「含む。」の下に「第十三条第三項、」を加える。

第六条及び第八条ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十一条第六号ロ中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第八十五条の三第五項（同法第八十五条の四第三項及び第八十五条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じ、必要な情報を提供すること。

第十二条第一項第一号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第二項第二号、第三項、第六項第五号、第八項、第九項第一号、第十項第二号及び第十一項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項から第七項まで及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務として行う資金の貸付けを行う場合には、適用しない。

第十三条第一項第二号中「財務省令」を「主務省令」に、「次項及び」を「次項、第三項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

三　会社が当該貸付け（第十一条第五号の規定による資金の貸付けを除き、認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）又は当該出資（認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行わなければ当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該貸付け又は当該出資を行うことで当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。）

第十三条第二項中「までに掲げる業務」の下に「（前項第三号に掲げる場合に行うものを除く。）」を加え、「第二十六条の二各号」を「第二十六条の二第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務（第一項第三号に掲げる場合に行うものに限る。）に係る貸付金の額、出資金の額その他の条件は、第二十六条の二第三号に掲げる業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付け（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された政府の資金の会社に対する貸付けであって、会社の自己資本の充実に資するものとして政令で定めるものをいう。第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において同じ。）に係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう定めるものとする。

第十三条の二第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「第一号及び前号」に、「（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号」を「に係る第十一条第十号」に改め、同条第二項第五号中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条の三第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（認定特定海外事業促進業務指針）

第十三条の四　主務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「認定特定海外事業促進業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「認定特定海外事業促進業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一　第十三条第一項第三号に掲げる場合に行う第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

二　前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三　前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四　第十一条第九号に掲げる業務

五　第一号及び前二号に掲げる業務に係る第十一条第十号に掲げる業務

2　認定特定海外事業促進業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資を行うに当たって従うべき基準

二　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三　認定特定海外事業促進業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四　認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項

六　その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（認定特定海外事業促進業務基本方針）

第十三条の五　会社は、主務省令で定める認定特定海外事業促進業務の実施に関する事項について、認定特定海外事業促進業務指針に即して、認定特定海外事業促進業務に関する基本方針（次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の規定により認可をした認定特定海外事業促進業務基本方針が会社による認定特定海外事業促進業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十四条第一項中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第十六条第一項中「作成し」の下に「、主務大臣を経由して」を加え、同条第二項中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「並びにその作成及び提出の手続」を削り、「財務大臣が」の下に「、主務大臣と協議して」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の収入及び支出の予算は、次に掲げる業務ごとに区分する。

一　第二十六条の二第一号及び第二号に掲げる業務

二　第二十六条の二第三号に掲げる業務

第十六条に次の一項を加える。

7　予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第二十条第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「添付して」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　会社は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

第二十五条第一項中「その旨を」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十六条第二項中「含む。）を」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十六条の二第一号中「特別業務」の下に「及び認定特定海外事業促進業務」を加え、同条に次の一号を加える。

三　認定特定海外事業促進業務

第二十七条第一項中「した後」の下に「、予算の区分に従い」を、「遅滞なく」の下に「、主務大臣を経由して」を加える。

第三十条第二項中「これを」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第三十二条に次の二項を加える。

2　政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けを行う場合にあっては、債権の全部若しくは一部を免除し、又は通常の条件より会社に有利な条件を付することができる。

3　会社は、第一項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けがあったときは、その劣後的政府貸付けにより増加する劣後的政府貸付けに係る借入金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十三条第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に、「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第四項及び第五項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「貸付け」の下に「（劣後的政府貸付けを除く。）」を加え、「及び準備金」を「、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　第六項及び第七項の規定は、認定特定海外事業促進業務について準用する。この場合において、第六項中「（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍」とあるのは「の三倍」と、同項及び第七項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「認定特定海外事業促進業務に係る限度額」と読み替えるものとする。

第三十六条第一号及び第三号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第七号中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第一項、第二項及び第五項並びに第四十一条第三項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第五章に次の二条を加える。

（主務大臣等）

第四十三条の二　この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、第十三条の四第一項及び第二項第五号並びに第十三条の五に規定する主務大臣並びに前章、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十条第一項及び第二項（これらの規定中認定特定海外事業促進業務に係る部分に限る。）に規定する主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

2　この法律における主務省令は、財務省令とする。ただし、第十三条の五第一項、第三十六条第七号及び第三十七条に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

（協議）

第四十三条の三　財務大臣は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一　第二条第七号、第十号若しくは第十六号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項、第十六条第二項又は第三十三条第一項若しくは第二項の主務省令を定めようとするとき。

二　第二条第九号の外国の法人又は第十一条第六号ロの中堅企業として主務大臣が定めるものを定めようとするとき。

第四十六条第一号中「財務大臣の認可又は」を「主務大臣の認可又は主務大臣若しくは財務大臣の」に改め、同条第二号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四号中「第十三条の三第二項」の下に「、第十三条の五第二項」を加え、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五号中「第三十三条第六項（同条第九項」の下に「及び第十項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第六条まで、第七条第一項及び第十条の規定　公布の日

二　第一条中経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「推進法」という。）第五十三条第一項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、推進法第六十二条第一項の改正規定並びに推進法第六十三条の改正規定　公布の日から起算して一月を経過した日

三　第一条中推進法の目次の改正規定（「第八条の二」を「第八条の二」に改める部分に限る。）、推進法第二条第二項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、推進法第三条の次に三条を加える改正規定、推進法第六条の改正規定、推進法第七条の改正規定、推進法第二章第一節に一条を加える改正規定、推進法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、推進法第十条の改正規定、推進法第十一条の次に一条を加える改正規定、推進法第三十条第一項の改正規定、推進法第四十四条の改正規定、推進法第四十八条第一項の改正規定、推進法第四十九条第二項第二号の改正規定、推進法第五十二条の改正規定、推進法第五十三条第一項にただし書を加える改正規定、推進法第六十条第二項の改正規定、推進法第六十一条の改正規定、推進法第六十二条第三項及び第六項の改正規定、推進法第六十四条の改正規定、推進法第八十六条第一項の改正規定並びに推進法第九十五条第一項第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第一条中推進法第五十条第一項の改正規定（「この項及び第五十二条において」を削る部分を除く。）　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（特定重要設備の導入等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の推進法（次条において「第三号改正後推進法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に推進法第五十条第一項の指定を受けた者について適用し、第三号施行日前に当該指定を受けた者については、なお従前の例による。

（調査研究基本指針に関する準備行為）

第三条　政府は、第三号施行日前においても、第三号改正後推進法第三条の三の規定の例により、調査研究基本指針（同条第一項に規定する調査研究基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された調査研究基本指針は、第三号施行日において第三号改正後推進法第三条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（特定海外事業促進基本指針に関する準備行為）

第四条　政府は、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）前においても、第一条の規定（附則第一条第二号から第四号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の推進法（同項において「新推進法」という。）第八十五条の二の規定の例により、特定海外事業促進基本指針（同条第一項に規定する特定海外事業促進基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された特定海外事業促進基本指針は、施行日において新推進法第八十五条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（認定特定海外事業促進業務指針等に関する準備行為）

第五条　主務大臣（第二条の規定による改正後の株式会社国際協力銀行法（以下この条において「新国際協力銀行法」という。）第四十三条の二第一項ただし書に規定する主務大臣をいう。第三項において同じ。）は、施行日前においても、新国際協力銀行法第十三条の四の規定の例により、認定特定海外事業促進業務指針（同条第一項に規定する認定特定海外事業促進業務指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された認定特定海外事業促進業務指針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。

3　株式会社国際協力銀行は、施行日前においても、新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定の例により、認定特定海外事業促進業務基本方針（同項に規定する認定特定海外事業促進業務基本方針をいう。次項において同じ。）を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

4　前項の規定により定められ、認可を受けた認定特定海外事業促進業務基本方針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定により定められ、認可を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条まで及び附則第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の三中「確保並びに」を「確保」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正）

第九条　独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三条の二第八項の規定による同項に規定する業務及び同法第三条の四第二項の規定による同項に規定する業務を行うこと。

第十四条中「及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣

二　第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣

三　第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

第十四条に次の一項を加える。

２　研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正に伴う準備行為）

第十条　内閣総理大臣は、第三号施行日前においても、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第三項及び第六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、前条の規定による改正後の独立行政法人経済産業研究所法第十四条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第三十九号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正）

第一条　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律

目次中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」を「宇宙ロケットの設計の確認」に、「第四節　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）」を「第四節　搭載前人工衛星等の適合認定（第十八条の二―第十八条の四）　第五節　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。

第一条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に、「並びに」を「並びに宇宙ロケット又は」に改める。

第二条第一号中「第二十二条第二号」を「第四条第二項第五号へ及び第六条第四号ロ」に改め、同条第十一号中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「人工衛星の落下」を「人工衛星等の落下」に改め、同号ただし書中「、当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理」に、「その他の当該人工衛星の管理」を「その他の当該特定人工衛星の管理」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星等の落下」を「発射された後の宇宙ロケットの落下」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット」を「発射された後の宇宙ロケット（これに搭載された人工衛星等（当該宇宙ロケットから正常に分離されたものを除く。）を含む。次号において同じ。）」に改め、同号ただし書中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「、人工衛星」を「、特定人工衛星」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星に」を「特定人工衛星に」に、「第六条第二号」を「第六条第三号」に、「人工衛星の」を「特定人工衛星の」に、「把握し」を「その位置、姿勢及び状態を把握し」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これ」を「宇宙ロケット」に、「一定」を「これを地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置することをいい、これと併せて宇宙ロケットに人工衛星等を搭載した上で一定」に、「当該人工衛星」を「当該人工衛星等」に、「ことをいう」を「場合にあっては、当該分離する行為を含むものとする」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　特定人工衛星　人工衛星のうち、その位置、姿勢及び状態を制御することができるものをいう。

八　搭載前人工衛星等　人工衛星等（特定人工衛星を除く。）であって、宇宙ロケットに搭載する前のものをいう。

第二条第四号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「その打上げ用ロケット」を「人工衛星以外の宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置するもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「地球を」を「宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を」に、「人工の物体」を「もの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　宇宙ロケット　地球から発射するロケットであって、発射した場合に地球を回る軌道若しくはその外又は地球以外の天体に達する推力を有するものをいう。

第三条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第四条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　宇宙ロケットの打上げの目的

第四条第二項第四号を削り、同項第三号中「（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあっては、その適合認定番号）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　宇宙ロケットの設計

第四条第二項第五号を次のように改める。

五　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載するかどうかの別及び宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　人工衛星等の数

ロ　それぞれの人工衛星等の種別（特定人工衛星又は特定人工衛星以外の人工衛星等のいずれであるかの別をいう。）

ハ　それぞれの人工衛星等に係る次に掲げる者の氏名又は名称及び住所

(1)　当該人工衛星等がその搭載について委託を受けたものである場合にあっては、当該委託に係る契約の相手方

(2)　当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理を行う者

ニ　それぞれの人工衛星等の投入先又は配置先

ホ　それぞれの人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法

ヘ　それぞれの人工衛星等（国及び締約国外国政府（宇宙空間探査等条約の締約国である外国の政府をいう。第五項及び第六条第四号ロにおいて同じ。）の人工衛星等を除く。）の構造

第四条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　次に掲げる事項を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

イ　宇宙ロケットの打上げを予定する時期

ロ　宇宙ロケットの飛行経路

ハ　打上げ施設と宇宙ロケットとの間で信号を送受信する方法その他の打上げ施設の使用の方法

ニ　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法

ホ　次に掲げる事項その他宇宙ロケットの打上げの方法

(1)　宇宙ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該宇宙ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（以下「飛行中断措置」という。）

(2)　宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法（飛行中断措置を除く。）

(3)　宇宙ロケットに搭載した人工衛星等を分離するかどうかの別並びに人工衛星等を分離する場合にあっては、分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法

第四条に次の三項を加える。

3　前項の申請書に宇宙ロケットについて第十三条第一項の確認に係る設計確認番号を記載するときは、前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4　第二項の申請書に打上げ施設について第十六条第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載するときは、第二項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

5　第二項の申請書に宇宙ロケットに搭載する人工衛星等の全部又は一部について第十八条の二第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載し、又は第二十条第一項の許可を受けたことを証する書面若しくは締約国外国政府が監督することを証する書面を添付するときは、第二項の規定にかかわらず、その記載又は添付に係る人工衛星等については同項第五号ヘに掲げる事項を記載することを要しない。

第五条第一号中「以下」を「以下この号及び第二十一条第一号において」に改め、同条第三号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第六条第三号を削り、同条第二号中「が」を「（第十六条第一項の適合認定を受けたものを除く。）が」に「その他の人工衛星の打上げ用ロケット」を「その他の宇宙ロケット」に、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式」を「宇宙ロケットの設計」に、「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、「又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること」を削り、同号イ中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「搭載された」を「備えられた」に、「把握し」を「その位置、姿勢及び状態を把握し」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　飛行中断措置を講ずるために必要な信号を宇宙ロケットに備えられた無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「設計」を「設計（第十三条第一項の確認を受けたものを除く。）」に改め、「又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　宇宙ロケットの打上げの目的が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六条第四号を次のように改める。

四　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ　当該人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ロ　当該人工衛星等（国及び締約国外国政府の人工衛星等並びに第四条第五項の規定による記載又は添付に係る人工衛星等を除く。）の構造が、その人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の当該構造を宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（以下「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとするための基準として人工衛星等の投入先又は配置先を勘案して内閣府令で定める基準（以下「人工衛星等汚染等防止・安全基準」という。）に適合するものであること。

第六条に次の一号を加える。

五　ロケット打上げ計画が公共の安全を確保し、及び宇宙空間の有害な汚染等を防止する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

第七条第一項中「第五号」を「第六号」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「及び型式別施設安全基準に」を「、設計別施設安全基準の」に、「が型式別施設安全基準」を「が設計別施設安全基準」に、「ときを」を「とき及び人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があった場合において当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを」に改め、「、内閣府令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「前条」を「第四条第二項から第五項まで及び前条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第二項中「、次に掲げる事項を」とあるのは「、第一号から第六号までに掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、変更に係るものに限る。）を」と、同条第三項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十四条第一項の確認を受けたことを証する書面を添付するとき」と、同条第四項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十七条第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき」と、同条第五項中「又は第二十条第一項」とあるのは「及び第十八条の三第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき、又は第二十条第一項若しくは第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

第八条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第二項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ（これに係る打上げ施設の使用及び宇宙ロケットへの人工衛星等の搭載を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　打上げ実施者は、宇宙ロケットの打上げを行うに当たっては、当該宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットに第四条第一項の許可に係る人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならない。

第九条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改める。

第十条第一項及び第三項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第四項中「第三号」を「第五号」に改め、同条第五項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第十一条中「打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなったとき」を「次に掲げる場合に」に、「当該各号に定める」を「次の各号に定める」に、「各号に該当する」を「各号に掲げる場合に該当する」に改め、同条第一号中「死亡した」を「打上げ実施者である個人が死亡した」に改め、同条第二号及び第三号中「法人」を「打上げ実施者である法人」に改め、同条第四号中「人工衛星等の打上げ」を「打上げ実施者が宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第十二条中「打上げ実施者が」を削り、同条第一号中「偽り」を「打上げ実施者が偽り」に改め、同条第二号中「第五条第一号」を「打上げ実施者が第五条第一号」に改め、同条第三号中「その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケット」を「当該許可に係る宇宙ロケット」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　当該許可に係る打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったとき。

第十二条第七号中「第三十四条第一項」を「打上げ実施者が第三十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「第八条」を「打上げ実施者が第八条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第七条第一項」を「打上げ実施者が第七条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　宇宙ロケットの設計の確認

第十三条の見出しを「(設計の確認)」に改め、同条第一項中「申請」を「発射前の宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者の申請」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「当該宇宙ロケット」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第二項中「型式認定」を「確認」に、「に人工衛星の打上げ用ロケット」を「に宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有していること及び当該宇宙ロケット」に改め、同項第二号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第三項中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第四項中「型式認定は」を「確認は」に、「型式認定番号」を「設計確認番号」に、「型式認定書」を「設計確認書」に改める。

第十四条第一項中「型式認定」を「確認」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「の認定」を「の確認」に改め、同条第二項中「型式認定」を「確認」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「認定」を「確認」に改める。

第十五条の見出しを「(設計の確認の取消し等)」に改め、同条第一項中「第十三条第一項の型式認定を受けた者が」を削り、「その型式認定」を「第十三条第一項の確認」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「当該確認を受けた者が第三十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「当該確認を受けた宇宙ロケット」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　当該確認を受けた者が前条第一項の規定により確認を受けなければならない事項を同項の確認を受けないで変更したとき。

第十五条第一項に第一号として次の一号を加える。

一　当該確認を受けた者が偽りその他不正の手段により当該確認又は前条第一項の確認を受けたとき。

第十五条第二項中「型式認定を」を「確認を」に、「前項」を「第一項」に、「型式認定が」を「確認が」に、「とき」を「とき、又は前項の規定により当該確認が効力を失ったとき」に、「型式認定書」を「設計確認書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十三条第一項の確認は、当該確認を受けた者が当該確認に係る宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

第十五条第一項中「申請」を「打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者の申請」に、「人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式（その設計が」を「宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットの設計（」に、「型式認定又は外国認定を受けた」を「確認に係る」に改め、同条第二項中「申請書に」の下に「打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該」を加え、「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、同項第三号中「型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨」を「確認に係る設計確認番号」に改め、同項第四号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第三項中「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改める。

第十七条第一項中「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、同条第二項中「又は」を「、又は」に改める。

第十八条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第一項中「第十六条第一項の適合認定を受けた者が」を削り、「その」を「第十六条第一項の」に改め、同項第二号中「第三十三条第二項」を「当該適合認定を受けた者が第三十三条第二項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「打上げ施設が型式別施設安全基準」を「当該適合認定を受けた打上げ施設が設計別施設安全基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

第十八条第一項に第一号として次の一号を加える。

一　当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に、「とき」を「とき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったとき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十六条第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

第十九条第一項中「人工衛星の打上げ用ロケットの設計」を「宇宙ロケットの設計（人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。）」に、「型式認定」を「確認」に改め、同条第二項中「打上げ施設」の下に「（人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。）」を加える。

第二章中第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　搭載前人工衛星等の適合認定

（適合認定）

第十八条の二　内閣総理大臣は、搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、当該搭載前人工衛星等について適合認定を行う。

2　前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　搭載前人工衛星等の投入先又は配置先

三　搭載前人工衛星等の構造

四　その他内閣府令で定める事項

3　内閣総理大臣は、第一項の申請があったときは、その申請に係る搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4　第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された搭載前人工衛星等認定書を交付することによって行う。

（適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更）

第十八条の三　前条第一項の適合認定を受けた者は、当該適合認定に係る人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に当該人工衛星等の投入先若しくは配置先又は構造を変更しようとするとき（当該発射前に人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があった場合において、当該人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第四号に掲げる事項に変更があったとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

３　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（適合認定の取消し等）

第十八条の四　内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二第一項の適合認定を取り消すことができる。

一　当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

二　当該適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき（当該人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）。

三　当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四　当該適合認定を受けた者が第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

２　第十八条の二第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

３　第十八条の二第一項の適合認定を受けた者は、第一項の規定により当該適合認定が取り消されたとき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったときは、遅滞なく、搭載前人工衛星等認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第三章の章名中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十条第一項中「人工衛星として」を「特定人工衛星として」に、「人工衛星管理設備（」を「特定人工衛星管理設備（」に、「国内等の人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「、人工衛星」を「、特定人工衛星」に改め、同条第二項第二号中「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星に」を「特定人工衛星に」に、「当該人工衛星」を「当該特定人工衛星」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　特定人工衛星の投入先又は配置先

第二十条第二項第四号及び第五号中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同項第六号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「内容」を「内容その他特定人工衛星の管理の方法を定めた計画（以下「管理計画」という。）」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第二十一条第三号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十二条第一号中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　特定人工衛星の構造が、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するために必要な構造の基準として内閣府令で定める基準並びに人工衛星等汚染等防止・安全基準（以下「特定人工衛星制御等基準」と総称する。）に適合するものであること。

第二十二条第三号中「他の人工衛星」を「宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体上に配置されたもの又は他の人工衛星等」に改め、同条第四号イ中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同号ロ中「人工衛星の位置」を「特定人工衛星の位置」に、「当該人工衛星」を「当該特定人工衛星」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同号ハ及びニ中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改める。

第二十三条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「同条第二項第四号から第八号まで」を「同条第二項第三号から第七号まで」に、「とき」を「とき（当該許可に係る特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に特定人工衛星制御等基準の変更があった場合において、当該特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったときを含む。）」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「から第三号まで」を「、第二号」に、「第九号」を「第八号」に、「又は」を「、又は」に改める。

第二十四条中「人工衛星管理者は、人工衛星の管理」を「特定人工衛星管理者は、特定人工衛星の管理」に改める。

第二十五条中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「係る人工衛星」を「係る特定人工衛星」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「の人工衛星」を「の特定人工衛星」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「国内等の人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第三項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第六項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第二十七条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第二十八条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第二十九条第一項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「第三十三条第五項」を「第三十三条第五項」に改める。

第三十条第一項中「人工衛星管理者が」を削り、同項第一号中「偽り」を「特定人工衛星管理者が偽り」に改め、同項第二号中「第二十一条第一号」を「特定人工衛星管理者が第二十一条第一号」に改め、同項第五号中「第三十四条第一項」を「特定人工衛星管理者が第三十四条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三十三条第三項」を「特定人工衛星管理者が第三十三条第四項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十三条第一項」を「特定人工衛星管理者が第二十三条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該許可に係る特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったとき（当該特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）。

第三十条第二項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に、「除き」を「除き、当該許可を取り消された特定人工衛星管理者は」に、「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に改める。

第三十一条第一項中「型式認定」を「確認」に、「若しくは人工衛星管理者」を「、第十八条の二第一項の適合認定を受けた者若しくは特定人工衛星管理者（次条において「打上げ実施者等」という。）」に改める。

第三十二条中「打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者」を「打上げ実施者等」に改める。

第三十三条第一項中「型式認定」を「確認」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同条第二項中「型式別施設安全基準」を「設計別施設安全基準」に改め、同条第三項中「人工衛星管理者」を「特定人工衛星管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　内閣総理大臣は、第十八条の二第一項の適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合せず、又は人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき（当該人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）は、当該適合認定を受けた者に対し、人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合させるため、又は人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

４　内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可に係る特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合せず、又は特定人工衛星制御等基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき（当該特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）は、当該特定人工衛星管理者に対し、特定人工衛星制御等基準に適合させるため、又は特定人工衛星制御等基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十五条中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第三十六条第一項中「人工衛星等の打上げを行う者」を「者が打上げ実施者又は国であるときは、当該打上げ実施者又は国」に改め、同条第二項中「ロケット落下等損害」を「前項の規定により打上げ実施者又は国のみが賠償する責任を負うロケット落下等損害」に改める。

第三十八条第一項ただし書中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第四十条第二項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「被保険者」とあるのは「打上げ実施者」と、「保険者に」とあるのは「政府に」と読み替えるものとする。

第四十一条及び第四十二条中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第四十六条第一号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第五十一条第一号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第六章の章名中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。

第五十三条中「国内等の人工衛星管理設備」を「国内等の特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用い、かつ、特定人工衛星以外の人工衛星等を搭載して宇宙ロケットの打上げが行われた場合において、当該人工衛星等による人工衛星等落下等損害が生じたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、その損害を賠償する責任を負う。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該宇宙ロケットの打上げを行った者

二　委託により当該人工衛星等を搭載した場合　当該委託をした者

第五十四条中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。

第五十五条中「第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号」を「第六条第二号、第三号若しくは第四号ロ」に改める。

第五十七条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改める。

第六十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「の規定」を「、第七条第一項又は第八条の規定」に、「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「の規定」を「又は第二十三条第一項の規定」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条第六号中「第三十三条第三項」を「第三十三条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とする。

第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第八条又は」を削り、「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改める。

第六十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第一号とし、同条第四号中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第二号とする。

第六十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「型式認定書」を「設計確認書」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第十八条の四第三項の規定に違反して搭載前人工衛星等認定書を返納しなかったとき。

第六十四条中「関して」を「関し、」に、「対しても、」を「対して」に改める。

第六十五条中「第十一条」を「第七条第二項、第十一条、第十四条第二項、第十七条第二項、第十八条の三第二項、第二十三条第二項」に改める。

（宇宙基本法の一部改正）

第二条　宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「環境」を「かつ、公共の安全を確保し、及び環境」に改める。

第七条の見出し中「環境」を「公共の安全の確保及び環境」に改め、同条中「は、」の下に「公共の安全を確保して、及び」を加える。

第十五条の見出し中「人工衛星等」を「宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星」に改め、同条中「人工衛星等」を「宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星」に、「、追跡及び運用」を「及び追跡並びに人工衛星の運用」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十六条中「かんがみ」を「鑑み」に、「ロケット」を「宇宙開発利用に係るロケット」に改める。

第二十条の見出し中「環境」を「公共の安全の確保及び環境」に改め、同条第一項中「は、」の下に「公共の安全を確保し、及び」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第二号中「人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ（宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第二条第六号に規定する宇宙ロケットの打上げをいう。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三　宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第三十八条第二項中「前項各号」を「前項第一号又は第二号」に改め、同条第三項中「第一項各号」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同条第四項中「組織」の下に「、所掌事務」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（人工衛星の管理に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前に地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置した第一条の規定による改正前の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第二号に規定する人工衛星に関する人工衛星の管理については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第六条　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律」に改める。

第三条の見出し中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に改め、同条第一項中「を人工衛星」を「を特定人工衛星」に、「第二条第二号」を「第二条第七号」に、「人工衛星をいう」を「特定人工衛星をいう」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「同条第七号」を「同条第十号」に改め、同項第一号中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同条第二項第二号中「第二十条第二項第八号」を「第二十条第二項第七号」に改め、同条第四項中「人工衛星」を「特定人工衛星」に改め、同条第五項中「、第六十条第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」と」を削る。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律をここに公布する。

御名　御璽
国事行為臨時代行名

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第四十号

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、予備自衛官等の職務の重要性に鑑み、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）等の特例を定め、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めることにより、その職務の円滑な遂行を図り、もって予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　予備自衛官等　予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。次条第一項第三号において同じ。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。次条第一項第三号において同じ。）及び予備自衛官補をいう。

二　招集命令　自衛隊法第七十条第一項各号又は第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令をいう。

三　訓練招集命令　自衛隊法第七十一条第一項又は第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令をいう。

四　教育訓練招集命令　自衛隊法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令をいう。

五　一般職の国家公務員　国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（同法第六条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員（同法第八十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）を除く。）をいう。

六　裁判所職員　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員（非常勤職員（同法において読み替えて準用する国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）をいう。

七　自衛隊員　自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（自衛官、予備自衛官等及びその他の非常勤の隊員（同法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。）をいう。

八　一般職の地方公務員　地方公務員法第四条第一項に規定する一般職に属する職員（同法第三十八条第一項ただし書に規定する非常勤職員を除く。）をいう。

九　勤務時間　一般職の国家公務員（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の職員を除く。）にあっては一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下この号において「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、行政執行法人の職員にあっては独立行政法人通則法第五十八条第一項の規定により規程で定める勤務時間を、裁判所職員にあっては裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、自衛隊員にあっては自衛隊法第五十四条第二項の規定により防衛省令で定める勤務時間を、一般職の地方公務員（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この号及び第六条第二項において同じ。）の職員を除く。）にあっては地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定める勤務時間を、特定地方独立行政法人の職員にあっては地方独立行政法人法第五十二条第一項の規定により規程で定める勤務時間をいう。

（国家公務員法等の特例）

第三条　一般職の国家公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事すること（招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。第四項並びに第六条第一項及び第四項において同じ。）について、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる。

一　自衛隊法第三十五条の規定により予備自衛官補に採用されようとするとき。

二　自衛隊法第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官に任用されようとするとき。

三　自衛隊法第六十八条第二項（同法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官として引き続いて任用されようとするとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、内閣官房令・防衛省令で定める場合に該当するとき。

2　行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「内閣官房令・防衛省令で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、「所轄庁の長」とあるのは「勤務する行政執行法人の長」とする。

3　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

4　第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

5　第一項の承認を受けた職員（行政執行法人の職員を除く。）が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

6　第二項の規定により読み替えて適用する第一項の承認を受けた行政執行法人の職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合の給与の支給の基準については、独立行政法人通則法第五十七条第二項の規定にかかわらず、前項の規定を参酌して、行政執行法人が定めるものとする。

7　行政執行法人は、前項の基準を定めた場合は、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（裁判所職員への準用）

第四条　前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、裁判所職員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「最高裁判所規則」と、同条第三項及び第四項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法」と、同条第五項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

（自衛隊員への準用等）

第五条　第三条第一項、第三項及び第四項の規定は、自衛隊員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「防衛省令」と、「当該職員の所轄庁の長」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「国家公務員法第百一条第一項前段」とあるのは「自衛隊法第六十条第一項」と、同条第四項中「国家公務員法第百四条の許可」とあるのは「自衛隊法第六十三条の承認」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する第三条第一項の承認を受けた自衛隊員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合の給与については、政令で定める。

（地方公務員法の特例）

第六条　一般職の地方公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）の承認を受けることができる。

一　第三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二　前号に掲げる場合のほか、任命権者が定める場合に該当するとき。

２　特定地方独立行政法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）」とあるのは「勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」と、同項第二号中「任命権者」とあるのは「当該職員の勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」とする。

３　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は、適用しない。

４　第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

（国の責務）

第七条　国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（政令への委任）

第八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

２　第二条第五号及び第六号の短時間勤務の官職を占める職員には、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第五条第一項又は第二項（これらの規定を裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により採用された職員を含むものとし、第二条第七号の短時間勤務の官職を占める隊員には、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された隊員を含むものとする。

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政　令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第百九十六号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（作業環境測定法施行令の一部改正）

第一条　作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三号の政令で定める作業場」を「第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同条第二号中「定める作業場」を「定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

二　労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

三　労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

附則第一条ただし書中「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削る。

附則第四条第一項中「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項の下欄第二号中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第七号中「及び第六十五条の二」を「から第六十五条の三まで」に、「）に掲げる」を「）の規定による」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

省令

○農林水産省令第四十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項第一号及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表一（第三条関係）	別表一（第三条関係）
第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	第一　有害動物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物
(一)　節足動物	(一)　節足動物
（略）	（略）
Polygraphus rufipennis *Prays citri* *Prays endocarpa* （略） 削る （略）	*Polygraphus rufipennis* （新設） （新設） （略） *Tuta absoluta* （略）
(二)・(三)　（略）	(二)・(三)　（略）
（略）	（略）
二　（略）	二　（略）
第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	第二　有害植物 一　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物
(一)　（略）	(一)　（略）
（略）	（略）
(二)　細菌	(二)　細菌
（略）	（略）
Clavibacter nebraskensis（トウモロコシ葉枯細菌病菌）	*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）
（略）	（略）
(三)　（略）	(三)　（略）
（略）	（略）
(四)　その他植物病の病原体	(四)　その他植物病の病原体
次の植物病の病原体	次の植物病の病原体
（略）	（略）
Cherry black canker	Cherry black cancker
（略）	（略）
二　（略）	二　（略）

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一・二　（略）	（略）	（略）
三　イラン、トルコ、レバノン、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、英領チャネル諸島、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	にれ属植物及びはこやなぎ属植物の木材	（略）
四～十五　（略）	（略）	（略）

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	（略）	（略）
二　（略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド（付表第八十九及び第九	（略）

別表一の二（第五条の二関係）

地域	植物又は指定物品	基準
一・二　（略）	（略）	（略）
三　イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	にれ属植物の木材	（略）
四～十五　（略）	（略）	（略）

別表二（第九条関係）

地域	植物	備考（対象とする検疫有害動植物）
一　（略）	（略）	（略）
二　（略）	かんきつ類（げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん（かんきつ）属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。）（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド（付表第八十九及び第九	（略）

十一に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウェスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリーブ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウェスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわすずめうり、ケドロスティス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く。）、コッキニ

十一に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウェスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリーブ、カカオノキ、カシューナッツ、がじゆまる、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウェスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、くろみのおきなわすずめうり、ケドロスティス・ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く。）、コッキニ

ア・グランディス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントうり（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリ

ア・グランディス、こみのくろつぐ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントうり（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、びわ、びんろうじゆ、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリ

ゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポメティア・ピンナタ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゅうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植

ゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、へちま（付表第七十六に掲げるものを除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるものを除く。）、ベルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、ももたまな、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十九に掲げるものを除く。）、らんばい、ランブータン、りゅうがん（付表第七十七に掲げるものを除く。）、りんご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、カリッサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なし属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ぱんのき属植物、ばんれ

物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実	三　（略）	四　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イラン、オマーン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、レユニオン、オーストラリア	うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉、生果実及び花（乾燥された花を除く。）並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、いんげんまめ、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシューナッツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとけい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルポン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、ばんじろう、ふじま	（略）
	（略）	（略）

いし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるものを除く。）、ぶどう属植物（付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実	三　（略）	四　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アフガニスタン、イラン、オマーン、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、セネガル、ソマリア、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、レユニオン、オーストラリア領クリスマス島、ソロモン、	うり科植物（付表第十八に掲げるものを除く。）の生茎葉及び生果実並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、いんげんまめ、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシューナッツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとけい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルポン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。）、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、	（略）
	（略）	（略）

領クリスマス島、ソロモン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア	五～十五　（略）	め、ももたまな、やんばるなすび、ヒロセレウス属植物（イエロービタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）の生果実
（略）	十六　大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド	（略）
（略）	（略）	（略）

パプアニューギニア、ハワイ諸島、ミクロネシア	五～十五　（略）	ヒロセレウス属植物（イエロービタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）及びマンゴウ属植物（付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。）の生果実
（略）	十六　大韓民国、中華人民共和国、パキスタン、イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド	（略）
（略）	（略）	（略）

十七・十八　（略）		
十九　（略）	（略）	（略）
二十　（略）	カサバナナ、すいか、フェウィレア・コルディフォリア、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実	（略）
二十一～二十三　（略）	（略）	（略）

十七・十八　（略）		
十九　（略）	（略）	（略）
二十　（略）	すいか、ゆうがお、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生果実	（略）
二十一～二十三　（略）	（略）	（略）

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一　アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ノーフォーク島	（略）	（略）
二～五　（略）	（略）	（略）
六　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、	（略）	（略）

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一　アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コロンビア、ニカラグア、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	（略）	（略）
二～五　（略）	（略）	（略）
六　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、	（略）	（略）

アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ジョージア、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	七　削除	
	（削る）	
	（削る）	

アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	七　インド、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、リ	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実
		1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において *Tuta absoluta*（トマトキバガ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tuta absoluta*（トマトキバガ）に侵されていないことが特記されていること。

		八～十二　（略）	十三　インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア
		（略）	あきにれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングスティフォリア、エクリプタ・プロストラタ、えのきぐさ、エミリア・ソンキフォリア、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オオバコエンドロ、おくら、オルモシア・ホシエイ、がじゆまる、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゆうり、きんぎよそう、くずうこん、くだものとけい、くちなし、クニドスコルス・ウレンス、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、ケレウス・フェルナムブケンシス、コエンドロ、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんかくはぜらん、さんたんか、しまつなそ、しまほおずき、しようが、しようじようそう、しようじようぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、すべりひゆ、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルポン、ソランドラ・マクシマ、だいず、たば
	（略）	（略）	

		八～十二　（略）	十三　インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、エジプト、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア
		（略）	あきにれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングスティフォリア、えのきぐさ、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、オオバコエンドロ、オルモシア・ホシエイ、がじゆまる、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゆうり、きんぎよそう、くずうこん、くだものとけい、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けいとう、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、コエンドロ、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、さんたんか、しまつなそ、しまほおずき、しようが、しようじようそう、しようじようぼく、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、せんそう、ソラヌム・マクロカルポン、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごく
	（略）	（略）	

トアニア、ルーマニア、ロシア、アフリカ、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

		十四～十八　（略）	こ、たまさんご、だんどぼろぎく、つるむらさき、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、てんさい、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、パッシフロラ・ムクロナタ、はなまき、はねせんな、パパイヤ、はぶそう、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ヒドロコティレ・ボナリエンシス、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、へちま、ペポかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、ポメロ、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・プニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、きび属植物、ばしよう属植物、ひゆ属植物、ヒロセレウス属植物、めぼうき属植物、やぶらん属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
		二十～二十二　（略）	十九　インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア、イスラエル、トルコ、イタリア、北マケドニア共和国、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム
		（略）	（略）
		（略）	きゆうり、シトルルス・アマルス、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの
		（略）	（略）

		十四～十八　（略）	いぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばれいしよ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、へちま、ペポかぼちや、ペリラ・フルテスケンス、めぼうき、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・ティルカリ、ユーフォルビア・トリゴナ、ユーフォルビア・プニケア、ユーフォルビア・プロストラタ、ばしよう属植物、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
		二十～二十二　（略）	十九　インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、マレーシア、イスラエル、トルコ、イタリア、北マケドニア共和国、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム
		（略）	（略）
		（略）	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの
		（略）	（略）

二十三　台湾、イスラエル、イラン、レバノン、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコ

（略）

アガティス・アウストラリス、アスパラガス・アクティフォリウス、アボカド、あめりかさいかち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンビフォリア、アルビジア・ユリブリッシン、アルブツス・ウネド、アレクトリオン・エクスケルスス、イウァ・アンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウィキア・ルドウィキアナ、ウィブルヌム・ティヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・プランタギネウム、エキノスパルツム・ルシタニクム、エスカロニア・モンテビデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・ファリノサ、おおあざみ、おきなわすずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガヌム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファスキクラタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ビアリスタツス、カロケファルス・ブラウニー、カロライナしで、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、クリノポディウム・ネペタ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゅ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしようぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こ

二十三　台湾、イスラエル、イラン、イタリア、スペイン、フランス、ポルトガル、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ

（略）

アガティス・アウストラリス、アスパラガス・アクティフォリウス、アデノカルプス・ライインジイ、アボカド、あめりかえのき、あめりかさいかち、あめりかのうぜんかずら、あめりかのきび、あめりかふじ、あめりかむらさきしきぶ、ありたそう、アルテルナンテラ・テネラ、アルヌス・ロンビフォリア、アルビジア・ユリブリッシン、アルブツス・ウネド、アレクトリオン・エクスケルスス、イウァ・アンヌア、いたどり、いちじく、いちよう、いぬびえ、いわだれそう、ウィキア・ルドウィキアナ、ウィブルヌム・ティヌス、うらじろあかめがしわ、エキウム・プランタギネウム、エスカロニア・モンテビデンシス、えぞのへびいちご、エリオケファルス・アフリカヌス、エリカ・キネレア、エレモフィラ・マクラタ、エンケリア・ファリノサ、おおあざみ、おきなわすずめうり、おとめふうろ、おひしば、オリガヌム・マヨラナ、かき、ガザニア・リゲンス、かじのき、かなむぐら、カマエクリスタ・ファスキクラタ、からすむぎ、からたち、カリプトカルプス・ビアリスタツス、カロケファルス・ブラウニー、きぬげちちこぐさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、クリノポディウム・ネペタ、クロトン・セティゲルス、クロリス・ハロフィラ、げつけいじゅ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしようぼく、こせんだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、

はこべ、コリノカルプス・ラエウィガツス、コレオネマ・アルブム、コロニラ・ヴァレンティナ、サピンドゥス・サポナリア、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シシンブリウム・イリオ、ジャカランダ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろざ、しんくりのいが、シンフィオトリクム・ディウァリカツム、すずめのかたびら、すべりひゆ、スペルマコセ・ラティフォリア、せいばんもろこし、せいようきづた、せいようきようちくとう、せいようたんぽぽ、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソフォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライティイ、たわだぎく、チタルパ・タシュケンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、ディットリキア・ウィスコサ、テウクリウム・カピタツム、テーダまつ、ときわさんざし、どくにんじん、とげちしや、なずな、なつつばき、なはかのこそう、なんてん、にわうるし、ネプツニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぽうげ、はうちわのき、はぜらん、パッシフロラ・フォエティダ、はなまき、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえんじゆ、はりまつり、パルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・エレクタ、ピスタシオノキ、ヒポカエリス・ブラシリエンシス、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふくわばもくげんじ、プテリディウム・アクイリヌム、ぶな、フラングラ・アルヌス、ヘテロテカ・

コリノカルプス・ラエウィガツス、コロニラ・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツム、シシンブリウム・イリオ、ジャカランダ・ミモシフォリア、しろがねよし、しろざ、しんくりのいが、シンフィオトリクム・ディウァリカツム、すずめのかたびら、すべりひゆ、スペルマコセ・ラティフォリア、せいばんもろこし、せいようきづた、せいようたんぽぽ、せいようきようちくとう、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソフォラ・セクンディフロラ、だいこん、たちじやこうそう、ダツラ・ライティイ、たわだぎく、チタルパ・タシュケンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、ディットリキア・ウィスコサ、テウクリウム・カピタツム、テーダまつ、ときわさんざし、どくにんじん、とげちしや、なずな、なつつばき、なはかのこそう、なんてん、ネプツニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぽうげ、はうちわのき、はぜらん、パッシフロラ・フォエティダ、バーベナ・リトラリス、パラゴムノキ、はりえんじゆ、はりまつり、パルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・エレクタ、ピスタシオノキ、ヒポカエリス・ブラシリエンシス、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスタ、フクシア・マゲラニカ、ふくわばもくげんじ、プテリディウム・アクイリヌム、ぶな、フラングラ・アルヌス、ヘテロテカ・グランディフロラ、ヘテロメレス・アルブティフォリア、ほそばめはじき、ホホバ、マー

グランディフロラ、ヘテロメレス・アルブティフォリア、ほそばめはじき、ホホバ、マーガレット、マルウァ・パルウィフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかざ、むぎくさ、むらさきはしどい、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコペ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリッサ・オッフィキナリス、メレミア・マクロカリクス、メンタ・スアウェオレンス、モディオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンティアストルム・リネアレ、モンティア・リネアリス、やつで、やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミルティフォリア、ユニペルス・アシェイ、ゆりのき、ヨーロッパぐり、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきのきりんそう属植物、アデノカルプス属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンティリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、いらくさ属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、えのき属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおばこ属植物、おおふともも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうろ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、カ

ガレット、マルウァ・パルウィフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなとあかざ、むぎくさ、むくろじ、むらさきはしどい、めぎ、メリキツス・ラミフロルス、メリコペ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリッサ・オッフィキナリス、メレミア・マクロカリクス、メンタ・スアウェオレンス、モディオラ・カロリニアナ、もみじばふう、モンティアストルム・リネアレ、モンティア・リネアリス、やつで、やぶちよろぎ、ユーゲニア・ミルティフォリア、ユニペルス・アシェイ、ゆりのき、ヨーロッパぐり、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフロラ、レタマ、あかしあ属植物、あきのきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフィロス属植物、アンティリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、いらくさ属植物、ヴァーノニア属植物、ウエストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオプス属植物、えにしだ属植物、エリオゴヌム属植物、エリシムム属植物、おおきせわた属植物、おおばこ属植物、おおふともも属植物、オステオスペルムム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうろ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、カッシア属植物、カマエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植

マエシケ属植物、かやつりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サッサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき（こけもも）属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、ディモルフォテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バッカリス属植物、はなずおう属植物、はまあかざ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、ぎようぎしば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コーヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノプス属植物、さくら属植物、サッサフラス属植物、サルウィア属植物、さるすべり属植物、サントリナ属植物、しながわはぎ属植物、しのぶのき属植物、しやじくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、すずめのちやひき属植物、すずめのひえ属植物、すのき（こけもも）属植物、ストレプトカルパス属植物、スパルティウム属植物、せいようひるがお属植物、セネキオ属植物、センナ属植物、せんねんぼく属植物、ちからしば属植物、つた属植物、つゆくさ属植物、つるにちにちそう属植物、ディモルフォテカ属植物、とうだいぐさ属植物、どくむぎ属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とべら属植物、なし属植物、なす属植物、なつめやし属植物、にくきび属植物、にちにちそう属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、のげし属植物、のぶどう属植物、はしかぐさもどき属植物、バッカリス属植物、はなずおう属植物、はまあかざ属植物、はまごう属植物、ばら属植物、はりえにしだ属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたご属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、

はりえにしだ属植物、ハリミウム属植物、ばんじろう属植物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつばたご属植物、ひまわり属植物、ひめはぎ属植物、ひゆ属植物、フィリレア属植物、フォルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロッティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニューム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなずな属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みずき属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルスス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウァンドゥラ属植物、ルピヌス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	（略）	二十四　インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	（略）

ひゆ属植物、フィリレア属植物、フォルミウム属植物、ぶたくさ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、ブラキグロッティス属植物、ペカン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニューム属植物、ヘリクリスム属植物、ヘンルーダ属植物、まつむしそう属植物、まめぐんばいなずな属植物、ミオボルム属植物、みかん属植物、みずき属植物、みちやなぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メガシルスス属植物、めひしば属植物、もくれん属植物、もちのき属植物、やなぎ属植物、ユーカリノキ属植物、よもぎ属植物、ラウァンドゥラ属植物、ルピヌス属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	（略）	二十四　インド、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、モンテネグロ、ロシア、ウガンダ、エジプト、ガーナ、ケニア、ナイジェリア、アメリカ合衆国、コスタリカ、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	（略）

二十五～二十九　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十　タイ、ベトナム、トルコ、オランダ、カナダ	（略）	（略）	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十七　（略）	あまめしば、いぬほおずき、いんげんまめ、エクバリウム・エラテリウム、エクリプタ・プロストラタ、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）
三十八　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十九　南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの生植物（種子及び果実を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において*Clavibacter nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による	（略）	

二十五～二十九　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十　タイ、ベトナム、オランダ、カナダ	（略）	（略）	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十七　（略）	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、たかさぶろう、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）
三十八　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十九　アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）を発見するために適切	（略）	

別表六（第三十五条の七関係）

四十　（略）			
四十一　インド、中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	（略）	（略）	検査が行われ、かつ、*Clavibacter nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウェスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、	（略）

四十　（略）			
四十一　中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チェコ、アメリカ合衆国、ブラジル、メキシコ	（略）	（略）	と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）に侵されていないことが特記されていること。

別表六（第三十五条の七関係）

地域	植物	備考（まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物）
一　（略）	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんぴ、びわ、ざくろ、いちじく、がじゆまる、りゆうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くろつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、いんどめてんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキー、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフォリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、アレンガ・ウェスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、	（略）

ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メイングイイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシューナッツ、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウェスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろみのおきなわすずめうり、コッキニア・グランディス、こみのくろつづ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、セルティス・テトランドラ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なんようざくら、にがうり、

ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メイングイイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシューナッツ、カッパリス・セピアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウェスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フィリッペンシス、グリコスミス・ペンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろみのおきなわすずめうり、コッキニア・グランディス、こみのくろつづ、コルディア・ミクサ、コルディラ・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、セルティス・テトランドラ、たぶのき、ディレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのごれんし、なんようざくら、にがうり、

ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、ベルノキ、ポメティア・ピンナタ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんばい、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なし属植物、なす属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ぱんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、とけいそう属植物、ふともも属植物、ばんれいし属植

ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーテリ、はくさんぼく、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ファグラエア・ケイラニカ、ファグラエア・ラケモサ、フィクス・エリゴドン、フィクス・オットニーフォリア、フィクス・グロッスラリオイデス、フィクス・コンカティアン、フィクス・ヒスピダ、フィクス・ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ、フェイジョア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・トリジュガ、ベルノキ、ポリアルティア・ロンギフォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちしやのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミクソピルム・スミラキフォリウム、ミクロコス・トメントサ、めじろほおずき、メロン、モモルディカ・バルサミナ、やえやまあおき、やぶにつけい、らんばい、レピサンテス・テトラフィラ、レピサンテス・ルビギノサ、かき属植物、ぐみ属植物、さくら属植物、なし属植物、なす属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ぱんのき属植物、ひいらぎとらのお属植物、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）、なつめ属植物、あかてつ科植物、ふともも属植物、ばんれいし属植物、

		物、ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）、ぶどう属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実
二　（略）	（略）	
三　（略）	うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちや、ネツトメロン及びにがうりの生果実を除く。）、生茎葉及び花（乾燥された花を除く。）並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシューナッツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとけい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルポン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実	（略）
四～六　（略）		

		ふくぎ属植物、とうがらし属植物（ピーマンを除く。）、あかたねのき属植物、コーヒーノキ属植物、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ランサ属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）、ぶどう属植物、カリッサ属植物、ユーゲニア属植物、リカニア属植物及びロリニア属植物の生果実
二　（略）	（略）	
三　（略）	うり科植物の生果実（とうがん、すいか、かぼちや、ネツトメロン及びにがうりの生果実を除く。）及びその生茎葉並びにアデニア・ホンダラ、アンノナ・セネガレンシス、いぬびわ、いぬほおずき、おおいたび、おおぶどうほおずき、カシューナッツ、きだちとうがらし、きまめ、きんぎんなすび、くだものとけい、こだちとまと、ごれんし、ささげ、スウィートオレンジ、ストリクノス・スピノサ、ソラヌム・アエティオピクム、ソラヌム・アングイビ、ソラヌム・セッシリフロルム、ソラヌム・トリロバツム、ソラヌム・マクロカルポン、ソラヌム・リンナエアヌム、だいおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実	（略）
四～六　（略）		

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Tuta absoluta*」を削る部分及び別表二の二の七の項に係る改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ四第一項並びに小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第二十九条第一項及び附則第六条の規定に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手数料） **第六十六条**　法第五条又は法第六条の検査（法第五条の検査にあつては、小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）に係るものを除く。）を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を、法第五条の検査（小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）を受けようとする者は、別表第一の三に定める額の手数料を、それぞれ納めなければならない。 2～7　（略） 8　準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額（準備検査を受けた小型船舶（第十四条各号に掲げるものを除く。）の定期検査を受ける場合は、別表第一の三に定める定期検査の手数料の額）の二分の一の額とする。 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の四に定める額）を加算した額とする。 10～16　（略）	（手数料） **第六十六条**　法第五条又は法第六条の検査を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納めなければならない。 2～7　（略） 8　準備検査を受けた船舶の定期検査又は準備検査を受けた物件の予備検査（当該準備検査を受けた日から起算して後一年以内に最初に受けるものに限る。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第一に定める定期検査又は製造に係る予備検査の手数料の額の二分の一の額とする。 9　外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の三に定める額）を加算した額とする。 10～16　（略） （新設）

別表第１の３（第66条関係）

定期検査	船舶の長さ（メートル）	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	金額（円）旅客船	18,700	27,300	39,100	52,800	72,200
	金額（円）旅客船以外の船舶	13,100	19,000	27,800	35,200	49,800
第中検一種間査	船舶の長さ（メートル）	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	金額（円）旅客船	10,200	15,400	25,700	34,000	49,300
	金額（円）旅客船以外の船舶	5,900	9,500	17,200	22,200	32,300

臨又航時は行検臨検査時査	船舶の長さ（メートル）	5未満	5以上10未満	10以上20未満	20以上
	臨検回数１回につき（円）	5,600	6,400	7,600	9,500

備考　１　臨検回数は、１日につき４時間を超えない臨検時間をもつて１回とし、１日の臨検時間が４時間を超える場合は、これを２回として算出する。

２　臨時検査又は臨時航行検査の手数料の額は、当該検査が２回以上にわたる場合における手数料の合計額が当該船舶に係る定期検査の手数料の額に相当する額を超えるときは、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

別表第１の４（第66条関係）　（略）

（小型船舶登録規則の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第１の３（第66条関係）　（略）

改正後

別表（第四十七条関係）

登録の種類、小型船舶の総トン数及び船舶の長さその他の事項		金額
一　新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	五千五百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	七千九百円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	一万百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	一万七千三百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	二万七百円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	二万四千六百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	四千円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	四千九百五十円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	六千八百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	八千五百円
二　変更登録		
法第六条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更		
法第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更	変更登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	四千九百五十円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	六千八百円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	八千五百円

改正前

別表（第四十七条関係）

登録の種類、小型船舶の総トン数及び船舶の長さその他の事項		金額
一　新規登録	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	四千九百円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	七千円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	八千九百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	
	新規登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万五千三百円
	新規登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	一万八千三百円
		二万一千七百円
二　変更登録		
法第六条第二項第一号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更		三千五百五十円
法第六条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更	変更登録する小型船舶の総トン数が五トン未満であるもの	
	船舶の長さが三メートル未満であるもの	四千三百五十円
	船舶の長さが三メートル以上五メートル未満であるもの	六千円
	船舶の長さが五メートル以上であるもの	七千五百円

変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万四千四百円
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万七千百円
変更登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	二万百円
法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	三千三百五十円
三　移転登録又は抹消登録	三千三百五十円
四　一部事項証明書の交付	千五百円 ただし、同一の船舶について複数の一部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。
五　全部事項証明書の交付	千七百五十円 ただし、同一の船舶について複数の全部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき三十円を加算した額とする。
六　登録事項要約書の交付	三十隻毎につき 三千円 ただし、同一の船舶について複数の登録事項要約書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。
（略）	（略）

備考

1　所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、三千三百五十円とする。

変更登録する小型船舶の総トン数が五トン以上十トン未満であるもの	一万二千七百円
変更登録する小型船舶の総トン数が十トン以上十五トン未満であるもの	一万五千百円
変更登録する小型船舶の総トン数が十五トン以上二十トン未満であるもの	一万七千八百円
法第六条第二項第二号又は第七号に掲げる事項の変更	二千九百五十円
三　移転登録又は抹消登録	二千九百五十円
四　一部事項証明書の交付	千百円 ただし、同一の船舶について複数の一部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。
五　全部事項証明書の交付	千三百五十円 ただし、同一の船舶について複数の全部事項証明書の交付を請求する場合は、一通につき三十円を加算した額とする。
六　登録事項要約書の交付	三十隻毎につき 二千六百五十円 ただし、同一の船舶について複数の登録事項要約書の交付を請求する場合は、一通につき十円を加算した額とする。
（略）	（略）

備考

1　所有者の変更と当該変更に伴う法第六条第二項第二号に掲げる事項の変更により、移転登録及び変更登録の申請を同時に行う場合の手数料の額は、二千九百五十円とする。

２　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十八条第一項第一号又は第四号の規定により、登録がその効力を失った小型船舶について船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であって、同法第二十一条の規定により交付を受けた漁船の登録の謄本（登録がその効力を失っていることを明らかにするものに限る。）を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

３　小型船舶が船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十二条ノ二第三項の規定により総トン数計算書の謄本の交付を受けた後、船体の改造を行わずに新規登録を受けようとする場合であって、当該謄本を提出したときの手数料の額は、四千五百五十円とする。

（小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正）

第三条　小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十四年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料） **第九条**　第一条第一項に規定する現存船について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、四千三百円とする。 ２・３　（略）	（手数料） **第九条**　第一条第一項各号に掲げる小型船舶について新規登録を申請する場合の法第二十九条第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、小型船舶登録規則第四十七条第一項の規定にかかわらず、三千八百円とする。 ２・３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

法規的告示

○農林水産省告示第七百六十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の第一の二の項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第五百四十二号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。	一　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物（同表の二の項に掲げる有害動物を除く。）とする。
一　（略）	一　（略）
二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物	二　まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物
（一）　節足動物	（一）　節足動物
（略）	（略）
Tuberolachnus macrotuberculatus（ヒワコブオオアブラムシ）	*Tuberolachnus macrotuberculatus*（ヒワコブオオアブラムシ）

	Tuta absoluta（トマトキバガ）
（略）	（略）
（二）・（三）　（略）	（略）
二　（略）	

○農林水産省告示第七百六十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和八年六月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

（新設）	
（略）	（略）
（二）・（三）　（略）	（略）
二　（略）	

改正後

別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	検疫有害動植物	措置
一～四　（略）	（略）	（略）
五　球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）
	チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス	（略）
	スクレロティニア・バルボラム、フィトフトーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンス黄腐病菌、タバコ茎えそウイルス	（略）
六～九　（略）	（略）	（略）
十　生果実及び生野菜	（略）	（略）
6　かぼちゃ、すいか、メロン等	（略）	（略）
7　エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	テトラニクス・パキフィクス、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	（略）

改正前

別表第二　第三条第一項第三号の規定する措置の基準

植物等の種類	検疫有害動植物	措置
一～四　（略）	（略）	（略）
五　球根類及びその部分であって栽培の用に供するもの	（略）	（略）
	チューリップサビダニ、エウメルス・アモエヌス、コブアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナアブ	（略）
	スクレロティニア・バルボラム、フィトフトーラ・エリスロセプティカ、ヒアシンス黄腐病菌、タバコ茎えそウイルス	（略）
六～九　（略）	（略）	（略）
十　生果実及び生野菜	（略）	（略）
6　かぼちゃ、すいか、メロン等	（略）	（略）
7　エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリー、たまねぎ、トマト、	テトラニクス・パキフィクス、トマトキバガ、トリオザ・アピカリス、バクテリセラ・コクケレリ、バクテリセラ・ニグリコルニス、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	（略）

なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等	ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌	（略）	
8　あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等	（略）	（略）	
9　いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	（略）	（略）	
十一～二十一	（略）	（略）	
備考　（略）			

なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等	ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピティウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌	（略）	
8　あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等	（略）	（略）	
9　いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類	（略）	（略）	
十一～二十一	（略）	（略）	
備考　（略）			

○環境省告示第二十九号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月十七日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
（略）	
別表第一（第一号関係）	
農薬の成分	基準値
3－［4－クロロ－5－（シクロペンチルオキシ）－2－フルオロフェニル］－5－イソプロピリデンオキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ペントキサゾン）	0.26μg／l
（略）	

改正前	
（略）	
別表第一（第一号関係）	
農薬の成分	基準値
3－（4－クロロ－5－シクロペンチルオキシ－2－フルオロフェニル）－5－イソプロピリデン－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ペントキサゾン）	0.79μg／l
（略）	

アンモニウム［(3*RS*)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム［(3*S*)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートＰナトリウム塩）	（2*RS*）－2－アミノ－4－［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］ブタン酸（別名グルホシネート酸）として190μg／l
（略）	
ジイソプロピル1，3－ジチオラン－2－イリデンマロナート（別名イソプロチオラン）	240μg／l
（略）	
5－アミノ－1－［2，6－ジクロロ－4－（トリフルオロメチル）フェニル］－4－［(*RS*)－（トリフルオロメチル）スルフィニル］－1*H*－ピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.066μg／l
（略）	
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）	0.47μg／l
（略）	
（1*RS*，5*RS*）－3－［2－クロロ－4－（メチルスルホニル）ベンゾイル］－4－（フェニルチオ）ビシクロ［3．2．1］オクタ－3－エン－2－オン（別名ベンゾビシクロン）	2.0μg／l
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	56μg／l
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.37μg／l

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
プロピル［3－（ジメチルアミノ）プロピル］カルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	150mg／kg体重
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－（メトキシメチル）アセトアニリド（別名アラクロール）	100mg／kg体重

アンモニウム＝［(3*RS*)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝［(3*S*)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートＰナトリウム塩）	［(3*RS*)－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として7,300μg／l
（略）	
ジイソプロピル－1，3－ジチオラン－2－イリデン－マロネート（別名イソプロチオラン）	920μg／l
（略）	
（±）－5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－*p*－トルイル）－4－トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.024μg／l
（略）	
2－クロロ－2’，6’－ジエチル－*N*－メトキシメチルアセトアニリド（別名アラクロール）	4.7μg／l
（略）	
3－（2－クロロ－4－メシルベンゾイル）－2－フェニルチオビシクロ［3．2．1］オクタ－2－エン－4－オン（別名ベンゾビシクロン）	34μg／l
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	56μg／l
（新設）	

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
プロピル［3－（ジメチルアミノ）プロピル］カルバマート塩酸塩（別名プロパモカルブ塩酸塩）	150mg／kg体重
（新設）	

ジイソプロピル１，３－ジチオラン－２－イリデンマロナート（別名イソプロチオラン）	140mg／kg体重
５－アミノ－１－［２，６－ジクロロ－４－（トリフルオロメチル）フェニル］－４－［(*RS*)－（トリフルオロメチル)スルフィニル]－１*H*－ピラゾール－３－カルボニトリル（別名フィプロニル）	7.6mg／kg体重
２－（４－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－４－イルエーテル（別名フェナザキン）	120mg／kg体重
（１*RS*，５*RS*）－３－［２－クロロ－４－（メチルスルホニル）ベンゾイル］－４－(フェニルチオ)ビシクロ［３．２．１］オクタ－３－エン－２－オン（別名ベンゾビシクロン）	160mg／kg体重
３－［４－クロロ－５－(シクロペンチルオキシ)－２－フルオロフェニル］－５－イソプロピリデンオキサゾリジン－２，４－ジオン（別名ペントキサゾン）	150mg／kg体重

別表第三（第111号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
３－（４－クロロ－２，６－ジメチルフェニル）－８－メトキシ－１－メチル－２－オキソ－１，８－ジアザスピロ［４．５］デカ－３－エン－４－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	7.9μg／bee	4.0μg／bee	0.27μg／bee／day	0.035μg／bee
ジイソプロピル１，３－ジチオラン－２－イリデンマロナート（別名イソプロチオラン）	4.0μg／bee	4.0μg／bee	0.22μg／bee／day	0.84μg／bee

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

別表第三（第111号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
３－（４－クロロ－２，６－ジメチルフェニル）－８－メトキシ－１－メチル－２－オキソ－１，８－ジアザスピロ［４．５］デカ－３－エン－４－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	7.9μg／bee	4.0μg／bee	0.27μg／bee／day	0.035μg／bee
（新設）				

5－アミノ－1－［2，6－ジクロロ－4－（トリフルオロメチル）フェニル］－4－［(*RS*)－（トリフルオロメチル）スルフィニル］－1*H*－ピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.00022 μg／bee	0.00015 μg／bee	0.000002 μg／bee／day	0.0010 μg／bee	（新設）
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.048 μg／bee	0.17μg／bee	0.034 μg／bee／day	0.013 μg／bee	（新設）

○環境省告示第三十号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月十七日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
（略）		（略）	
農薬の成分	基準値	農薬の成分	基準値
（略）		（略）	
ジイソプロピル1，3－ジチオラン－2－イリデンマロナート（別名イソプロチオラン）	0.2mg／l	ジイソプロピル－1，3－ジチオラン－2－イリデン－マロネート（別名イソプロチオラン）	0.26mg／l
（略）		（略）	
3’－クロロ－4，4’－ジメチル－1，2，3－チアジアゾール－5－カルボキシアニリド（別名チアジニル）	0.1mg／l	3’－クロロ－4，4’－ジメチル－1，2，3－チアジアゾール－5－カルボキサニリド（別名チアジニル）	0.10mg／l
（略）		（略）	
5－アミノ－1－［2，6－ジクロロ－4－（トリフルオロメチル）フェニル］－4－［(*RS*)－（トリフルオロメチル）スルフィニル］－1*H*－ピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.00050mg／l	（±）－5－アミノ－1－（2，6－ジクロロ－α，α，α－トリフルオロ－*p*－トルイル）－4－トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール－3－カルボニトリル（別名フィプロニル）	0.00050mg／l
（略）		（略）	

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

随意契約事前確認公募公告

次のとおり公告します。
令和８年６月17日
独立行政法人国立美術館　分任契約担当役
東京国立近代美術館長　田中　正之

1　公募に付する事項
⑴　品目分類番号　26
⑵　件名　東京国立近代美術館で使用するガスの供給　一式
⑶　使用期間　令和８年９月１日から令和９年８月31日
⑷　需要場所　東京都千代田区北の丸公園３－１　東京国立近代美術館

2　公募に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑶　ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。
⑷　契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　公募説明書において示す暴力団排除に関する誓約書に誓約できる者であること。
⑹　現行の契約相手方（以下「原契約者」という。）より安価で供給できる者であること。
※参加意思確認書添付書類である参考見積書の受領後、原契約者との予定金額と比較し、有利と認められない場合には、競争入札（一般競争）は行わないので留意すること。

3　公募手続等
⑴　担当部署　〒102－8322 東京都千代田区北の丸公園３－１　独立行政法人国立美術館　東京国立近代美術館　総務課会計担当係　電話番号03－3214－2592　メールアドレス：yodo※momat.go.jp　※は@に置き換えてください。
⑵　公募説明書等の交付場所、交付期間及び交付方法　令和８年６月17日（水）から令和８年７月28日（火）まで電子メールにより交付する。件名を「東京国立近代美術館で使用するガスの供給　一式（組織名）」とした配布希望のメール及び別添「調達関係書類等交付依頼書」を東京国立近代美術館総務課会計担当係（yodo※momat.go.jp（※は@に置き換えてください。））へ送ること。各日とも10時00分～18時00分までとする（土日祝日を除く）。
⑶　参加意思確認書等の提出場所、提出期限及び提出方法　上記３⑴の場所に令和８年７月28日（火）18時00分までに持参又は電子メールにより提出すること（提出期限必着。）。

4　随意契約を予定している相手方　応募がない場合及び応募があった場合でも参加意思確認書添付書類である参考見積書の受領後、原契約者との予定金額と比較し、有利と認められない場合には、競争入札（一般競争）を行わず、当館は原契約者と随意契約する予定である。

5　その他
⑴　応募者があった場合は、応募書類等に基づき、２に定める資格等を確認し、適合者があったときは競争入札（一般競争）を実施する。
⑵　詳細は、公募説明書による。

6　Summary
⑴　Contracting Entity : Masayuki Tanaka, Director, Independent Administrative Institution National Museum of Art, The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Natural Gas to be consumed at The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑷　Delivery period : From 1 September 2026 through 31 August 2027.
⑸　Delivery place : The National Museum of Modern Art, Tokyo
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning Contract for Independent Administrative Institution National Museum of Art,
B　have the Grade A, B or C qualification during fiscal 2026 in the Kanto-Koshinetsu area in “Sales of Product” for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　have registered in accordance with Article 3, Gas Business Act
D　not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art, etc.
E　be able to pledge on the exclusion of gangs shown in the public invitation document.
※Competitive bidding (general competition) will not be carried out when receiving a reference quotation which is an attached document, after comparing it with the planned amount with the current counterparty, if it is not considered to be advantageous.
⑺　Time-limit for Tender : 18 : 00, 28, July, 2026
⑻　Contact point for the notice : Procurement Section, Institution National Museum of Art The National Museum of Modern Art, Tokyo 3—1 Kitanomaru-Koen Chiyoda-ku Tokyo 102—8322 Japan TEL 03—3214—2592
⑼　Even when there is no entry or when there is an entry, after receiving the reference quotation which is the attached application of qualification application form, if it is not considered to be advantageous as compared with the planned amount with the current counterparty, competition bidding (general competition) will not be conducted and we plan to sign a contract with the current counterparties.

税理士証票無効公告

令和８年５月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和８年５月27日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
36832	浅井　定和	374986	8. 4.27
39706	鈴木　和敬	377389	7.12.31
53771	川村　達弥	418073	8. 4. 5
84690	山田裕美子	322997	8. 5. 2
84730	川口　直也	216518	4. 1. 1
91956	小野　佳代	433370	8. 4.15
93667	金子　智子	400625	7.12.16
104966	横田　道仁	377009	8. 5. 7
106730	矢本　浩教	469055	8. 2.11
107853	林　修一	471351	8. 4. 1
117406	押渡部優子	419979	8. 3.10
120831	稲垣　強	502907	8. 4. 1
123413	川野　智也	495804	8. 1.15
130019	矢竹　晋	365449	7.12.31
133844	白石　竜平	492362	8. 5. 8
134898	朴　俊亨	419296	8. 3.23
136910	松田　貴仁	451897	7.12. 3
140477	安達　悟	436354	8. 5.11
149955	永塚　慎也	469347	8. 3.31

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

札幌市厚別区厚別北二条四丁目一番三―五〇一号

有限会社コクスコウム

清算人　辻　　正明

解散公告

当社は、令和八年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

札幌市白石区菊水元町二条二丁目四番一一号

有限会社オフィスケーアイ

清算人　池崎　勝利

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

北海道小樽市花園一丁目一二番八号

有限会社田中生花店

清算人　田中　彰一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠九番地二五

有限会社創新興業

清算人　橋場　聖作

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

岩手県盛岡市みたけ四丁目一〇番五三号

ＤＰＲ株式会社

代表清算人　小田島修司

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

仙台市太白区恵和町一〇番一八号

有限会社佐直板金

清算人　佐直　敏夫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

宮城県東松島市牛網字駅前二丁目三一番地一〇

有限会社中村電気商会

清算人　中村健治郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山形県酒田市若原町九―一四

有限会社石黒装飾

清算人　石黒　弘一

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

茨城県水戸市本町二丁目三番一号

有限会社篠崎薬局

清算人　関山　英忠

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

栃木県那須郡那須町大字豊原甲四九二七番地九

一般社団法人たんぽぽ

代表清算人　伊藤　　恵

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県日高市武蔵台七丁目一七番地五

株式会社ＥＢＡＳ

代表清算人　山本　　薫

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県坂戸市大字中小坂五四〇番地四

株式会社ティー・アイ・ネット

代表清算人　小川ゆかり

解散公告

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県富士見市鶴馬一丁目一番二四号

合同会社アドロック

清算人　中澤　雅一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

さいたま市西区飯田新田五〇九―一―二〇一

株式会社文吉

清算人　金森　津愛

解散公告

当社は解散しました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。お申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

埼玉県川口市元郷一―三―八ワコーレ川口Ｖ一二一

ＩＭＨ合同会社

清算人　グエン　コン　タン

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

千葉県柏市青葉台一丁目一七番二号

大和運送有限会社

清算人　長谷　幸夫

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

千葉県千葉市若葉区野呂町一四四一―二

大信株式会社

代表清算人　趙　華

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

千葉県我孫子市我孫子四丁目三八番二〇号

株式会社春日や

代表清算人　田中　英穂

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区外神田二丁目一九番一二号

ファメニティ株式会社

代表清算人　片岡　康弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区赤坂二丁目一四番一一号

株式会社スロウアイランズ

代表清算人　齋藤　壽信

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都新宿区西早稲田一丁目二三番一二号

藤和シティホームズ西早稲田四〇三

株式会社アストリリーフ

代表清算人　小澤　英子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都町田市本町田二九〇二番地一

岡三建設株式会社

代表清算人　吉野　喜之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区西神田二丁目四番六号宮川ビル二Ｆ

株式会社教育史料出版会

代表清算人　溝口　諭

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年六月十七日

東京都三鷹市新川二丁目四番二九号

有限会社前田オート

清算人　前田　守

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社ＦｕｔｕｒｅＨＲ

代表清算人　川部　響

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区六本木三丁目三番一五―七〇一号

株式会社Ｔｈｅ　Ｃｈｅｆ

代表清算人　木全　春貴

解散公告

当社は、令和八年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都江東区佐賀一丁目一六番三号二ＦＢ号室

株式会社清悦

代表清算人　陳　天伝

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出が無いときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都三鷹市上連雀八丁目七番八号

株式会社エスケーワイ

代表清算人　横尾　博

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

ＷＩＳＴＳ株式会社

代表清算人　高士　恵太

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都新宿区西早稲田三丁目六―七トーア西早稲田マンション五〇三

晨光株式会社

代表清算人　ジョシン

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座６丁目一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座６丁目合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座マネジメント1合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座マネジメント1一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都品川区西五反田三丁目三番二号プラウドタワー目黒ＭＡＲＣ二五〇六

合同会社マウントワン

清算人　鈴木　正敏

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都江東区海辺三番一一号

株式会社ユタカ・エステート

代表清算人　染谷　光一

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一六号

一般社団法人文字起こし活用推進協議会

代表清算人　長谷川志保（宮田　志保）

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区九段北一丁目の九―五

株式会社さくら

代表清算人　井料　愛理

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九―一五宮益坂ビルディング六〇九

株式会社Ｓｃｒｕｓｈ

代表清算人　堀田　竜也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号

有限会社勝沼総合企画

清算人　勝沼　英夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都品川区小山七丁目三番一七号

フロッグ株式会社

代表清算人　高田　重久

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日の株主総会の決議により、同年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー

株式会社コペルアセットマネジメント

代表清算人　大坪　信之

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日の株主総会の決議により、同年五月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー

株式会社コペルアセットマネジメント

代表清算人　大坪　信之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都杉並区成田西三丁目二〇番七号ジェイパーク浜田山九〇二号

有限会社ルナウイングス

清算人　篠原　久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都江戸川区江戸川一丁目二三番二号

有限会社横島製本紙工

清算人　横島　光徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号

アンタップ合同会社

清算人　安西　活

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都台東区浅草橋一丁目三一番八号

株式会社加藤商店

代表清算人　加藤　彰彦

解散公告

当社は、令和八年六月一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区九段南四丁目八番三〇―七〇八号

日昭自動車株式会社

代表清算人　小澤　成弘

解散公告

当社は、令和八年三月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウイン青山一二一四号

合同会社Ｇｅｒｂｅｒａ

清算人　安田　勇太

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都小平市小川東町一丁目一八番六号

日本月販株式会社

代表清算人　植野　道子

解散公告

当社は、令和八年六月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都西東京市向台町二―六―三―二〇二

合同会社ＴＮＳ

清算人　浅見　健太

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都豊島区南池袋一丁目一八番二三―一〇〇五号

日本真珠宝石株式会社

代表清算人　熊田あけみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都葛飾区東金町一丁目一番二号

ベニシュ株式会社

代表清算人　加納　舞乙

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都千代田区東神田二―八―一

株式会社ｆｏｒ　Ｏｕｒ　Ｋｉｄｓ

代表清算人　渡邉　登

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都豊島区南大塚三丁目三四番七号

株式会社ＺＥＮ　ＦＬＯＷ

代表清算人　西村　太一

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

東京都武蔵村山市大南一丁目一一三番地の三九

有限会社アド・ジャンクション

清算人　井手　敏郎

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年五月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県高座郡寒川町岡田一丁目一番地一七

特定非営利活動法人ＷＥ21ジャパン寒川

清算人　三澤みあき

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

横浜市青葉区千草台四六番地三一

有限会社クリーンキング

清算人　木野内理恵子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県横浜市旭区二俣川一丁目六五番地

一九　合同会社ｉ―ＤＯＧプライム

清算人　齋藤公志郎

解散公告

当社は、令和七年十二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県相模原市南区東林間二丁目一〇番七号

有限会社無我物産

清算人　奥村　次子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

横浜市青葉区荏子田三丁目一八番地一九

株式会社ビジネスバリュークリエーション

代表清算人　舟橋金之介

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下一一一番地五

株式会社アーキテクトホンダ

代表清算人　根岸こずえ

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県横浜市中区山手町八九番一

銘源株式会社

代表清算人　出雲　暁

解散公告

当社は、令和八年五月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目一三番地一〇吉村ビル一〇七号

ステラマリスジャパン合同会社

清算人　大高　弓子

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神奈川県川崎市高津区久本三丁目六番三―五〇八号

遊学株式会社

代表清算人　野辺　武夫

解散公告

当社は、令和八年四月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

石川県金沢市横川五丁目二六七番地

鍛治商産株式会社

代表清算人　鍛治　英

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

岐阜県中津川市付知町三一二四番地の一四

有限会社ガスショップ清水屋

清算人　宮田　茂

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

愛知県稲沢市祖父江町祖父江居中一番地三

合同会社ＹＹメディアワークス

清算人　山内祐貴也

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

三重県津市戸木町五六三九番地四

笑いと健康を科学する株式会社

代表清算人　池田　由紀

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

滋賀県長浜市港町四番一七号

株式会社ＧＲＡＰＰＡ

代表清算人　上羽　輝明

解散公告

当組合は、令和八年五月二十六日開催の定時総会の決議により令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町二丁目五九一番地　川村博商店内

西陣織物産地問屋協同組合

清算人　金森　秀彦

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

京都府舞鶴市字栃尾四三九番地

株式会社オーシャンプランニング

代表清算人　水野　敏幸

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

京都市伏見区深草馬谷町一〇―七二―三〇

一号室

鋒将技研株式会社

代表清算人　藤田　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

京都府宮津市字万年一〇六一番地の一

株式会社きかい

代表清算人　須田冨士子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府豊中市緑丘四丁目三四番二二号

合同会社ＭＲＣ

清算人　宮﨑　美幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市西淀川区佃四丁目一番二七号

日東産業株式会社

代表清算人　板谷　挙子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市北区芝田二丁目二番一三号日生ビル東館二〇六

Ｃｒｅａｔｅ株式会社

代表清算人　稲垣　大翔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市東住吉区今川三丁目二番六号

株式会社シャロンフードサポートビズ

代表清算人　杉浦　孝王

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府高槻市津之江北町一四番二一号

有限会社津之江電気工事

代表清算人　川合　定雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市中央区島之内二丁目四番一六号―一一一二号

鴻升株式会社

代表清算人　方　家豪

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府大阪市旭区千林二丁目一一番二六号

株式会社美乃幸

代表清算人　橋本　正巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市中央区久太郎町一丁目五番四号

有限会社杉本周藏商店

清算人　杉本　勲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪市浪速区日本橋四丁目一五番九号寿ビル二三号室

株式会社ＭＥデンタルラボ

代表清算人　江藤　正成

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神戸市中央区御幸通三丁目一番三号

一般社団法人岡本支援会

代表清算人　岡崎　一英

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

神戸市中央区御幸通三丁目一番三号

一般社団法人神戸サンスクリット奨学会

代表清算人　岡崎　一英

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

兵庫県芦屋市朝日ケ丘町一四番七―四〇一号

株式会社三佳

代表清算人　笠置　隆

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

島根県大田市仁摩町仁万一六九番地三

有限会社前谷工務店

清算人　前谷　建治

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

岡山市北区柳町一丁目九番七号

合同会社柳町コーポレーション

清算人　江口　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

広島市東区牛田本町二丁目一〇番一六―二〇五号

株式会社ルプレ

代表清算人　小野山邦明

解散公告

当社は、令和八年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

広島県尾道市山波町二九三〇―一

株式会社Ｊｏｏ

代表清算人　中重　丈

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

広島市東区温品四丁目二三番三号

有限会社彦田興産

清算人　高垣千鶴子

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県周南市古泉二丁目一二番一七号

株式会社デルタ

代表清算人　山本　豊明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県山口市小郡大江町六番三三号

有限会社ニッセイ

清算人　山本　清枝

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県山口市小郡大江町六番三三号

株式会社日企設計西日本本社

代表清算人　山本　輝明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県山口市小郡大江町六番三三号

株式会社日企都市開発研究所

代表清算人　山本　輝明

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

香川県坂出市加茂町甲六四八番地四

株式会社グリーンコンサルティング

代表清算人　川田　智

解散公告

当組合は、令和八年五月二十二日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

佐賀県佐賀市高木瀬西六丁目三番二号

佐賀県紙業振興協同組合

代表清算人　枝吉　順佑

解散公告

当社は、令和八年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

熊本県菊池郡大津町大字岩坂五九六番地

株式会社ｃｈｕｖｅｌｙ

代表清算人　和田　紀子

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

宮崎県小林市細野二一八五番地

有限会社藤丸食品

清算人　藤丸　政秀

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

鹿児島県霧島市国分新町一五六七番地一

株式会社ＤＩＴ

代表清算人　古田　智基

解散公告

当社は、令和八年六月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原六二一番地

Ｚ園芸合同会社

清算人　瑞慶覧朝勇

解散公告（第一回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

北海道河西郡中札内村栄東二線二六〇番地

農事組合法人中札内飼料組合

清算人　渡部　文徳

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、令和八年六月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

宮城県塩竈市新富町二八番三四号

医療法人社団大井産婦人科

清算人　大井　嗣和

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

千葉県市川市行徳駅前四丁目二三番六号

医療法人社団誠安会

清算人　安部　幹雄

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年五月一日三重県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

三重県度会郡度会町棚橋一二一五番地一

度会町土地改良区

清算人　中村　忠彦

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月二十七日奈良地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

奈良市大字矢田原乙二七八番地

宗教法人実行教矢田原教会

奈良市角振町三九番地の一山田ビル一階ならまち法律事務所　清算人　宮坂　光行

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十六日の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

福島県福島市松木町一〇番一九号　弁護士

法人新開法律事務所

清算人　弁護士　新開　文雄

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月十日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府門真市末広町四三番一号

門真市幸福東土地区画整理組合

代表清算人　川村　光世

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

和歌山県田辺市下屋敷町八〇番地

学校法人めぐみ学園

清算人　藤藪　庸一

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大分県宇佐市安心院町内川野四三一番地の一

農事組合法人びしゃもん

清算人　佐田美次郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

沖縄県那覇市国場七二四番三

医療法人ゆうりな

清算人　吉田　馨

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山形県東田川郡庄内町狩川字阿古屋九〇番地

善立寺

清算人　内藤　秀縁

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号サンライズ港南台二一〇号

医療法人社団信陽会

清算人　冨永　陽子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年五月二十八日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二七号

クリスタルタワー二階株式会社ＵＲリンケージ西日本支社内

堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合

代表清算人　辻野　佳成

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県岩国市相ノ谷二八九番地

宗教法人常善寺

清算人　龍石　章史

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月三十一日、山口県知事の認可を受けて解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載日である令和八年六月三日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月十七日

山口県美祢市於福町上四三四六番地の四

学校法人於福学園

清算人　安井　定瑛

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三、三〇八
合計	三、三〇八
負債及び純資産の部	
流動負債	七〇
固定負債	二、〇〇〇
株主資本	一、二三八
資本金	九、八六〇
利益剰余金	△八、六二一
（うち当期純損失）	（三四四）
合計	三、三〇八

令和八年六月十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社Ｉ－ＴＩＮＫ

代表取締役社長　大谷　卓男

第十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	二、二五〇、一三一
固定資産	二〇七、五七二
合計	二、四五七、七〇四
負債及び純資産の部	
流動負債	七六、九九〇
株主資本	二、三八〇、七一三
資本金	九二、〇〇〇
資本剰余金	二六二、〇〇〇
利益剰余金	二、〇二六、七一三
（うち当期純利益）	（一四二、六六五）
合計	二、四五七、七〇四

令和八年六月十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社ＴＯＣディレクション

代表取締役社長　大谷　卓男

第十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六六、九九六
固定資産	一三八、二七二
有形固定資産	四三、三七〇
無形固定資産	一、九四七
投資その他の資産	九二、九五五
合計	二〇五、二六八

負債及び純資産の部	
流動負債	二二七、三一四
（賞与引当金）	（一、〇〇一）
固定負債	九四、八七五
株主資本	△一一六、九二〇
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	△三一六、九二〇
（うち当期純損失）	（二〇、一七八）
合計	二〇五、二六八

令和八年六月十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社ＴＯＬＣＤ

代表取締役社長　崎山　喜代志

第十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三、二一四、四四五
固定資産	一〇、四八四、八一四
有形固定資産	三、六八七、八二八
無形固定資産	六、七九四、〇七一
投資その他の資産	二、九一三
合計	一三、六九九、二五九
負債及び純資産の部	
流動負債	九〇九、五一六
固定負債	七九五、九三四
株主資本	一一、九九三、八〇九
資本金	九〇、〇〇〇
資本剰余金	八、六四四、二二五
利益剰余金	三、二五九、五八四
（うち当期純利益）	（四二六、二三二）
合計	一三、六九九、二五九

令和八年六月十六日

東京都台東区浅草一丁目二五番一五号

株式会社ＴＯＲアセットインベストメント

代表取締役社長　大谷　卓男

第五十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	一、八五三、六〇九
固定資産	三一三、七二一
有形固定資産	一一、七六六
無形固定資産	二一一
投資その他の資産	三〇一、七四三
合計	二、一六七、三三〇

負債及び純資産の部	
流動負債	四五、二三四
（賞与引当金）	（三、五一一）
固定負債	五二、九四〇
（退職給付引当金）	（六、三八五）
株主資本	一、九五八、五七〇
資本金	五〇、〇〇〇
資本剰余金	四八一、三四〇
利益剰余金	一、四二七、二三〇
（うち当期純利益）	（四八、八七五）
評価換算差額等	一一〇、五八五
合計	二、一六七、三三〇

令和八年六月十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

株式会社テーオーシーサプライ

代表取締役社長　近藤　正一

第四十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	五八二、三三〇
固定資産	四二、五四二
有形固定資産	三〇、二一六
無形固定資産	五八二
投資その他の資産	一一、七四三
合計	六二四、八七二
負債及び純資産の部	
流動負債	一五、六四三
固定負債	五、八五一
株主資本	五九八、一七二
資本金	七五、〇〇〇
資本剰余金	二四七、二〇一
利益剰余金	二七五、九七〇
（うち当期純損失）	（二六、〇六一）
評価換算差額等	五、二〇四
合計	六二四、八七二

令和八年六月十六日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号

星製薬株式会社

代表取締役社長　大谷　卓男

第三十八期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四七三、三三七
固定資産	三七、三八七
合計	五一〇、七二四
負債及び純資産の部	
流動負債	四〇九、三六五
株主資本	一〇一、三五九
資本金	三八、〇〇〇
利益剰余金	六三、三五九
利益準備金	九、五〇〇
その他利益剰余金	五三、八五九
（うち当期純利益）	（三、六〇二）
合計	五一〇、七二四

令和八年六月十七日

東京都中央区晴海一丁目八番一二号

株式会社晴海コーポレーション

第11期決算公告　令和８年６月17日

北海道苫小牧市ときわ町３丁目７－５

上田建設株式会社

代表取締役　上田　直人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,470
	固定資産	130,595
	合計	256,065
負債及び純資産の部	流動負債	59,781
	固定負債	63,857
	株主資本	132,427
	資本金	3,000
	利益剰余金	129,427
	その他利益剰余金	129,427
	（うち当期純利益）	(21,587)
	合計	256,065

第 38 期 決 算 公 告

2026年6月16日　北海道小樽市銭函３丁目524番地９

玉井化成株式会社

代表取締役　佐藤　圭司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	550,581	流動負債	295,828
固定資産	323,978	（賞与引当金）	(12,786)
有形固定資産	303,427	固定負債	20,270
無形固定資産	1,163	退職給付引当金	20,270
投資その他の資産	19,388	**負債合計**	**316,098**
		株主資本	558,461
		資本金	50,000
		利益剰余金	508,461
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	495,961
		（うち当期純損失）	(17,085)
		純資産合計	**558,461**
資産合計	**874,559**	**負債・純資産合計**	**874,559**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年５月28日
札幌市中央区大通西14丁目１番地13号
株式会社札幌病理検査センター
代表取締役　中村　秀美

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	148,616
	固定資産	67,795
	合計	216,412
負債及び純資産の部	流動負債	25,418
	株主資本	190,993
	資本金	40,000
	利益剰余金	150,993
	その他利益剰余金	150,993
	（うち当期純利益）	（16,253）
	合計	216,412

第 66 期決算公告

令和８年６月17日
北海道苫小牧市あけぼの町一丁目３番３号
株式会社北炭ゼネラルサービス
代表取締役社長　石塚　栄基

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	715,380
	固定資産	892,053
	合計	1,607,434
負債及び純資産の部	流動負債	236,516
	（賞与引当金）	（16,400）
	固定負債	79,432
	株主資本	1,291,486
	資本金	42,000
	利益剰余金	1,249,486
	利益準備金	10,500
	その他利益剰余金	1,238,986
	（うち当期純利益）	（15,862）
	合計	1,607,434

第 54 期決算公告

令和８年６月17日
札幌市中央区南６条西４丁目５番地
株式会社ジーヨンサービス
代表取締役　村田　　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	99,611
	固定資産	99,648
	合計	199,260
負債及び純資産の部	流動負債	40,761
	固定負債	97,969
	株主資本	60,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,528
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	48,028
	（うち当期純利益）	（2,673）
	合計	199,260

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年6月17日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ステップ・インベストメント株式会社　②東京都知事(5)83340　③代表取締役　小泉豊　④東京都新宿区西新宿四丁目32番12号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿四丁目32番12号
ステップ・インベストメント株式会社　代表取締役　小泉豊

①有限会社太陽エンタプライズ　②東京都知事(7)70344　③取締役　牧谷照代　④東京都杉並区和泉2丁目45番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都杉並区和泉2丁目45番1号　有限会社太陽エンタプライズ　取締役　牧谷照代

①東日本地所株式会社　②神奈川県知事(2)30617　③代表取締役　小泉秀男　④神奈川県藤沢市藤沢一丁目3番12号2F　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市中区不老町一丁目1番地5横浜東芝ビル4階　きつかわ法律事務所　破産者東日本地所株式会社　破産管財人　橘川真二

①株式会社ハート社　②愛知県知事(7)17032号　③代表取締役　田島伸彦　④名古屋市緑区水広三丁目620番地グランデ水広公園102　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦名古屋市緑区水広三丁目620番地グランデ水広公園102　株式会社ハート社　代表取締役　田島伸彦

第28期決算公告

令和8年6月17日
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
東京共同会計事務所内
エイエムティー・ベンチャーズ・コーポレーション
日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（令和8年2月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,357,458
	固定資産	57,815,862
	合計	63,173,320
負純資債及産びの部	流動負債	1,784,907
	固定負債	60,046,059
	資本金及び資本剰余金	1,396,034
	利益剰余金	△53,681
	合計	63,173,320

第3期決算公告

令和8年6月17日
東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
ＬｉｖｅＰｏｃｋｅｔ株式会社
代表取締役社長　権正　和博

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,076,864
	固定資産	1,308,623
	資産合計	4,385,488
負純資債及産びの部	流動負債	2,781,422
	（うち賞与引当金）	(4,878)
	株主資本	1,604,066
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,594,066
	その他利益剰余金	1,594,066
	（うち当期純利益）	(460,067)
	負債・純資産合計	4,385,488

第67期決算公告

令和8年6月17日
青森県八戸市築港街一丁目1番地4号
マルヨ水産株式会社
代表取締役社長　榊　佳弘

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,256,550
	固定資産	5,169,801
	合計	10,426,351
負純資債及産びの部	流動負債	1,050,930
	固定負債	590,413
	株主資本	8,785,008
	資本金	99,225
	利益剰余金	8,685,783
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	8,655,783
	（うち当期純損失）	(48,686)
	合計	10,426,351

第18期決算公告

令和8年6月17日
東京都東大和市蔵敷一丁目431番地
株式会社クボタ
代表取締役　藤井　靖之

貸借対照表の要旨
（令和7年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37,302
	固定資産	186,017
	合計	223,319
負純資債及産びの部	流動負債	3,367
	株主資本	219,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	209,951
	利益準備金	1,765
	その他利益剰余金	208,186
	（うち当期純利益）	(37,690)
	合計	223,319

第4期決算公告

令和8年6月17日
東京都港区港南一丁目6番31号
株式会社アクアクララボトリング
代表取締役　藤井　靖之

貸借対照表の要旨（令和7年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	264,722
	固定資産	858,343
	合計	1,123,066
負純資債及産びの部	流動負債	105,577
	賞与引当金	13,100
	固定負債	1,037,273
	退職給付引当金	3,328
	株主資本	△19,784
	資本金	1,000
	利益剰余金	△20,784
	その他利益剰余金	△20,784
	（うち当期純損失）	(22,881)
	合計	1,123,066

第6期決算公告

令和8年6月17日
東京都中央区京橋二丁目5番1号
ＴＣＭビルディング2階
株式会社アーバンエックステクノロジーズ
代表取締役　前田　紘弥

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,616
	固定資産	25,997
	合計	174,614
負純資債及産びの部	流動負債	98,169
	固定負債	65,925
	株主資本	10,520
	資本金	10,000
	資本剰余金	77,899
	資本準備金	77,899
	利益剰余金	△77,379
	その他利益剰余金	△77,379
	（うち当期純損失）	(77,379)
	合計	174,614

第19期決算公告

令和８年５月27日
宮城県多賀城市中央二丁目４番３号
多賀城駅北ビルＡ棟
多賀城駅北開発株式会社
代表取締役　斎藤　孝一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	317,221
	固定資産	518,241
	合計	835,462
負債及び純資産の部	流動負債	7,619
	固定負債	271,914
	株主資本	555,929
	資本金	499,600
	利益剰余金	56,329
	利益準備金	2,920
	その他利益剰余金	53,408
	（うち当期純利益）	(5,411)
	合計	835,462

第16期決算公告

2026年６月12日
東京都墨田区亀沢三丁目４番１号
安永クリーンテック株式会社
代表取締役社長　綿谷　典博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	799,582
	固定資産	33,910
	合計	833,492
負債及び純資産の部	流動負債	358,874
	固定負債	3,240
	株主資本	471,378
	資本金	70,000
	資本剰余金	17,500
	利益剰余金	383,878
	（うち当期純利益）	(141,692)
	合計	833,492

第21期決算公告

2026年６月12日
東京都墨田区亀沢三丁目４番１号
安永エアポンプ株式会社
代表取締役社長　伊藤　秀雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,806,280
	固定資産	279,632
	合計	2,085,912
負債及び純資産の部	流動負債	486,894
	株主資本	1,599,018
	資本金	70,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	1,499,018
	（うち当期純利益）	(159,358)
	合計	2,085,912

第39期決算公告

令和８年６月17日
東京都中央区日本橋三丁目13番６号
リンベル株式会社
代表取締役　東海林秀典

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,202,495
	固定資産	4,126,123
	合計	20,328,618
負債及び純資産の部	流動負債	10,900,014
	固定負債	529,869
	株主資本	8,867,427
	資本金	100,000
	資本剰余金	508,935
	利益剰余金	8,258,492
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	8,198,492
	（うち当期純利益）	(861,705)
	評価・換算差額等	31,307
	合計	20,328,618

第42期決算公告

2026年６月５日
秋田市土崎港相染町字浜ナシ山７番地４
秋田石油基地防災株式会社
代表取締役　茂野　誠

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,357
	固定資産	0
	合計	64,357
負債及び純資産の部	流動負債	8,486
	固定負債	12,298
	株主資本	43,573
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,573
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	31,073
	（うち当期純利益）	(60)
	合計	64,357

第７期決算公告

令和８年５月27日
宮城県仙台市宮城野区港一丁目６番１号
株式会社東北バイオフードリサイクル
代表取締役　石井　有光

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,805
	固定資産	1,336,891
	合計	1,469,696
負債及び純資産の部	流動負債	677,389
	固定負債	1,561,700
	株主資本	△769,393
	資本金	60,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△869,393
	その他利益剰余金	△869,393
	（うち当期純損失）	(137,953)
	合計	1,469,696

第２期決算公告

2026年６月17日
茨城県水戸市三の丸一丁目４番73号
京成電鉄茨城ホールディングス株式会社
代表取締役社長　松上英一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	408,814
	固定資産	8,471,291
	合計	8,880,105
負債及び純資産の部	流動負債	630,528
	固定負債	4,462,378
	株主資本	3,787,198
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,687,198
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	3,687,198
	（うち当期純損失）	(1,967,630)
	合計	8,880,105

第51期決算公告

令和８年６月17日
福島県郡山市谷島町４番５号
保土谷テクノサービス株式会社
代表取締役社長　松浦　裕司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,625
	固定資産	15,571
	合計	99,197
負債及び純資産の部	流動負債	40,385
	（賞与引当金）	(14,103)
	株主資本	58,811
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,811
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(46,311)
	（うち当期純利益）	(5,321)
	合計	99,197

第27期決算公告

令和８年６月17日
福島県相馬市光陽四丁目１番地の３
株式会社相馬リサイクルセンター
代表取締役　髙橋　義徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,287
	固定資産	815,165
	資産合計	899,452
負債及び純資産の部	流動負債	79,369
	固定負債	539,278
	株主資本	280,807
	資本金	10,000
	利益剰余金	270,807
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	270,507
	（うち当期純利益）	(19,729)
	負債・純資産合計	899,452

第42期決算公告

令和８年６月16日
千葉県袖ケ浦市中袖３番地１
出光バルクターミナル株式会社
代表取締役社長　浦部新一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	312,947
	固定資産	90
	合計	313,037
負債及び純資産の部	流動負債	181,532
	固定負債	11,304
	株主資本	120,201
	資本金	85,000
	利益剰余金	35,201
	利益準備金	21,250
	その他利益剰余金	13,951
	（うち当期純利益）	(49,312)
	合計	313,037

第72期決算公告

令和８年６月17日
埼玉県久喜市北中曽根1220番地
豊楽興産株式会社
代表取締役　鶴長　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	262,394
	固定資産	74,496
	合計	336,891
負債及び純資産の部	流動負債	21,179
	固定負債	8,820
	株主資本	305,838
	資本金	10,000
	利益剰余金	295,838
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	293,338
	（うち当期純利益）	(9,905)
	評価・換算差額等	1,052
	合計	336,891

第31期決算公告

令和８年６月17日
埼玉県さいたま市岩槻区
仲町二丁目２番21号
株式会社アルファ建材
代表取締役　加藤　周

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,045
	固定資産	53,258
	資産合計	146,304
負債及び純資産の部	流動負債	51,015
	固定負債	74,122
	株主資本	21,166
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,166
	その他利益剰余金	11,166
	（うち当期純損失）	(29,178)
	負債・純資産合計	146,304

第20期決算公告　令和８年６月16日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社ＡＮＡ総合研究所
代表取締役　矢澤　潤子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	553,753
	固定資産	35,686
	資産合計	589,440
負純資産及のび部	流動負債	133,965
	賞与引当金	18,563
	固定負債	52,025
	役員退職慰労引当金	52,025
	株主資本	403,449
	資本金	30,000
	利益剰余金	373,449
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	365,949
	（うち当期純利益）	(69,444)
	負債・純資産合計	589,440

第24期決算公告　令和８年６月17日
東京都江東区越中島一丁目１番１号
株式会社ＳＣＲＥＥＮ ＧＰ ジャパン
代表取締役　岩本　将基
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,703,651
	固定資産	628,254
	資産合計	10,331,905
負純資産及のび部	流動負債	7,158,058
	固定負債	186,298
	株主資本	2,987,548
	資本金	300,000
	資本剰余金	126,494
	資本準備金	126,494
	利益剰余金	2,561,054
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	2,486,054
	（うち当期純利益）	(1,146,904)
	負債・純資産合計	10,331,905

第48期決算公告
令和８年５月26日
千葉県船橋市前原西二丁目12番７号
株式会社ＳＨＩＮＫＯロジ
代表取締役社長　青柳　充美
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,657,401
	固定資産	591,404
	合計	4,248,805
負純資産及のび部	流動負債	2,020,551
	固定負債	195,432
	株主資本	2,032,822
	資本金	20,000
	利益剰余金	2,012,822
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,007,822
	（うち当期純利益）	(395,566)
	合計	4,248,805

第43期決算公告
令和８年６月17日
東京都墨田区東向島二丁目11番17号
トーナガ株式会社
代表取締役　丹羽　浩之
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,628
	固定資産	138,607
	資産合計	238,235
負純資産及のび部	流動負債	6,844
	固定負債	36,000
	株主資本	195,391
	資本金	5,000
	利益剰余金	190,391
	その他利益剰余金	190,391
	（うち当期純利益）	(12,691)
	負債・純資産合計	238,235

第11期決算公告　2026年６月17日
東京都港区芝公園一丁目３番12号
株式会社ディスクロージャー・プロ
代表取締役　脇　一郎
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	565,695
	固定資産	50,657
	合計	616,353
負純資産及のび部	流動負債	97,048
	株主資本	519,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	509,305
	その他利益剰余金	509,305
	（うち当期純利益）	(140,421)
	合計	616,353

第20期決算公告　2026年６月17日
東京都港区浜松町一丁目18番16号
日本財務翻訳株式会社
代表取締役社長　松本　智子
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	452,332
	固定資産	114,323
	合計	566,655
負純資産及のび部	流動負債	128,147
	（賞与引当金）	(44,795)
	固定負債	31,475
	退職給付引当金	31,475
	株主資本	407,033
	資本金	80,000
	利益剰余金	327,033
	利益準備金	16,400
	その他利益剰余金	310,633
	（うち当期純利益）	(71,013)
	合計	566,655

第38期決算公告　令和８年５月31日
東京都三鷹市大沢三丁目９番６号
スバルテクニカインターナショナル株式会社
代表取締役　賚　寛海
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,252,109
	固定資産	977,181
	合計	5,229,290
負純資産及のび部	流動負債	1,098,894
	固定負債	175,315
	株主資本	3,955,081
	資本金	250,000
	利益剰余金	3,705,081
	（その他利益剰余金）	(3,642,581)
	合計	5,229,290

㈱　当期純利益　582,900千円

決算公告
令和８年６月17日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ５階
Forvis・Mazars・Japan株式会社内
Ｚａｄａｒａ株式会社
代表取締役
エドワーズ・ヤノ・ケヴィン・ギャレス
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,389
	固定資産	735
	資産合計	309,124
負純資産及のび部	流動負債	320,210
	株主資本	△11,086
	資本金	500
	利益剰余金	△11,586
	その他利益剰余金	△11,586
	（うち当期純損失）	(8,017)
	負債・純資産合計	309,124

第52期決算公告　令和８年６月17日
東京都板橋区三園一丁目44番25号
株式会社誠
代表取締役　加藤　周
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	498,453
	固定資産	432,246
	資産合計	930,699
負純資産及のび部	流動負債	253,364
	賞与引当金	2,967
	固定負債	184,238
	株主資本	493,097
	資本金	15,000
	利益剰余金	478,097
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	477,397
	（うち当期純利益）	(77,171)
	負債・純資産合計	930,699

第12期決算公告　令和８年６月17日
東京都中央区晴海一丁目８番10号
サンテックエナジーディベロップメント株式会社
代表取締役　ツァオ　シャオロン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	154,229
	固定資産	845,449
	資産合計	999,678
負純資産及のび部	流動負債	542,482
	固定負債	104,383
	株主資本	352,812
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	227,812
	その他利益剰余金	227,812
	（うち当期純利益）	(13,931)
	負債・純資産合計	999,678

第４期決算公告　令和８年６月17日
東京都千代田区神田神保町二丁目20番地
株式会社小学館アカデミー
代表取締役　喜田　力
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,020
	固定資産	907
	資産合計	2,927
負純資産及のび部	流動負債	1,399
	固定負債	—
	株主資本	1,528
	資本金	10
	資本剰余金	1,413
	その他資本剰余金	1,413
	利益剰余金	104
	その他利益剰余金	104
	（うち当期純利益）	(110)
	負債・純資産合計	2,927

第41期決算公告
令和８年６月17日
東京都港区三田三丁目９番６号
株式会社第一興商音楽出版
代表取締役社長　大山　健
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	686,708
	固定資産	2,597
	合計	689,306
負純資産及のび部	流動負債	109,617
	株主資本	579,688
	資本金	10,000
	利益剰余金	569,688
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	567,188
	（うち当期純利益）	(73,097)
	合計	689,306

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ハコスコ
代表取締役　小松原　繁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	140,202
	固定資産	25,684
	合計	165,887
負債及び純資産の部	流動負債	28,347
	固定負債	5,010
	株主資本	132,529
	資本金	92,500
	資本剰余金	89,500
	資本準備金	89,500
	利益剰余金	△49,470
	その他利益剰余金	△49,470
	（うち当期純損失）	（1,586）
	合計	165,887

第 11 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都千代田区西神田三丁目２番１号
三井物産・イデラパートナーズ株式会社
代表取締役社長　菅沼　通夫

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,014,495
	固定資産	62,274
	資産合計	1,076,769
負債及び純資産の部	流動負債	154,057
	賞与引当金	31,731
	株主資本	922,711
	資本金	200,000
	資本剰余金	190,000
	資本準備金	190,000
	利益剰余金	532,711
	その他利益剰余金	532,711
	（うち当期純利益）	（455,923）
	負債・純資産合計	1,076,769

第 25 期決算公告

令和８年５月18日
東京都板橋区宮本町47番５号
株式会社まるやま友の会
代表取締役　柳生　哲郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	760
	固定資産	173
	資産合計	934
負債及び純資産の部	流動負債	359
	株主資本	575
	資本金	100
	利益剰余金	475
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	472
	（うち当期純利益）	（9）
	負債・純資産合計	934

第 56 期決算公告

令和８年６月17日
東京都品川区小山台１丁目20番20号
株式会社都築ソフトウェア
代表取締役社長　川津　賢司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,165,137
	固定資産	377,918
	合計	1,543,055
負債及び純資産の部	流動負債	521,970
	固定負債	490,908
	株主資本	417,416
	資本金	152,000
	資本剰余金	102,000
	利益剰余金	163,416
	利益準備金	1,760
	その他利益剰余金	161,656
	（うち当期純利益）	（36,332）
	評価・換算差額等	112,760
	合計	1,543,055

第 43 期 決 算 公 告

2026年６月16日
東京都台東区駒形１丁目３番16号
株式会社アートプレスト
代表取締役　入江　　耕

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,024,581
	固定資産	6,746,791
	合計	15,771,373
負債及び純資産の部	流動負債	6,141,016
	固定負債	3,668,885
	株主資本	5,961,472
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,931,472
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,923,972
	（うち当期純利益）	（1,407,584）
	合計	15,771,373

第 30 期 決 算 公 告

2026年６月16日
東京都中央区日本橋室町１丁目７番１号
スルガカード株式会社
代表取締役　大石　裕之

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,374,510
	固定資産	430,809
	合計	11,805,319
負債及び純資産の部	流動負債	7,790,036
	固定負債	34,759
	株主資本	3,980,524
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,930,524
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,918,024
	（うち当期純利益）	（129,469）
	合計	11,805,319

第４期決算公告

令和８年５月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
Ｈｏｒｉｚｏｎ　Ｏｎｅ株式会社
代表取締役　大和　淑晃

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	645,281
	固定資産	163,321
	合計	808,603
負債及び純資産の部	流動負債	411,088
	（賞与引当金）	（61,726）
	固定負債	26,464
	株主資本	371,050
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	171,050
	その他利益剰余金	171,050
	（うち当期純利益）	（124,052）
	合計	808,603

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都中央区日本橋三丁目６番２号
株式会社商事法務
代表取締役　石川　雅規

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,546,241
	固定資産	452,827
	合計	1,999,068
負債及び純資産の部	流動負債	299,601
	固定負債	204,256
	株主資本	1,495,211
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,465,211
	利益準備金	1,693
	その他利益剰余金	1,463,517
	（うち当期純利益）	（117,116）
	合計	1,999,068

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都中央区晴海三丁目３番３号
ＪＦＣフレッシュ株式会社
代表取締役　井上　雅之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	280,492
	固定資産	13,463
	合計	293,955
負債及び純資産の部	流動負債	216,478
	固定負債	2,917
	株主資本	74,560
	資本金	55,000
	資本剰余金	27,500
	その他資本剰余金	27,500
	利益剰余金	△7,940
	その他利益剰余金	△7,940
	（うち当期純利益）	（16,050）
	合計	293,955

第125期決算公告

令和８年６月17日
東京都新宿区東五軒町２番９号
ゼブラ株式会社
代表取締役　石川　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	19,936
	固定資産	12,142
	資産合計	32,078
負債及び純資産の部	流動負債	5,091
	固定負債	7,169
	株主資本	19,759
	資本金	90
	資本剰余金	17
	利益剰余金	19,652
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	19,627
	（うち当期純利益）	（1,183）
	評価・換算差額等	59
	負債・純資産合計	32,078

第 31 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
株式会社ベル・ソレイユ
代表取締役　島田　美幌

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	161,496
	固定資産	1,710
	合計	163,206
負債及び純資産の部	流動負債	31,865
	（賞与引当金）	（2,961）
	株主資本	131,340
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,340
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	119,340
	（うち当期純利益）	（14,072）
	合計	163,206

第 9 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
株式会社シンカー
代表取締役　藤縄　義行

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	211,815
	固定資産	44,432
	合計	256,247
負債及び純資産の部	流動負債	174,545
	株主資本	81,702
	資本金	5,500
	資本剰余金	—
	利益剰余金	76,202
	利益準備金	1,375
	その他利益剰余金	74,827
	（うち当期純利益）	（47,138）
	合計	256,247

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
エヌ・ピー・アイ株式会社
代表取締役社長　大坪　功武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	89
	固定資産	16
	合計	106
負純資産及のび部	流動負債	0
	株主資本	105
	資本金	10
	利益剰余金	95
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	93
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	106

第 18 期決算公告

令和８年６月17日
東京都港区高輪二丁目21番１号
株式会社ＫＤＤＩチャレンジド
代表取締役　間世　英世

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	257,004
	固定資産	82,295
	合計	339,300
負純資産及のび部	流動負債	115,330
	固定負債	5,162
	株主資本	218,807
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	138,807
	利益準備金	4,160
	その他利益剰余金	134,646
	（うち当期純利益）	(15,660)
	合計	339,300

第 44 期決算公告

令和８年６月17日
東京都新宿区東五軒町２番９号
ゼブラホールディングス株式会社
代表取締役　石川　太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(万円)
資の産部	流動資産	1,647
	固定資産	19,016
	資産合計	20,663
負純資産及のび部	流動負債	2,169
	固定負債	5,609
	株主資本	12,865
	資本金	50
	資本剰余金	8,627
	利益剰余金	4,188
	その他利益剰余金	4,188
	（うち当期純利益）	(51)
	評価・換算差額等	20
	負債・純資産合計	20,663

第 26 期決算公告

2026年６月17日
茨城県水戸市城南二丁目１番20号
ＮＴＴ－ＡＴテクノコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　荒川　賢一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,486,447
	固定資産	397,468
	合計	2,883,916
負純資産及のび部	流動負債	1,612,559
	固定負債	484,311
	株主資本	787,045
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	587,045
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	562,045
	（うち当期純利益）	(252,197)
	合計	2,883,916

第 26 期決算公告

2026年６月17日
東京都武蔵野市中町一丁目19番18号
ＮＴＴ－ＡＴシステムズ株式会社
代表取締役　河野　真之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,052,139
	固定資産	453,792
	合計	2,505,931
負純資産及のび部	流動負債	1,213,470
	固定負債	533,355
	株主資本	759,106
	資本金	95,000
	利益剰余金	664,106
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	640,356
	（うち当期純利益）	(443,176)
	合計	2,505,931

第 64 期決算公告

2026年６月17日
東京都千代田区飯田橋四丁目８番13号
東京鐵鋼土木株式会社
代表取締役社長　菊地　昭二

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,186
	固定資産	21
	合計	1,207
負純資産及のび部	流動負債	338
	賞与引当金	3
	固定負債	5
	退職給付引当金	5
	株主資本	864
	資本金	100
	利益剰余金	764
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	739
	（うち当期純利益）	(230)
	合計	1,207

第 40 期決算公告

2026年６月17日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
ＮＴＴ－ＡＴエムタック株式会社
代表取締役　澤田　　閥

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	673,267
	固定資産	481,572
	繰延資産	1,772
	合計	1,156,612
負純資産及のび部	流動負債	395,944
	固定負債	99,286
	株主資本	661,381
	資本金	15,000
	利益剰余金	646,381
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	642,631
	（うち当期純利益）	(196,888)
	合計	1,156,612

第 24 期決算公告

2026年６月17日
徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓308番地の６
ＮＴＴ－ＡＴクリエイティブ株式会社
代表取締役　北原　康雄

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,706,420
	固定資産	809,514
	合計	2,515,934
負純資産及のび部	流動負債	752,989
	固定負債	225,386
	株主資本	1,537,557
	資本金	95,000
	利益剰余金	1,442,557
	利益準備金	2,065
	その他利益剰余金	1,440,492
	（うち当期純利益）	(374,421)
	合計	2,515,934

第 25 期決算公告

2026年６月17日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
ＮＴＴ－ＡＴアイピーエス株式会社
代表取締役　芳賀　恒之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,368,883
	固定資産	553,826
	合計	2,151,388
負純資産及のび部	流動負債	480,408
	固定負債	1,155,641
	株主資本	515,338
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	315,338
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	290,338
	（うち当期純利益）	(118,512)
	合計	2,151,388

第 7 期決算公告

2026年６月17日
東京都あきる野市渕上50番地
Ｈ．Ｕ．セルズ株式会社
代表取締役　林　　浩志

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,945
	固定資産	428,548
	資産合計	550,494
負純資産及のび部	流動負債	730,016
	固定負債	473,000
	株主資本	△652,521
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△752,521
	その他利益剰余金	△752,521
	（うち当期純損失）	(84,543)
	負債・純資産合計	550,494

第 9 期決算公告

2026年６月17日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
富士レビオ・ホールディングス株式会社
代表取締役　二宮　忠司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	929,454
	固定資産	41,924,151
	資産合計	42,853,606
負純資産及のび部	流動負債	198,526
	固定負債	415,833
	株主資本	42,239,245
	資本金	100,000
	資本剰余金	34,602,913
	資本準備金	34,584,329
	その他資本剰余金	18,583
	利益剰余金	7,536,332
	その他利益剰余金	7,536,332
	（うち当期純利益）	(7,534,016)
	負債・純資産合計	42,853,606

決　算　公　告

令和８年６月17日
東京都港区虎ノ門四丁目３番１号
城山トラストタワー９階
dunnhumby Japan株式会社
代表取締役　キャサリン・マーシャル

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	199,189
	固定資産	428
	合計	199,617
負純資産及のび部	流動負債	138,536
	株主資本	61,081
	資本金	5
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	61,071
	その他利益剰余金	61,071
	（うち当期純利益）	(3,983)
	合計	199,617

第21期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県川崎市川崎区水江町５番地１
ＪＦＥプラリソース株式会社
代表取締役社長　堀江　亮介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,799
	固定資産	1,802
	合計	3,602
負債及び純資産の部	流動負債	519
	固定負債	63
	株主資本	3,018
	資本金	90
	資本剰余金	1,410
	資本準備金	1,410
	利益剰余金	1,518
	その他利益剰余金	1,518
	（うち当期純損失）	(6)
	合計	3,602

第６期決算公告

2026年６月17日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
株式会社医針盤
代表取締役　三ツ井克博

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,804
	固定資産	195,945
	資産合計	483,748
負債及び純資産の部	流動負債	2,676,044
	固定負債	400,000
	株主資本	△2,592,295
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△2,692,295
	その他利益剰余金	△2,692,295
	（うち当期純損失）	(303,625)
	負債・純資産合計	483,748

第７期決算公告

2026年６月17日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
Ｈ．Ｕ．キャスト株式会社
代表取締役　井辻　秀幸

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,653
	固定資産	9,170
	資産合計	60,824
負債及び純資産の部	流動負債	25,558
	（賞与引当金）	(1,800)
	株主資本	35,265
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	15,265
	その他利益剰余金	15,265
	（うち当期純利益）	(13,306)
	負債・純資産合計	60,824

第65期決算公告

令和８年６月17日
横浜市中区若葉町三丁目43番地３
株式会社神奈川教弘
代表取締役　竹内　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	448,342
	固定資産	81,318
	合計	529,660
負債及び純資産の部	流動負債	46,618
	固定負債	7,324
	株主資本	475,717
	資本金	3,000
	利益剰余金	472,717
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	471,967
	（うち当期純損失）	(34,977)
	合計	529,660

第63期決算公告

令和８年５月28日
横浜市中区打越30番17
ウエキ園芸株式会社
代表取締役　三樹　栄生

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	370
	固定資産	223
	繰延資産	0
	合計	594
負債及び純資産の部	流動負債	7
	株主資本	586
	資本金	20
	利益剰余金	566
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	563
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	594

第５期決算公告

2026年６月17日
神奈川県小田原市西大友205番地２
ＡＫコーポレーション株式会社
代表取締役　近藤　保

貸借対照表の要旨（2026年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	163,226
	固定資産	2,136,950
	合計	2,300,177
負債及び純資産の部	流動負債	1,237,603
	固定負債	931,000
	株主資本	131,574
	資本金	10
	資本剰余金	255,550
	資本準備金	10
	その他資本剰余金	255,540
	利益剰余金	△123,986
	その他利益剰余金	△123,986
	（うち当期純損失）	(22,815)
	合計	2,300,177

第５期決算公告

2026年６月17日
神奈川県厚木市恩名五丁目１番１号
AK Radio Design株式会社
代表取締役社長　濱田　高志

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	21,399
	合計	21,399
負債及び純資産の部	流動負債	1,405
	固定負債	6,000
	株主資本	13,994
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,994
	その他利益剰余金	3,994
	（うち当期純利益）	(132)
	合計	21,399

第24期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県横浜市金沢区昭和町3175番地
日飛スキル株式会社
代表取締役社長　半田　昭彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	205,769
	固定資産	33,425
	合計	239,194
負債及び純資産の部	流動負債	186,067
	株主資本	53,126
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,126
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	40,626
	（うち当期純利益）	(7,744)
	合計	239,194

第35期決算公告

令和８年５月26日
神奈川県小田原市高田401番地
株式会社小田原水道サービスセンター
代表取締役　石井　謙司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	105,007
	固定資産	86,309
	合計	191,316
負債及び純資産の部	流動負債	10,710
	固定負債	7,257
	退職給付引当金	7,257
	株主資本	173,349
	資本金	60,000
	利益剰余金	113,349
	その他利益剰余金	113,349
	（うち当期純利益）	(2,650)
	合計	191,316

第50期決算公告

令和８年６月17日
新潟県新潟市東区津島屋三丁目227番地４
株式会社真喜食品
代表取締役　筒井　秀和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,023,238
	固定資産	604,768
	合計	1,628,007
負債及び純資産の部	流動負債	243,994
	（うち賞与引当金）	(15,200)
	固定負債	86,379
	株主資本	1,297,266
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,287,266
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,284,766
	（うち当期純利益）	(166,585)
	評価・換算差額等	366
	合計	1,628,007

第24期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県川崎市川崎区鈴木町１番１号
サップス株式会社
代表取締役　伊藤　正和

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	469,616
	固定資産	757
	合計	470,373
負債及び純資産の部	流動負債	243,019
	株主資本	227,354
	資本金	50,000
	利益剰余金	177,354
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	164,854
	（うち当期純利益）	(43,666)
	合計	470,373

第54期決算公告

令和８年６月16日
相模原市南区上鶴間一丁目16番１号
神奈川青果株式会社
代表取締役　栗田　悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	416,353
	固定資産	1,211,182
	合計	1,627,535
負債及び純資産の部	流動負債	588,632
	固定負債	786,720
	株主資本	223,570
	資本金	100,000
	資本剰余金	60
	利益剰余金	123,510
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	98,510
	（うち当期純利益）	(5,747)
	評価・換算差額等	28,613
	合計	1,627,535

第38期決算公告　令和８年６月17日
静岡県静岡市清水区島崎町161番地の13
東洋冷蔵フード＆ロジスティクス株式会社
代表取締役社長　近藤　克彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,948,272
	固定資産	800,988
	資産合計	2,749,260
負純資債及産のび部	流動負債	1,010,726
	固定負債	275,061
	株主資本	1,463,472
	資本金	20,000
	資本剰余金	35,000
	利益剰余金	1,408,472
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,397,222
	(うち当期純利益)	(709,811)
	負債・純資産合計	2,749,260

第23期決算公告
令和８年５月27日
静岡県沼津市柳沢492
株式会社オトワコーエイ
代表取締役社長　木村　能隆
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	735,394
	固定資産	343,948
	合計	1,079,342
負純資債及産のび部	流動負債	205,111
	固定負債	84,604
	株主資本	789,627
	資本金	45,000
	利益剰余金	744,627
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	733,377
	(うち当期純利益)	(9,905)
	合計	1,079,342

第22期決算公告
令和８年５月27日
静岡県沼津市柳沢492
株式会社オトワコーエイ
代表取締役社長　木村　能隆
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	732,799
	固定資産	348,921
	合計	1,081,720
負純資債及産のび部	流動負債	212,669
	固定負債	89,328
	株主資本	779,722
	資本金	45,000
	利益剰余金	734,722
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	723,472
	(うち当期純利益)	(148,307)
	合計	1,081,720

第14期決算公告
令和８年６月17日
静岡県掛川市下俣625番地１
南遠州パイプライン株式会社
代表取締役社長　三好祐太郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	401,775
	固定資産	948,680
	資産合計	1,350,456
負純資債及産のび部	流動負債	339,012
	固定負債	415,761
	株主資本	595,682
	資本金	499,000
	資本剰余金	499,000
	資本準備金	499,000
	利益剰余金	△402,317
	その他利益剰余金	△402,317
	(うち当期純利益)	(120,129)
	負債・純資産合計	1,350,456

第44期決算公告　令和８年６月17日
静岡県駿東郡長泉町東野字八分平500番地の12
スルガビジネスソリューション株式会社
代表取締役　奥野　吉彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	980,523
	固定資産	411,146
	合計	1,391,669
負純資債及産のび部	流動負債	104,484
	固定負債	93,654
	株主資本	1,193,531
	資本金	50,000
	資本剰余金	52,599
	利益剰余金	1,090,932
	利益準備金	22,401
	その他利益剰余金	1,068,531
	(うち当期純利益)	(14,508)
	合計	1,391,669

第72期決算公告
令和８年６月17日
静岡県静岡市清水区長崎310番地
イハラ紙器株式会社
代表取締役　竹中　武司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,021,538
	固定資産	2,583,190
	合計	4,604,728
負純資債及産のび部	流動負債	1,231,490
	固定負債	539,471
	株主資本	2,224,138
	資本金	61,500
	利益剰余金	2,162,638
	利益準備金	15,375
	その他利益剰余金	2,147,263
	(うち当期純利益)	(222,726)
	評価・換算差額等	609,629
	合計	4,604,728

第68期決算公告
令和８年６月17日
名古屋市中区新栄一丁目２番８号
株式会社ＣＢＣコミュニケーションズ
代表取締役　佐々部　浩
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	826,894
	固定資産	49,844
	合計	876,738
負純資債及産のび部	流動負債	532,881
	固定負債	24,780
	株主資本	319,077
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	289,077
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	281,577
	(うち当期純利益)	(17,094)
	合計	876,738

第10期決算公告
令和８年５月21日
静岡県浜松市中央区田町230番地の15
一般財団法人発達支援研究所
代表理事　倉橋　徒夢
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,048,402
	固定資産	0
	資産合計	14,048,402
負純資債及産のび部	流動負債	2,350,302
	負債合計	2,350,302
	剰余金	11,698,100
	その他余剰金	11,698,100
	(うち当期純利益)	(2,090,330)
	純資産合計	11,698,100
	負債・純資産合計	14,048,402

第26期決算公告　令和８年５月25日
静岡県島田市日之出町４－８
株式会社ワイケーデザインリンク
代表取締役　巻田　明彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	458,147
	固定資産	219,589
	資産合計	677,736
負純資債及産のび部	流動負債	260,155
	(賞与引当金)	(66,950)
	固定負債	55,825
	(退職給付引当金)	(37,754)
	株主資本	361,756
	資本金	10,000
	利益剰余金	351,756
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	349,256
	(うち当期純利益)	(20,552)
	負債・純資産合計	677,736

第30期決算公告
令和８年６月16日
愛知県春日井市鳥居松町五丁目44番地
勝川開発株式会社
代表取締役　石黒　直樹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,054
	固定資産	1,260,816
	資産合計	1,492,870
負純資債及産のび部	流動負債	109,560
	固定負債	669,293
	株主資本	714,017
	資本金	410,600
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	3,417
	その他利益剰余金	3,417
	(うち当期純利益)	(41,942)
	負債・純資産合計	1,492,870

第65期決算公告　令和８年６月17日
名古屋市中区新栄一丁目２番８号
株式会社ＣＢＣビップス
代表取締役社長　鈴木　健
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,299,100
	固定資産	2,157,628
	合計	3,456,728
負純資債及産のび部	流動負債	233,980
	固定負債	688,777
	株主資本	1,606,473
	資本金	60,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	1,516,473
	利益準備金	9,500
	その他利益剰余金	1,506,973
	(うち当期純利益)	(88,974)
	評価・換算差額等	927,497
	合計	3,456,728

第71期決算公告
令和８年６月16日
名古屋市中区新栄一丁目２番８号
株式会社ＣＢＣクリエイション
代表取締役社長　伊藤　司
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,166,603
	固定資産	236,878
	合計	1,403,482
負純資債及産のび部	流動負債	279,075
	固定負債	436,113
	株主資本	688,294
	資本金	40,000
	利益剰余金	648,294
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	638,294
	(うち当期純利益)	(25,218)
	合計	1,403,482

第６期決算公告

令和８年６月17日
愛知県名古屋市中区丸の内２丁目９番23号
株式会社新東工業映像研究所ＴＡＫＵＭＩ
代表取締役　江口　和久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	95
	固定資産	10
	合計	105
負債及び純資産の部	流動負債	83
	株主資本	22
	資本金	15
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	105

第９期決算公告

令和８年６月16日
愛知県春日井市藤山台一丁目１番地
高蔵寺まちづくり株式会社
代表取締役社長　加藤　達也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	78,946
	固定資産	29,717
	合計	108,664
負債及び純資産の部	流動負債	29,763
	固定負債	4,252
	株主資本	74,649
	資本金	20,000
	利益剰余金	54,649
	その他利益剰余金	54,649
	（うち当期純利益）	(3,810)
	合計	108,664

第66期決算公告

令和８年６月17日
名古屋市中川区二女子町七丁目52番地
名古屋科学機器株式会社
代表取締役　岡野　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,518,935
	固定資産	1,146,373
	合計	8,665,308
負債及び純資産の部	流動負債	6,407,169
	固定負債	790,613
	（うち退職引当金）	(70,000)
	株主資本	1,467,526
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,452,084
	利益準備金	10,200
	その他利益剰余金	1,441,884
	（うち当期純利益）	(197,663)
	自己株式	△4,558
	合計	8,665,308

第95期決算公告

令和８年５月30日
三重県四日市市中村町1947番地23
三重日野自動車株式会社
代表取締役　木下　俊雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,317,086
	固定資産	5,056,994
	合計	11,374,080
負債及び純資産の部	流動負債	5,160,559
	固定負債	589,273
	株主資本	5,401,294
	資本金	90,000
	利益剰余金	5,311,294
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	5,288,794
	（うち当期純利益）	(313,848)
	評価・換算差額等	222,954
	合計	11,374,080

第51期決算公告

2026年６月16日
愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番25号
株式会社コンチネンタルフーズ
代表取締役社長　小林　和彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	137
	固定資産	74
	合計	211
負債及び純資産の部	流動負債	53
	固定負債	93
	株主資本	65
	資本金	26
	利益剰余金	39
	（利益準備金）	(4)
	（その他利益剰余金）	(34)
	（うち当期純利益）	(16)
	合計	211

第10期決算公告

令和８年５月27日
愛知県高浜市二池町五丁目５番地７
あおみが丘コミュニティ株式会社
代表取締役　近藤　智義

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	531,093
	合計	531,093
負債及び純資産の部	流動負債	7,873
	固定負債	481,887
	株主資本	41,331
	資本金	20,000
	利益剰余金	21,331
	その他利益剰余金	21,331
	（うち当期純利益）	(5,594)
	合計	531,093

第26期決算公告

令和８年６月16日
京都市南区上鳥羽北花名町８番地
株式会社文化財サービス
代表取締役　出口　弘文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	391,187
	固定資産	26,519
	合計	417,706
負債及び純資産の部	流動負債	145,772
	固定負債	2,032
	株主資本	269,902
	資本金	20,000
	利益剰余金	249,902
	利益準備金	2,138
	その他利益剰余金	247,764
	（うち当期純利益）	(86,426)
	合計	417,706

第35期決算公告

令和８年６月２日
京都市南区東九条南河辺町34番地
中信コンピューターアンドコミュニケーション株式会社
代表取締役社長　**鮫**田　浩之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	437,855
	固定資産	216,034
	合計	653,890
負債及び純資産の部	流動負債	59,901
	固定負債	66,984
	株主資本	527,003
	資本金	50,000
	利益剰余金	477,003
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	464,503
	（うち当期純利益）	(43,817)
	合計	653,890

第22期決算公告

令和８年６月17日
三重県度会郡玉城町佐田130番地
株式会社ジェイエイサービス伊勢
代表取締役　酒徳　雅明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,334,306
	固定資産	144,219
	合計	1,478,526
負債及び純資産の部	流動負債	664,119
	（うち賞与引当金）	(16,348)
	固定負債	70,210
	退職給付引当金	70,210
	株主資本	744,196
	資本金	20,050
	利益剰余金	724,146
	利益準備金	2,907
	その他利益剰余金	721,239
	（うち当期純利益）	(44,831)
	合計	1,478,526

第68期決算公告

令和８年６月17日
大阪府寝屋川市出雲町８番19号
渡辺車輌工業株式会社
代表取締役　浅井　輝明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	119,784
	固定資産	87,065
	合計	206,849
負債及び純資産の部	流動負債	12,305
	固定負債	59,000
	株主資本	135,544
	資本金	10,000
	利益剰余金	138,564
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	136,064
	（うち当期純損失）	(26,348)
	自己株式	△13,020
	合計	206,849

第43期決算公告

2026年６月２日
京都市南区東九条南石田町41番地
中信ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長　西村　崇

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	257,627
	固定資産	468,737
	合計	726,365
負債及び純資産の部	流動負債	55,168
	固定負債	28,431
	株主資本	642,765
	資本金	10,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	602,765
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	592,765
	（うち当期純利益）	(37,748)
	合計	726,365

第33期決算公告

令和８年５月29日
京都市南区吉祥院石原上川原町１番地２
株式会社コープネットワークサービス
代表取締役　**吉**岡　克巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,583,320
	固定資産	396,896
	資産合計	1,980,216
負債及び純資産の部	流動負債	1,039,170
	固定負債	73,821
	株主資本	867,224
	資本金	25,000
	利益剰余金	842,224
	利益準備金	6,012
	その他利益剰余金	836,212
	（うち当期純利益）	(70,074)
	負債・純資産合計	1,980,216

第 72 期決算公告　令和８年６月17日
和歌山県和歌山市小雑賀一丁目１番82号
和歌山精化工業株式会社
代表取締役　竹田　成宏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,459,865
	固定資産	4,828,801
	資産合計	7,288,667
負純資産及び債のび部	流動負債	116,794
	固定負債	481,860
	株主資本	6,690,013
	資本金	60,000
	資本剰余金	6,250
	その他資本剰余金	6,250
	利益剰余金	6,623,763
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	6,608,763
	(うち当期純損失)	(22,632)
	負債・純資産合計	7,288,667

第 29 期決算公告
令和８年６月16日
大阪市西区南堀江一丁目４番19号
株式会社クマモト
代表取締役　山本　彰彦
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	672,866
	固定資産	203
	合計	673,069
負純資産及び債のび部	流動負債	456,437
	株主資本	216,632
	資本金	10,000
	利益剰余金	206,632
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	204,132
	(うち当期純利益)	(43,071)
	合計	673,069

第 50 期決算公告　令和８年６月15日
大阪市西区南堀江一丁目４番19号
北浦エスオーシー株式会社
代表取締役　山本　彰彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,499,139
	固定資産	375,368
	合計	6,874,507
負純資産及び債のび部	流動負債	3,827,994
	固定負債	331,889
	株主資本	2,713,981
	資本金	90,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,573,981
	その他利益剰余金	2,573,981
	(うち当期純利益)	(249,308)
	評価・換算差額等	643
	合計	6,874,507

第 73 期決算公告
令和８年６月17日
島根県松江市浜乃木六丁目31番２号
島根ダイハツ販売株式会社
代表取締役　村瀬　圭亮
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,145,465
	固定資産	2,238,086
	資産合計	10,383,551
負純資産及び債のび部	流動負債	8,276,821
	固定負債	591,147
	株主資本	1,515,583
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,485,583
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,478,083
	(うち当期純利益)	(204,828)
	負債・純資産合計	10,383,551

第 17 期決算公告　令和８年６月17日
和歌山県西牟婁郡白浜町2998番地の10
株式会社サウステラス
代表取締役　徳山　登彦
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,295
	固定資産	3,077
	合計	72,372
負純資産及び債のび部	流動負債	731,319
	(うち引当金)	(2,067)
	固定負債	11,627
	(うち引当金)	(11,627)
	株主資本	△670,574
	資本金	80,000
	利益剰余金	△750,574
	その他利益剰余金	△750,574
	(うち当期純損失)	(8,527)
	合計	72,372

第 54 期決算公告　令和８年６月17日
和歌山県和歌山市南汀丁８番地
セイカ株式会社
代表取締役　竹田　成宏
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,663,235
	固定資産	15,940,241
	資産合計	25,603,477
負純資産及び債のび部	流動負債	1,449,907
	固定負債	5,418,939
	株主資本	18,734,630
	資本金	80,000
	資本剰余金	5,527,508
	その他資本剰余金	5,527,508
	利益剰余金	13,127,121
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	13,107,121
	(うち当期純利益)	(114,766)
	負債・純資産合計	25,603,477

第 14 期決算公告　2026年６月17日
広島市中区紙屋町二丁目１番18号
株式会社イー・アール・ジャパン
代表取締役社長　乗常　久志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	455,096
	固定資産	1,189,219
	合計	1,644,315
負純資産及び債のび部	流動負債	488,009
	固定負債	19,799
	株主資本	1,136,506
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,036,506
	その他利益剰余金	1,036,506
	(うち当期純利益)	(405,531)
	合計	1,644,315

第 44 期決算公告　令和８年６月16日
岡山県津山市原308番地
津山段ボール株式会社
代表取締役　塩見　博行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	170,511
	固定資産	82,672
	合計	253,183
負純資産及び債のび部	流動負債	154,920
	固定負債	3,190
	株主資本	95,072
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	75,072
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	70,072
	(うち当期純利益)	(10,950)
	合計	253,183

第 67 期決算公告　令和８年６月17日
島根県松江市東出雲町出雲郷881番地
島根日野自動車株式会社
代表取締役　谷　俊雄
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,148,090
	固定資産	2,939,307
	合計	6,087,397
負純資産及び債のび部	流動負債	2,380,785
	固定負債	139,446
	株主資本	3,560,470
	資本金	30,000
	利益剰余金	3,530,470
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	3,522,970
	(うち当期純利益)	(234,519)
	評価・換算差額等	6,696
	合計	6,087,397

第 43 期決算公告　令和８年６月17日
愛媛県新居浜市菊本町一丁目10番１号
新居浜コールセンター株式会社
代表取締役社長　磯淵　一成
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	883
	固定資産	340
	合計	1,223
負純資産及び債のび部	流動負債	427
	固定負債	9
	株主資本	787
	資本金	50
	利益剰余金	737
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	724
	(うち当期純損失)	(38)
	合計	1,223

第 18 期決算公告　令和８年５月19日
山口県下関市大和町一丁目16番１号
株式会社下関漁業
代表取締役社長　大山　雅紀
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	910,701
	固定資産	870,947
	資産合計	1,781,648
負純資産及び債のび部	流動負債	343,705
	固定負債	763,550
	株主資本	674,393
	資本金	95,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	599,393
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	575,643
	(うち当期純利益)	(140,789)
	自己株式	△25,000
	負債・純資産合計	1,781,648

第 26 期決算公告　令和８年６月17日
広島市中区国泰寺町一丁目３番32号
株式会社福利厚生倶楽部中国
代表取締役社長　大下　勲
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	469
	固定資産	19
	合計	488
負純資産及び債のび部	流動負債	70
	賞与引当金	9
	固定負債	21
	退職給付引当金	16
	株主資本	396
	資本金	50
	利益剰余金	346
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	333
	(うち当期純利益)	(89)
	合計	488

第 46 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
熊本市東区御領六丁目３番77号
坂田道路株式会社
代表取締役　園田　勝美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	562,808
	固定資産	2,490
	合計	565,299
負純資債及産のび部	流動負債	109,794
	株主資本	455,505
	資本金	20,000
	資本剰余金	443
	その他資本剰余金	443
	利益剰余金	435,061
	その他利益剰余金	435,061
	（うち当期純利益）	(20,795)
	合計	565,299

第 56 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
佐賀県神埼市神埼町城原3860番地
ヤクルト食品工業株式会社
代表取締役社長　栗原　清行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	696,085
	固定資産	636,225
	合計	1,332,310
負純資債及産のび部	流動負債	90,909
	（賞与引当金）	(21,618)
	固定負債	41,791
	株主資本	1,199,609
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,109,609
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,087,109
	（うち当期純損失）	(6,203)
	合計	1,332,310

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
福岡県久留米市山川安居野三丁目９番１号
筑邦トゥルーバファーム株式会社
代表取締役　小野　隆一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	94,380
	合計	94,380
負純資債及産のび部	流動負債	51,083
	株主資本	43,296
	資本金	23,500
	資本剰余金	22,500
	資本準備金	22,500
	利益剰余金	△2,703
	その他利益剰余金	△2,703
	（うち当期純利益）	(961)
	合計	94,380

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
愛知県東海市高横須賀町桝形１番地の１
一般社団法人スポーツクラブ東海
会長　橋山　和生

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,249,154
	固定資産	3
	資産合計	5,249,157
負味債財及産びの正部	流動負債	1,404,583
	固定負債	—
	負債合計	1,404,583
	指定正味財産	—
	一般正味財産	3,844,574
	正味財産合計	3,844,574
	合計	5,249,157

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月17日
鹿児島市泉町３番３号
株式会社鹿児島カード
代表取締役　諏訪田敏郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,774,947
	固定資産	293,628
	合計	8,068,576
負純資債及産のび部	流動負債	4,859,478
	固定負債	92,425
	株主資本	3,116,672
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,066,672
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,054,172
	（うち当期純利益）	(76,093)
	合計	8,068,576

第 61 期決算公告

令和８年６月17日
鹿児島市南栄二丁目10番２号
株式会社南九州電設
代表取締役　荒木　勝幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,070,113
	固定資産	587,851
	合計	2,657,964
負純資債及産のび部	流動負債	751,150
	固定負債	48,974
	株主資本	1,857,840
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,817,840
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,812,840
	（うち当期純利益）	(212,372)
	合計	2,657,964

第 35 期決算公告

令和８年６月16日
岩手県釜石市鈴子町23番15号
株式会社エヌエスオカムラ
代表取締役社長　菱沼　博幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,147
	固定資産	868
	合計	2,015
負純資債及産のび部	流動負債	1,461
	固定負債	240
	株主資本	313
	資本金	100
	資本剰余金	101
	その他資本剰余金	101
	利益剰余金	112
	その他利益剰余金	112
	（うち当期純利益）	(15)
	合計	2,015

第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
京都市中京区室町通二条南入
蛸薬師町272番地の２
公益財団法人覚誉会
理事長　宇野　延明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,096
	固定資産	1,206,322
	合計	1,249,419
負味債財及産びの正部	流動負債	18,449
	固定負債	18,196
	負債合計	36,645
	指定正味財産	404,474
	一般正味財産	808,299
	正味財産合計	1,212,774
	合計	1,249,419

2025 年 度 決 算 公 告

2026年５月25日
京都市山科区竹鼻四丁野町19番地の４
一般社団法人愛生会
理事長　北村　智明

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,635,898
	固定資産	2,812,714
	合計	4,448,612
負味債財及産びの正部	流動負債	471,339
	固定負債	2,187,629
	負債合計	2,658,968
	指定正味財産	—
	一般正味財産	1,789,644
	正味財産合計	1,789,644
	合計	4,448,612

第 26 期決算公告

令和８年３月24日
東京都千代田区神田松永町16番地
オガミビル５階
株式会社ネオコンピタンス
代表取締役　外園　千尋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	331,011
	固定資産	6,914
	投資その他の資産	158,095
	合計	496,021
負純資債及産のび部	流動負債	265,997
	固定負債	18,765
	株主資本	211,258
	資本金	10,000
	利益剰余金	201,258
	利益準備金	19,702
	その他利益剰余金	181,556
	（うち当期純利益）	(45,234)
	合計	496,021

第 10 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都中央区日本橋本町３丁目１番11号
クリテック株式会社
代表取締役　吉成　隆則

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	59,754
	固定資産	274
	合計	60,029
負純資債及産のび部	流動負債	37,118
	固定負債	30,000
	株主資本	△ 7,089
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 57,089
	その他利益剰余金	△ 57,089
	（うち当期純損失）	(8,994)
	合計	60,029

第 21 期決算公告

令和８年６月17日
埼玉県幸手市大字神扇字五反割721番地24
株式会社ホーム・デコ
代表取締役社長　佐藤　雅哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,697
	固定資産	2,982
	資産合計	6,680
負純資債及産のび部	流動負債	664
	（内賞与引当金）	(16)
	固定負債	14
	退職給与引当金	14
	株主資本	6,002
	資本金	28
	利益剰余金	5,974
	その他利益剰余金	5,974
	（内当期純利益）	(643)
	負債・純資産合計	6,680

第 76 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都大田区西蒲田六丁目３番13号
株式会社三ッ芳電気
代表取締役　嘉納　秀憲

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	277
	固定資産	6
	合計	283
負純資産及び債のび部	流動負債	34
	株主資本	249
	資本金	50
	利益剰余金	199
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	187
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	283

第 32 期決算公告

2026年５月27日
東京都千代田区有楽町１丁目６番４号
鴻池メディカル株式会社
代表取締役　西丸　重喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,424,537
	固定資産	2,654,517
	合計	8,079,054
負純資産及び債のび部	流動負債	1,454,085
	固定負債	842,094
	株主資本	5,782,875
	資本金	100,000
	資本剰余金	437,279
	資本準備金	437,279
	利益剰余金	5,245,596
	その他利益剰余金	5,245,596
	（うち当期純利益）	(702,571)
	合計	8,079,054

第 5 期決算公告

令和８年６月17日
東京都港区高輪２丁目21－１
KDDI Sonic－Falcon株式会社
代表取締役　尾田　等

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,691,905
	固定資産	741,285
	資産合計	10,433,191
負純資産及び債のび部	流動負債	8,946,575
	（うち賞与引当金）	(776,547)
	固定負債	130,967
	株主資本	1,355,648
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	1,255,648
	その他利益剰余金	1,255,648
	（うち当期純利益）	(1,255,648)
	負債・純資産合計	10,433,191

第 1 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都港区高輪二丁目21番１号
高輪ビジネス企画２号株式会社
代表取締役　芝﨑　哲也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,563
	固定資産	—
	合計	1,563
負純資産及び債のび部	流動負債	52
	株主資本	1,510
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	△ 489
	その他利益剰余金	△ 489
	（うち当期純損失）	(489)
	合計	1,563

第 12 期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区飯田橋三丁目２番２号
大和ハウス不動産投資顧問株式会社
代表取締役社長　荻野　彰久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,934,690
	固定資産	1,089,849
	合計	8,024,539
負純資産及び債のび部	流動負債	1,019,544
	固定負債	44,917
	株主資本	6,960,077
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	6,760,077
	その他利益剰余金	6,760,077
	（うち当期純利益）	(2,626,461)
	合計	8,024,539

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都台東区浅草橋五丁目20番８号
ＣＳタワー９階
株式会社キューピットスタッフ
代表取締役社長　吉松　幸芳

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,061
	合計	22,061
負純資産及び債のび部	流動負債	6,244
	株主資本	15,817
	資本金	3,000
	利益剰余金	12,817
	利益準備金	642
	その他利益剰余金	12,175
	（うち当期純利益）	(2,032)
	合計	22,061

第 69 期決算公告

2026年５月25日
名古屋市中村区上ノ宮町１丁目24番地
此花運輸株式会社
代表取締役　山田　誠治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,700,803
	固定資産	367,797
	合計	2,068,600
負純資産及び債のび部	流動負債	156,989
	固定負債	36,591
	株主資本	1,845,434
	資本金	45,000
	資本剰余金	135,976
	利益剰余金	1,664,458
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,653,208
	（うち当期純利益）	(25,907)
	評価・換算差額等	29,586
	合計	2,068,600

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
静岡県静岡市葵区田代1301番地の１
十山株式会社
代表取締役社長　鈴木　康平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,030,388
	固定資産	1,895,513
	合計	2,925,901
負純資産及び債のび部	流動負債	3,388,503
	株主資本	△ 462,603
	資本金	90,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△ 642,603
	その他利益剰余金	△ 642,603
	（うち当期純損失）	(20,873)
	合計	2,925,901

第 33 期 決 算 公 告

2026年６月17日
神奈川県厚木市三田2528番地
株式会社ハネイシ
代表取締役　羽石　和広

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	858,137
	固定資産	205,132
	合計	1,063,270
負純資産及び債のび部	流動負債	239,302
	固定負債	84,319
	株主資本	739,428
	資本金	10,000
	利益剰余金	729,428
	その他利益剰余金	729,428
	（うち当期純利益）	(96,024)
	評価差額金	220
	合計	1,063,270

第 62 期決算公告

2026年６月17日
大阪市淀川区西中島五丁目３番10号
イトーピア新大阪ビル２階
株式会社新大阪ステーションストア
代表取締役社長　水田　整

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	7,480
	固定資産	1,651
	合計	9,131
負純資産及び債のび部	流動負債	1,334
	固定負債	480
	株主資本	7,316
	資本金	60
	利益剰余金	7,256
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	7,241
	（うち当期純利益）	(549)
	合計	9,131

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
三重県四日市市富田三丁目22番83号
北勢線施設整備株式会社
代表取締役　渡邉　一陽

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,437
	固定資産	389,395
	合計	406,832
負純資産及び債のび部	流動負債	9,429
	固定負債	385,857
	株主資本	11,546
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,546
	その他利益剰余金	1,546
	（うち当期純利益）	(1,222)
	合計	406,832

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
愛知県豊田市土橋町三丁目77番地
マテックス加工株式会社
代表取締役　岩本　伸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	651,247
	固定資産	175,180
	資産合計	826,428
負純資産及び債のび部	流動負債	280,056
	固定負債	64,994
	株主資本	481,376
	資本金	15,000
	利益剰余金	466,376
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	462,626
	（うち当期純利益）	(59,340)
	負債・純資産合計	826,428

第28期決算公告

令和８年６月17日
大阪市中央区日本橋１丁目22番25号
株式会社ディ・ティ・ネクスト
代表取締役　南里　智昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,757
	固定資産	30,412
	資産合計	210,169
負債及び純資産の部	流動負債	1,004,585
	（うち賞与引当金）	(4,800)
	固定負債	7,436
	負債合計	1,012,021
	株主資本	△ 801,851
	資本金	49,900
	利益剰余金	△ 851,751
	その他利益剰余金	△ 851,751
	（うち当期純損失）	(37,471)
	純資産合計	△ 801,851
	負債・純資産合計	210,169

第20期決算公告

2026年６月17日
大阪市西区阿波座１丁目13番15号
ダイポリシステム株式会社
代表取締役　佐藤　正

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	291,848
	固定資産	36,256
	合計	328,105
負債及び純資産の部	流動負債	137,353
	固定負債	28,255
	株主資本	162,496
	資本金	30,000
	利益剰余金	132,496
	その他利益剰余金	132,496
	（うち当期純利益）	(25,661)
	合計	328,105

第74期決算公告

2026年６月17日
大阪市西区阿波座１丁目13番15号
ダイドレ株式会社
代表取締役　出島　幸一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,056,388
	固定資産	536,685
	合計	1,593,073
負債及び純資産の部	流動負債	364,926
	固定負債	297,710
	株主資本	914,046
	資本金	49,680
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	834,366
	利益準備金	13,227
	その他利益剰余金	821,139
	（うち当期純利益）	(127,573)
	評価・換算差額等	16,390
	合計	1,593,073

第16期決算公告

令和８年６月16日
大阪市西区西本町二丁目３番10号
大阪日野自動車株式会社
代表取締役社長　七海　吉彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,217,713
	固定資産	6,228,447
	資産合計	22,446,161
負債及び純資産の部	流動負債	14,794,690
	固定負債	5,995,070
	株主資本	1,656,400
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	1,156,400
	その他利益剰余金	1,156,400
	（うち当期純損失）	(77,563)
	負債・純資産合計	22,446,161

第20期決算公告

令和８年５月25日
大阪市中央区本町一丁目５番６号
大阪山甚ビル４階
共同信託株式会社
代表取締役　大口　保弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,817
	固定資産	85,141
	資産合計	219,958
負債及び純資産の部	流動負債	4,792
	固定負債	6,386
	負債合計	11,178
	株主資本	208,780
	資本金	55,000
	利益剰余金	153,780
	その他利益剰余金	153,780
	（うち当期純利益）	(20,554)
	純資産合計	208,780
	負債・純資産合計	219,958

第25期決算公告

令和８年６月17日
大阪府八尾市八尾木北２丁目58番地１
株式会社イングス
代表取締役社長　川合　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	181,305
	固定資産	33,807
	合計	215,112
負債及び純資産の部	流動負債	69,610
	固定負債	23,340
	株主資本	122,162
	資本金	20,000
	利益剰余金	102,162
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	101,362
	（うち当期純利益）	(8,838)
	合計	215,112

第6期決算公告

令和８年６月17日
大阪府吹田市江の木町33番94号
Ｓ－ＲＡＣＭＯ株式会社
代表取締役　土田　敦之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,761,674
	固定資産	6,420,146
	合計	8,181,820
負債及び純資産の部	流動負債	6,814,952
	（うち修繕引当金）	(96,752)
	株主資本	1,366,868
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	466,868
	その他利益剰余金	466,868
	（うち当期純利益）	(266,301)
	合計	8,181,820

第68期決算公告

2026年６月16日
大阪市福島区鷺洲二丁目15番24号
イサム土地建物株式会社
取締役社長　北村こず恵

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	350,138
	固定資産	628,268
	合計	978,406
負債及び純資産の部	流動負債	10,541
	固定負債	167,360
	株主資本	800,505
	資本金	40,000
	利益剰余金	765,460
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	755,460
	（うち当期純利益）	(28,968)
	自己株式	△ 4,955
	合計	978,406

第14期決算公告

令和８年６月17日
大阪府枚方市出屋敷西町二丁目７番３号
アルミ銅センター株式会社
代表取締役　小柴　淳二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,026
	固定資産	609
	合計	6,635
負債及び純資産の部	流動負債	5,609
	（うち賞与引当金）	(50)
	固定負債	19
	役員退職引当金	19
	株主資本	1,006
	資本金	40
	利益剰余金	966
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	956
	（うち当期純利益）	(243)
	合計	6,635

第39期決算公告

令和８年６月17日
広島市西区商工センター六丁目６番24号
株式会社ウィンシステムズ
代表取締役　平田　勲

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	174,989
	固定資産	65,544
	合計	240,534
負債及び純資産の部	流動負債	55,624
	固定負債	7,800
	株主資本	177,110
	資本金	15,000
	利益剰余金	177,880
	その他利益剰余金	177,880
	（うち当期純損失）	(36,678)
	自己株式	△ 15,770
	合計	240,534

第7期決算公告

令和８年３月30日
兵庫県丹波市春日町多田165番地
株式会社マプリィ
代表取締役　山口　圭司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	965,610
	固定資産	207,282
	合計	1,172,892
負債及び純資産の部	流動負債	26,978
	株主資本	1,145,915
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,221,061
	資本準備金	1,160,181
	その他資本剰余金	60,880
	利益剰余金	△175,147
	その他利益剰余金	△175,147
	（うち当期純損失）	(139,466)
	合計	1,172,892

第79期決算公告

令和８年６月17日
大阪市大正区三軒家東３丁目10番12号
株式会社きんぱい
代表取締役社長　関　雅之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,675,566
	固定資産	2,958,446
	合計	8,634,013
負債及び純資産の部	流動負債	3,568,270
	固定負債	1,421,550
	株主資本	3,644,192
	資本金	300,000
	資本剰余金	2,503,547
	（その他資本剰余金）	(2,503,547)
	利益剰余金	840,644
	（利益準備金）	(30,384)
	（その他利益剰余金）	(810,260)
	（うち当期純利益）	(451,322)
	合計	8,634,013

第４期決算公告

令和８年６月16日
福岡県福岡市博多区冷泉町４番20号
株式会社エコア・イーテック
代表取締役　山本　博文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,419
	固定資産	0
	資産合計	39,419
負純資産及のび部	流動負債	26,230
	（賞与引当金）	(15,814)
	株主資本	13,189
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,189
	その他利益剰余金	3,189
	（うち当期純利益）	(292)
	負債・純資産合計	39,419

第77期決算公告

令和８年６月16日
福岡県福岡市東区和白３丁目27番55号
株式会社坂本電機製作所
代表取締役　坂本　恒俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	782,309
	固定資産	607,692
	資産合計	1,390,001
負純資産及のび部	流動負債	540,713
	固定負債	124,399
	株主資本	724,889
	資本金	30,000
	利益剰余金	694,889
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	684,889
	（うち当期純利益）	(74,538)
	負債・純資産合計	1,390,001

第57期決算公告

令和８年６月16日
福岡市博多区綱場町４番１号
エネクスマリンコネクト株式会社
代表取締役　和田　邦秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,580
	固定資産	46,763
	繰延資産	621
	資産合計	128,964
負純資産及のび部	流動負債	76,880
	固定負債	16,881
	負債合計	93,761
	株主資本	35,203
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,203
	その他利益剰余金	25,203
	（うち当期純利益）	(25,203)
	純資産合計	35,203
	負債・純資産合計	128,964

第28期決算公告

令和８年６月16日
茨城県神栖市東和田23番地
株式会社ユポ・パピエ
代表取締役社長　西澤　孝利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	197,293
	固定資産	38,419
	合計	235,712
負純資産及のび部	流動負債	47,407
	固定負債	155,390
	株主資本	32,915
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,915
	（利益準備金）	(3,000)
	（その他利益剰余金）	(9,915)
	（うち当期純利益）	(457)
	合計	235,712

第67期決算公告

2026年６月16日
福岡県福岡市中央区渡辺通２丁目１番82号
九州メンテナンス株式会社
代表取締役社長　小川　裕史

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,440,603
	固定資産	3,453,223
	合計	4,893,826
負純資産及のび部	流動負債	454,584
	固定負債	80,771
	株主資本	4,358,471
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,287,077
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,284,577
	（うち当期純利益）	(82,598)
	自己株式	△938,606
	合計	4,893,826

第62期決算公告

令和８年６月17日
福岡市中央区那の津四丁目10番８号
博多港サイロ株式会社
代表取締役社長　平田　誠一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	826,212
	固定資産	1,106,334
	合計	1,932,546
負純資産及のび部	流動負債	52,830
	固定負債	32,204
	株主資本	1,847,510
	資本金	200,000
	利益剰余金	1,647,510
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	1,597,510
	（うち当期純利益）	(49,260)
	合計	1,932,546

第53期決算公告

令和８年６月17日
さいたま市南区南本町一丁目３番１号
昭栄木材株式会社
代表取締役　岡田　紘和

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43
	固定資産	215
	合計	258
負純資産及のび部	流動負債	13
	株主資本	244
	資本金	10
	利益剰余金	234
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	232
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	258

第58期決算公告

令和８年６月17日
さいたま市南区南本町一丁目３番１号
昭栄産業株式会社
代表取締役　岡田　紘和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	788
	固定資産	2,856
	繰延資産	6
	合計	3,651
負純資産及のび部	流動負債	320
	（賞与引当金）	(0)
	固定負債	178
	株主資本	3,152
	資本金	99
	利益剰余金	3,053
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	3,028
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	3,651

第117期決算公告

令和８年６月16日
埼玉県秩父市上宮地町22番25号
有隣興業株式会社
代表取締役社長　鈴木　秀一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,809,663
	固定資産	1,245,058
	合計	3,054,721
負純資産及のび部	流動負債	353,685
	固定負債	256,162
	株主資本	2,208,786
	資本金	60,000
	資本剰余金	321,918
	資本準備金	321,918
	利益剰余金	1,826,867
	（うち当期純利益）	(179,514)
	評価・換算差額等	236,087
	合計	3,054,721

第36期決算公告

2026年６月17日
東京都多摩市鶴牧一丁目23番地
朝日生命ビジネスサービス株式会社
代表取締役　鹿島田耕一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	349,457
	固定資産	24,962
	資産合計	374,419
負純資産及のび部	流動負債	138,735
	賞与引当金	9,124
	固定負債	16,128
	退職給付引当金	16,128
	株主資本	219,556
	資本金	20,000
	利益剰余金	199,556
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	194,556
	（うち当期純利益）	(9,235)
	負債・純資産合計	374,419

第28期決算公告

令和８年６月16日
東京都江東区亀戸二丁目35番13号
アイ・ティー・エスファーム株式会社
代表取締役　髙橋　義典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,142,463
	固定資産	8,158,823
	資産合計	11,301,286
負純資産及のび部	流動負債	5,576,725
	固定負債	4,337,030
	株主資本	1,387,531
	資本金	175,000
	資本剰余金	25,850
	資本準備金	25,850
	利益剰余金	1,186,681
	その他利益剰余金	1,186,681
	（うち当期純利益）	(525,455)
	負債・純資産合計	11,301,286

第38期決算公告

令和８年６月17日
千葉県千葉市稲毛区長沼原町652番地
株式会社　千　建
代表取締役　柿沼　正樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	777,375
	固定資産	4,129
	資産合計	781,504
負純資産及のび部	流動負債	274,911
	（賞与引当金）	(7,772)
	株主資本	506,593
	資本金	20,000
	利益剰余金	486,593
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	481,593
	（うち当期純利益）	(40,943)
	負債・純資産合計	781,504

第１期決算公告

令和８年５月28日
東京都練馬区豊玉北二丁目16番14号
Ｒｅｆｉａ株式会社
代表取締役社長　荒木　康守

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	11,703,314
	固定資産	519,300
	繰延資産	1,569,480
	資産合計	13,792,094
負純資産及のび部	流動負債	4,547,200
	株主資本	9,244,894
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△755,106
	その他利益剰余金	△755,106
	（うち当期純損失）	(755,106)
	負債・純資産合計	13,792,094

第53期決算公告

令和８年５月28日
東京都練馬区豊玉北二丁目16番14号
野口興産株式会社
代表取締役社長　桑田　和幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,131,434
	固定資産	3,326,778
	繰延資産	3,290
	資産合計	15,461,501
負純資産及のび部	流動負債	11,602,009
	賞与引当金	262,596
	固定負債	134,218
	株主資本	3,725,274
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,665,274
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,650,274
	（うち当期純利益）	(226,687)
	負債・純資産合計	15,461,501

第41期決算公告

令和８年６月17日
東京都新宿区西新宿６丁目20番７号
セコムジャスティック株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,146,985
	固定資産	376,170
	合計	10,523,155
負純資産及のび部	流動負債	2,209,702
	賞与引当金	264,430
	固定負債	7,909
	退職給付引当金	685
	株主資本	8,291,634
	資本金	100,000
	利益剰余金	8,191,634
	利益準備金	52,500
	その他利益剰余金	8,139,134
	（うち当期純利益）	(808,602)
	評価・換算差額等	13,909
	合計	10,523,155

第38期決算公告

令和８年６月17日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
マタイ東北株式会社
代表取締役社長　水田　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,839
	固定資産	1,700
	資産合計	147,539
負純資産及のび部	流動負債	42,595
	固定負債	17,650
	株主資本	86,203
	資本金	30,000
	利益剰余金	56,203
	その他利益剰余金	56,203
	（うち当期純利益）	(2,236)
	評価・換算差額等	1,090
	負債・純資産合計	147,539

第24期決算公告

令和８年６月17日
東京都府中市日新町一丁目10番地
ＮＥＣフレンドリースタフ株式会社
代表取締役社長　西村　　洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	371,003
	固定資産	131,726
	合計	502,729
負純資産及のび部	流動負債	184,452
	固定負債	—
	株主資本	318,277
	資本金	10,000
	利益剰余金	308,277
	その他利益剰余金	308,277
	（うち当期純利益）	(55,130)
	合計	502,729

第１期決算公告

令和８年５月28日
東京都練馬区豊玉北二丁目15番11号
株式会社ＳＭＲコンテック
代表取締役社長　粕谷　　勲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,392,410
	固定資産	10,000
	繰延資産	1,038,308
	資産合計	11,440,718
負純資産及のび部	流動負債	4,349,374
	株主資本	7,091,344
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△2,908,656
	その他利益剰余金	△2,908,656
	（うち当期純損失）	(2,908,656)
	負債・純資産合計	11,440,718

令和７年度決算公告

令和８年６月17日
東京都品川区北品川六丁目７番29号
株式会社シー・エス・ビルサービス
代表取締役　佐藤　弘幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	875,021
	固定資産	339,548
	合計	1,214,569
負純資産及のび部	流動負債	562,716
	（賞与引当金）	(115,213)
	固定負債	40,792
	（退職給付引当金）	(40,792)
	株主資本	611,061
	資本金	10,000
	利益剰余金	601,061
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	598,561
	（うち当期純利益）	(160,437)
	合計	1,214,569

第18期決算公告

令和８年６月17日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
株式会社ヘビーデューティ・バッグ・パートナーズ
代表取締役社長　櫻井　隆悦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,696
	資産合計	95,696
負純資産及のび部	流動負債	80,645
	株主資本	15,050
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,050
	その他利益剰余金	5,050
	（うち当期純利益）	(216)
	負債・純資産合計	95,696

第25期決算公告

令和８年６月17日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
柳沢マタイ株式会社
代表取締役社長　水田　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,793
	資産合計	53,793
負純資産及のび部	流動負債	29,498
	株主資本	24,295
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,295
	その他利益剰余金	14,295
	（うち当期純利益）	(802)
	負債・純資産合計	53,793

第16期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
株式会社エス・シー・エア・73ＮＡ
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,051
	合計	2,051
負純資産及のび部	流動負債	457
	株主資本	1,594
	資本金	500
	利益剰余金	1,094
	（その他利益剰余金）	(1,094)
	合計	2,051

(注)　当期純利益　58千円

第３期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ウィンブルドンリーシング株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,142,265
	固定資産	5,059,911
	合計	7,202,176
負純資産及のび部	流動負債	473,752
	固定負債	6,725,680
	株主資本	2,744
	資本金	3,000
	利益剰余金	△256
	（その他利益剰余金）	(△256)
	合計	7,202,176

(注)　当期純損失　23千円

第３期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ＪＥシャムロック株式会社
代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,224
	合計	7,224
負純資産及のび部	流動負債	4,111
	株主資本	3,113
	資本金	3,000
	利益剰余金	113
	（その他利益剰余金）	(113)
	合計	7,224

(注)　当期純利益　354千円

第18期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

株式会社エス・シー・エア・737R

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,992
	合計	3,992
負純資産債及のび部	流動負債	438
	株主資本	3,554
	資本金	3,000
	利益剰余金	554
	(その他利益剰余金)	(554)
	合計	3,992

(注)　当期純損失　63千円

第18期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

株式会社エス・シー・エア・737Q

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,882
	合計	4,882
負純資産債及のび部	流動負債	505
	株主資本	4,377
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,377
	(その他利益剰余金)	(1,377)
	合計	4,882

(注)　当期純利益　76千円

第15期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

株式会社エス・シー・エア・73NH

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,878
	合計	1,878
負純資産債及のび部	流動負債	462
	株主資本	1,415
	資本金	500
	利益剰余金	915
	(その他利益剰余金)	(915)
	合計	1,878

(注)　当期純利益　76千円

第13期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

サンタマリアリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,425,671
	固定資産	6,605,822
	合計	8,031,493
負純資産債及のび部	流動負債	520,596
	固定負債	7,507,219
	株主資本	3,678
	資本金	3,000
	利益剰余金	678
	(その他利益剰余金)	(678)
	合計	8,031,493

(注)　当期純利益　55千円

第14期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

株式会社エス・シー・エア・201301

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,902
	合計	2,902
負純資産債及のび部	流動負債	498
	株主資本	2,405
	資本金	500
	利益剰余金	1,905
	(その他利益剰余金)	(1,905)
	合計	2,902

(注)　当期純利益　76千円

第14期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

株式会社エス・シー・エア・201204

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,448
	合計	1,448
負純資産債及のび部	流動負債	462
	株主資本	986
	資本金	500
	利益剰余金	486
	(その他利益剰余金)	(486)
	合計	1,448

(注)　当期純利益　76千円

第8期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ブラッシュウィングリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,761,241
	固定資産	3,888,952
	合計	10,650,193
負純資産債及のび部	流動負債	1,568,648
	固定負債	9,078,838
	株主資本	2,706
	資本金	3,000
	利益剰余金	△294
	(その他利益剰余金)	(△294)
	合計	10,650,193

(注)　当期純損失　30千円

第11期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ファルコンリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,413,235
	固定資産	1,211,495
	合計	7,624,729
負純資産債及のび部	流動負債	1,592,743
	固定負債	6,029,331
	株主資本	2,654
	資本金	3,000
	利益剰余金	△346
	(その他利益剰余金)	(△346)
	合計	7,624,729

(注)　当期純損失　36千円

第10期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

スウィフトリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,655,703
	固定資産	2,701,591
	合計	10,357,294
負純資産債及のび部	流動負債	1,761,477
	固定負債	8,593,136
	株主資本	2,681
	資本金	3,000
	利益剰余金	△319
	(その他利益剰余金)	(△319)
	合計	10,357,294

(注)　当期純損失　36千円

第12期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ユニオン35リーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,796,856
	固定資産	0
	合計	6,796,856
負純資産債及のび部	流動負債	972,280
	固定負債	5,822,064
	株主資本	2,512
	資本金	3,000
	利益剰余金	△488
	(その他利益剰余金)	(△488)
	合計	6,796,856

(注)　当期純損失　54千円

第22期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ムサファリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,471,288
	固定資産	0
	合計	2,471,288
負純資産債及のび部	流動負債	320,769
	固定負債	2,148,445
	株主資本	2,075
	資本金	3,000
	利益剰余金	△925
	(その他利益剰余金)	(△925)
	合計	2,471,288

(注)　当期純損失　35千円

第12期決算公告

令和８年６月17日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

マクタリーシング株式会社

代表取締役　坂本　隼人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,527,714
	固定資産	0
	合計	2,527,714
負純資産債及のび部	流動負債	381,352
	固定負債	2,143,693
	株主資本	2,669
	資本金	3,000
	利益剰余金	△331
	(その他利益剰余金)	(△331)
	合計	2,527,714

(注)　当期純損失　53千円

第 20 期 決 算 公 告

令和８年５月22日

東京都渋谷区神宮前５―47―11
青山学院アスタジオ
株式会社クラスＡネットワーク
代表取締役　阿久津　智

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	61,049
	固定資産	21,316
	合計	82,365
負債及び純資産の部	流動負債	11,265
	固定負債	3,682
	株主資本	67,418
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,418
	その他利益剰余金	57,418
	（うち当期純利益）	(4,937)
	合計	82,365

第67期決算公告

令和８年６月10日

東京都足立区竹の塚五丁目７番３号
シチズンカスタマーサービス株式会社
代表取締役　鈴木　紀寿

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	282,233
	固定資産	141,764
	資産合計	423,997
負債及び純資産の部	流動負債	116,688
	引当金	53,989
	固定負債	95,786
	退職給付引当金	95,786
	株主資本	211,522
	資本金	20,000
	利益剰余金	191,522
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	186,522
	（うち当期純利益）	(37,927)
	負債・純資産合計	423,997

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都千代田区神田神保町二丁目10番地４
株式会社集英社ゲームズ
代表取締役　瓶子　吉久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,303,579
	固定資産	124,879
	資産合計	1,428,459
負債及び純資産の部	流動負債	610,558
	固定負債	300,000
	株主資本	517,901
	資本金	90,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	377,901
	繰越利益剰余金	377,901
	（当期純利益）	(164,494)
	負債・純資産合計	1,428,459

第２期決算公告

2026年６月17日

東京都港区芝大門二丁目12番９号
ＳｔａｒＱガイア株式会社
代表取締役社長　中村　勝喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	46,668
	固定資産	631,603
	資産合計	678,272
負債及び純資産の部	流動負債	44,740
	株主資本	633,532
	資本金	130,000
	資本剰余金	500,166
	資本準備金	500,166
	利益剰余金	3,365
	その他利益剰余金	3,365
	（うち当期純利益）	(3,733)
	負債・純資産合計	678,272

第13期決算公告

令和８年６月17日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号
フェイス・マトリックス・アカデミア株式会社
代表取締役　新榮　彩実

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,180,531
	固定資産	16,484,270
	資産合計	17,664,801
負債及び純資産の部	流動負債	48,752,000
	固定負債	178,668,195
	株主資本	△209,755,394
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△212,755,394
	その他利益剰余金	△212,755,394
	（うち当期純利益）	(5,689,735)
	負債・純資産合計	17,664,801

第20期決算公告

令和８年６月17日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号
Ｂ―ｂｙ―Ｃ株式会社
代表取締役　佐藤　達也

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	836,156
	固定資産	278,395
	資産合計	1,114,551
負債及び純資産の部	流動負債	613,479
	固定負債	90,538
	株主資本	410,534
	資本金	99,892
	資本剰余金	99,892
	資本準備金	99,892
	利益剰余金	210,748
	その他利益剰余金	210,748
	（うち当期純利益）	(17,354)
	負債・純資産合計	1,114,551

第30期決算公告

令和８年６月16日

東京都港区赤坂２―14―32
ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ株式会社
代表取締役　榊巻　亮

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,470,414
	固定資産	538,582
	資産合計	3,008,997
負債及び純資産の部	流動負債	927,376
	負債合計	927,376
	株主資本	2,081,621
	資本金	10,000
	資本剰余金	458,695
	利益剰余金	1,612,925
	（うち当期純利益）	(491,525)
	純資産合計	2,081,621
	負債・純資産合計	3,008,997

第16期決算公告

令和８年６月17日

東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
ＣＴＣひなり株式会社
代表取締役　芝　美和子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	273,077
	固定資産	60,568
	資産合計	333,646
負債及び純資産の部	流動負債	170,448
	賞与引当金	29,704
	その他	140,744
	固定負債	4,592
	株主資本	158,606
	資本金	30,000
	利益剰余金	128,606
	その他利益剰余金	128,606
	（うち当期純利益）	(63,396)
	負債・純資産合計	333,646

第16期決算公告

2026年６月17日

東京都港区芝大門二丁目12番９号
株式会社ガイアメディケア
代表取締役社長　山口　隆

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,537
	固定資産	48,664
	資産合計	174,201
負債及び純資産の部	流動負債	443,239
	賞与引当金	24,945
	固定負債	167,900
	退職給付引当金	4,500
	株主資本	△436,938
	資本金	100,000
	利益剰余金	△536,938
	その他利益剰余金	△536,938
	（うち当期純損失）	(140,612)
	負債・純資産合計	174,201

第44期決算公告

令和８年６月17日

東京都八王子市宇津木町838番１号
株式会社 東京セントラル パソロジーラボラトリー
代表取締役　浦藤　操

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,006
	固定資産	960
	資産合計	1,966
負債及び純資産の部	流動負債	492
	固定負債	263
	株主資本	1,210
	資本金	57
	資本剰余金	22
	利益剰余金	1,131
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	1,120
	（うち当期純利益）	(117)
	負債・純資産合計	1,966

第８期決算公告

2026年６月16日

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
ＮＴＴ都市開発ホテルマネジメント株式会社
代表取締役社長　松本　順一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,026,526
	固定資産	221,671
	資産合計	3,248,197
負債及び純資産の部	流動負債	4,403,933
	固定負債	110,574
	株主資本	△1,266,310
	資本金	400,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△2,066,310
	その他利益剰余金	△2,066,310
	（うち当期純損失）	(258,599)
	負債・純資産合計	3,248,197

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社トーチライト
代表取締役　熊田　聡

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	883,641
	固定資産	20,588
	資産合計	904,229
負債及び純資産の部	流動負債	248,495
	株主資本	655,734
	資本金	50,004
	資本剰余金	70,704
	資本準備金	70,704
	利益剰余金	535,024
	その他利益剰余金	535,024
	（うち当期純利益）	(120,371)
	負債・純資産合計	904,229

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都世田谷区上北沢二丁目１番１号
株式会社メディカルマネジメント松沢
代表取締役　西出　昌史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,550
	固定資産	11
	資産合計	**1,562**
負債及び純資産の部	流動負債	586
	(賞与引当金)	(21)
	株主資本	975
	資本金	100
	資本剰余金	80
	資本準備金	80
	利益剰余金	795
	その他利益剰余金	795
	(うち当期純利益)	(27)
	負債・純資産合計	**1,562**

第 11 期決算公告

2026年６月16日
東京都江東区亀戸二丁目35番13号
新永ビル７階
みらい飼料株式会社
代表取締役社長　児玉　卓哉

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,121
	固定資産	1,305
	資産合計	**4,427**
負債及び純資産の部	流動負債	3,033
	固定負債	1,048
	株主資本	345
	資本金	100
	資本剰余金	165
	資本準備金	165
	利益剰余金	80
	その他利益剰余金	80
	(うち当期純利益)	(3)
	負債・純資産合計	**4,427**

第 8 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都江東区潮見二丁目９番15号
株式会社ＤＳＢソリューションサービス
代表取締役社長　岩戸　里繁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,681
	固定資産	8
	資産合計	**35,690**
負債及び純資産の部	流動負債	131
	株主資本	35,558
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	5,558
	その他利益剰余金	5,558
	(うち当期純損失)	(13,072)
	負債・純資産合計	**35,690**

第 39 期決算公告

令和８年６月17日
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
セーフティ・マネージメント・サービス株式会社
代表取締役　鈴木　好徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,760
	固定資産	40,479
	合計	**77,239**
負債及び純資産の部	流動負債	10,089
	株主資本	67,150
	資本金	1,000
	利益剰余金	66,150
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	65,900
	(うち当期純損失)	(4,917)
	合計	**77,239**

第 25 期決算公告

令和８年６月17日
東京都港区白金二丁目５番12号
株式会社オニオン
代表取締役　川田　直美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	772,054
	固定資産	43,127
	資産合計	**815,181**
負債及び純資産の部	流動負債	322,343
	固定負債	96,973
	(うち退職給付引当金)	(67,238)
	株主資本	395,864
	資本金	35,000
	利益剰余金	360,864
	利益準備金	1,911
	その他利益剰余金	358,953
	(うち当期純利益)	(37,522)
	負債・純資産合計	**815,181**

第 34 期決算公告

令和８年６月17日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
ＪＦＥ商事マテック株式会社
代表取締役　八幡　敦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,480,823
	固定資産	21,920
	資産合計	**2,502,744**
負債及び純資産の部	流動負債	1,448,382
	固定負債	27,447
	退職給付引当金	16,082
	役員退職慰労引当金	8,364
	株主資本	1,026,914
	資本金	50,000
	利益剰余金	976,914
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	964,414
	(うち当期純利益)	(93,187)
	負債・純資産合計	**2,502,744**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
アリカタ株式会社
代表取締役社長　山下　太地

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,704
	固定資産	790
	資産合計	**24,494**
負債及び純資産の部	流動負債	5,520
	株主資本	18,973
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△11,026
	その他利益剰余金	△11,026
	(うち当期純損失)	(11,026)
	負債・純資産合計	**24,494**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都港区麻布台１－３－１
麻布台ヒルズ森ＪＰタワー31Ｆ
シングレス株式会社
代表取締役社長　六丸　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,005
	固定資産	4,991
	資産合計	**77,996**
負債及び純資産の部	流動負債	31,951
	株主資本	46,045
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	16,045
	その他利益剰余金	16,045
	(うち当期純利益)	(7,699)
	負債・純資産合計	**77,996**

第 37 期決算公告

2026年６月16日
東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
ジャフココンサルティング株式会社
取締役社長　松田　宏明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,717
	固定資産	6,712
	資産合計	**70,430**
負債及び純資産の部	流動負債	2,374
	株主資本	67,385
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	42,385
	その他利益剰余金	42,385
	(うち当期純利益)	(1,872)
	評価・換算差額等	669
	有価証券評価差額金	669
	負債・純資産合計	**70,430**

第 68 期決算公告

令和８年５月28日
東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
株式会社協同宣伝
代表取締役　稲本　浩一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,025,993,982
	固定資産	361,281,401
	資産合計	**3,387,275,383**
負債及び純資産の部	流動負債	1,400,947,621
	固定負債	996,769,090
	退職給与引当金	15,000,000
	株主資本	989,558,672
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	909,558,672
	利益準備金	20,000,000
	その他利益剰余金	889,558,672
	(うち当期純利益)	(162,495,855)
	負債・純資産合計	**3,387,275,383**

第 26 期決算公告

令和８年６月17日
東京都中央区京橋一丁目15番１号
味の素フィナンシャル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長　髙木　泰

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,668
	固定資産	46,106
	資産合計	**297,774**
負債及び純資産の部	流動負債	153,826
	支払出向対価引当金	14,734
	株主資本	143,947
	資本金	100,000
	利益剰余金	43,947
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	18,947
	(うち当期純利益)	(18,856)
	負債・純資産合計	**297,774**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都北区堀船一丁目１番９号
日本製紙総合開発リスクマネジメント株式会社
代表取締役　須藤　光男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,639
	資産合計	**123,639**
負債及び純資産の部	流動負債	31,195
	負債合計	**31,195**
	株主資本	92,444
	資本金	5,000
	利益剰余金	87,444
	その他利益剰余金	87,444
	(うち当期純利益)	(60,878)
	純資産合計	**92,444**
	負債・純資産合計	**123,639**

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都江東区亀戸二丁目35番13号
株式会社シムコ
代表取締役　小南　博義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,524,655
	固定資産	3,525,433
	合計	5,050,089
負純資債及産のび部	流動負債	935,906
	固定負債	1,313,107
	株主資本	2,801,076
	資本金	450,000
	利益剰余金	2,351,076
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	2,238,576
	(うち当期純利益)	(217,977)
	合計	5,050,089

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
東京都千代田区内神田２丁目15番11号
株式会社ホクヨー
代表取締役　有賀　　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,230,560
	固定資産	76,889
	合計	11,307,449
負純資債及産のび部	流動負債	7,641,441
	固定負債	77,576
	株主資本	3,588,432
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,538,432
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	3,525,932
	(うち当期純利益)	(241,892)
	合計	11,307,449

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
株式会社ＦＦＲＩセキュリティワークス
代表取締役　川原　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,000
	資産合計	10,000
負純資債及産のび部	流動負債	395
	負債合計	395
	株主資本	9,604
	資本金	10,000
	利益剰余金	△395
	その他利益剰余金	△395
	(うち当期純損失)	(395)
	純資産合計	9,604
	負債・純資産合計	10,000

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
東京都品川区大崎１丁目11番８号
株式会社日税連保険サービス
代表取締役　大西　雄士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,569,596
	固定資産	24,716
	合計	1,594,312
負純資債及産のび部	流動負債	115,451
	固定負債	25,071
	株主資本	1,453,790
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,450,790
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	1,450,040
	(うち当期純利益)	(231,936)
	合計	1,594,312

第７期決算公告　令和８年６月17日

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
株式会社コーポレート・デザイン・パートナーズ
代表取締役　田中　秀和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	616,729
	固定資産	38,692
	資産合計	655,421
負純資債及産のび部	流動負債	218,362
	(賞与引当金)	(89,013)
	株主資本	437,059
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	237,059
	その他利益剰余金	237,059
	(うち当期純利益)	(94,335)
	負債・純資産合計	655,421

第 12 期決算公告　令和８年６月16日

東京都渋谷区渋谷二丁目22番３号
株式会社みらい翻訳
代表取締役社長　鳥居　大祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	896,523
	固定資産	1,153,687
	資産合計	2,050,210
負純資債及産のび部	流動負債	366,778
	株主資本	1,683,431
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,363,698
	資本準備金	1,363,698
	利益剰余金	219,733
	その他利益剰余金	219,733
	(うち当期純利益)	(124,008)
	負債・純資産合計	2,050,210

第 67 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都品川区東大井五丁目22番５号
キグナス興産株式会社
代表取締役社長　木内　重彰

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,146,447
	固定資産	310,168
	合計	1,456,615
負純資債及産のび部	流動負債	357,437
	固定負債	123,889
	株主資本	975,289
	資本金	40,000
	利益剰余金	935,289
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	933,489
	(うち当期純利益)	(16,146)
	合計	1,456,615

第 28 期決算公告　令和８年６月17日

東京都八王子市小宮町153番地
株式会社先端生命科学研究所
代表取締役社長　森山　和重

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	533,812
	固定資産	167,917
	資産合計	701,729
負純資債及産のび部	流動負債	88,747
	(賞与引当金)	(14,872)
	固定負債	46,663
	(退職給付引当金)	(43,243)
	株主資本	566,319
	資本金	200,000
	資本剰余金	1,010
	利益剰余金	365,309
	(うち当期純利益)	(53,379)
	負債・純資産合計	701,729

第 38 期決算公告　2026年６月17日

東京都多摩市鶴牧一丁目23番地
朝日生命カードサービス株式会社
代表取締役　立原　寿一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,063,277
	固定資産	10,715
	合計	1,073,992
負純資債及産のび部	流動負債	708,344
	賞与引当金	2,780
	固定負債	185
	退職給付引当金	185
	株主資本	365,462
	資本金	50,000
	利益剰余金	315,462
	その他利益剰余金	315,462
	(うち当期純利益)	(3,418)
	合計	1,073,992

第５期決算公告　令和８年６月17日

東京都港区赤坂二丁目11番７号
株式会社クイッククケアジョブズ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	942,597
	固定資産	19,445
	資産合計	962,042
負純資債及産のび部	流動負債	297,734
	(賞与引当金)	(19,166)
	(役員賞与引当金)	(655)
	固定負債	15,551
	(退職給付引当金)	(15,551)
	株主資本	648,756
	資本金	50,000
	利益剰余金	598,756
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	586,256
	(うち当期純利益)	(106,201)
	負債・純資産合計	962,042

第５期決算公告　2026年６月16日

東京都江東区亀戸二丁目35番13号
株式会社Ｉ・フィード
代表取締役社長　児玉　卓哉

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,217
	固定資産	2,989
	資産合計	7,206
負純資債及産のび部	流動負債	4,586
	固定負債	1,647
	株主資本	972
	資本金	100
	資本剰余金	825
	資本準備金	825
	利益剰余金	47
	その他利益剰余金	47
	(うち当期純利益)	(37)
	負債・純資産合計	7,206

第 12 期決算公告　令和８年６月17日

東京都千代田区大手町一丁目５番１号
ＮＴＴ都市開発投資顧問株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,503,888
	固定資産	370,363
	資産合計	2,874,251
負純資債及産のび部	流動負債	324,665
	固定負債	74,598
	退職給付引当金	35,475
	株主資本	2,474,989
	資本金	100,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	1,974,989
	その他利益剰余金	1,974,989
	(うち当期純利益)	(362,697)
	負債・純資産合計	2,874,251

第 33 期 決 算 公 告

2026年６月17日
北海道恵庭市恵南13番地の１
カネカ北海道スチロール株式会社
代表取締役社長　立石　類

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	994,175	流動負債	562,924
固定資産	725,900	（賞与引当金）	(25,013)
		固定負債	71,395
		退職給付引当金	70,120
		役員退職慰労引当金	1,275
		株主資本	1,085,756
		資本金	90,000
		資本剰余金	90,000
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	905,756
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	883,256
		（うち当期純損失）	(10,463)
資産合計	1,720,075	負債・純資産合計	1,720,075

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモ建物管理株式会社
代表取締役　南　昭彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,118,876	流動負債	602,998
固定資産	4,516,199	固定負債	753,338
		株主資本	6,278,739
		資本金	80,000
		資本剰余金	1,937,467
		資本準備金	1,937,467
		利益剰余金	4,709,106
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	4,689,106
		（うち当期純利益）	(135,377)
		自己株式	△447,834
資産合計	7,635,075	負債・純資産合計	7,635,075

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモビル保全株式会社
代表取締役　南　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	370,895
	固定資産	66,302
	合計	437,197
負債及び純資産の部	流動負債	28,535
	株主資本	408,662
	資本金	50,000
	利益剰余金	358,662
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	346,162
	（うち当期純利益）	(3,304)
	合計	437,197

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区梅田１丁目１番３号
コスモエンジニアリング株式会社
代表取締役　南　博行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,041,067
	固定資産	126,202
	合計	1,167,269
負債及び純資産の部	流動負債	196,585
	株主資本	970,684
	資本金	50,000
	利益剰余金	920,684
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	908,184
	（うち当期純利益）	(53,939)
	合計	1,167,269

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区西天満４丁目８番17号
コスモ警備保障株式会社
代表取締役　南　博行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,313,323
	固定資産	329,929
	合計	1,643,252
負債及び純資産の部	流動負債	144,350
	固定負債	176,819
	株主資本	1,322,083
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,272,083
	利益準備金	12,900
	その他利益剰余金	1,259,183
	（うち当期純利益）	(41,259)
	合計	1,643,252

第７期決算公告

令和８年６月17日
北九州市小倉北区京町三丁目１番１号
ＮＣ建材株式会社
代表取締役社長　金﨑　研一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7,126
	固定資産	825
	資産合計	7,951
負債及び純資産の部	流動負債	5,900
	固定負債	200
	負債合計	6,100
	株主資本	1,847
	資本金	100
	資本剰余金	1,000
	利益剰余金	747
	（うち当期純利益）	(262)
	純資産合計	1,850
	負債・純資産合計	7,951

第 40 期決算公告

令和８年６月17日
大阪市中央区西心斎橋２丁目２番７号
株式会社ＫＯＳＭＯ
代表取締役　南　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	969,545
	固定資産	117,263
	合計	1,086,808
負債及び純資産の部	流動負債	345,768
	株主資本	741,040
	資本金	100,000
	資本剰余金	321,187
	その他資本剰余金	321,187
	利益剰余金	319,853
	その他利益剰余金	319,853
	（うち当期純利益）	(99,590)
	合計	1,086,808

第 32 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市北区西天満４丁目11番23号
コスモビルテクノ株式会社
代表取締役　南　博行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	822,856
	固定資産	176,451
	合計	999,307
負債及び純資産の部	流動負債	98,813
	株主資本	900,494
	資本金	100,000
	利益剰余金	800,494
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	775,494
	（うち当期純利益）	(69,367)
	合計	999,307

第 8 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
福島県相馬市尾浜字追川196
相馬市民市場株式会社
代表取締役　阿部　勝弘

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	250,028
	固定資産	3,340
	有形固定資産	3,290
	投資その他の資産	50
	資産合計	253,368
負債及び純資産の部	流動負債	87,457
	株主資本	165,910
	資本金	14,100
	利益剰余金	151,810
	（うち当期純利益）	(58,148)
	負債・純資産合計	253,368

第 53 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都千代田区三番町24林三番町ビル５階
一般社団法人全日本吹奏楽連盟
理事長　石津谷治法

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	265,909,749
	固定資産	247,669,806
	合計	513,579,555
負債及び正味財産の部	流動負債	11,105,390
	固定負債	9,674,000
	負債合計	20,779,390
	一般正味財産	492,800,165
	正味財産合計	492,800,165
	合計	513,579,555

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
東京都港区芝大門一丁目４番８号
一般財団法人安藤ハザマひとづくり財団
代表理事　小野　俊雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,176
	固定資産	3,045
	合計	17,221
負債及び正味財産の部	流動負債	9,176
	負債合計	9,176
	一般正味財産	8,045
	正味財産合計	8,045
	合計	17,221

第７期決算公告　令和８年５月21日
高知県高知市駅前町５－５
株式会社ＮＳＤ－ＤＳビジネスサポート
代表取締役　吉田　大作
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,184
	固定資産	4,122
	資産合計	**53,306**
負純資債及産びの部	流動負債	8,064
	（賞与引当金）	(2,089)
	固定負債	2,171
	負債合計	**10,235**
	株主資本	43,070
	資本金	20,000
	利益剰余金	23,070
	その他利益剰余金	23,070
	（うち当期純利益）	(4,544)
	純資産合計	**43,070**
	負債・純資産合計	**53,306**

決　算　公　告
令和７年12月31日
静岡県掛川市西大渕字丸池3378番１
グリフィスフーズ株式会社
代表取締役　加藤　隆志
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,303,907
	固定資産	397,826
	合計	**1,701,733**
負純資債及産びの部	流動負債	1,417,847
	固定負債	64,373
	株主資本	219,513
	資本金	262,000
	利益剰余金	△42,487
	利益準備金	34,226
	その他利益剰余金	△76,713
	（うち当期純利益）	(68,321)
	合計	**1,701,733**

第29期決算公告　令和８年６月17日
川崎市高津区久地一丁目50番６号
ウトシン石油株式会社
代表取締役　藤井　靖之
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	194,159
	固定資産	371,969
	合計	**566,128**
負純資債及産びの部	流動負債	18,490
	賞与引当金	2,318
	固定負債	311,000
	退職給付引当金	10,000
	株主資本	236,638
	資本金	10,000
	利益剰余金	226,638
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	226,598
	（うち当期純利益）	(10,186)
	合計	**566,128**

第53期決算公告

令和８年６月17日
秋田県秋田市旭北錦町２番１号
株式会社フィデア情報総研
代表取締役　石原　敏之
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,488,443	流動負債	866,764
固定資産	382,985	固定負債	158,451
		株主資本	1,846,213
		資本金	50,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	1,696,213
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,683,713
		（うち当期純利益）	(108,322)
資産合計	**2,871,428**	**負債・純資産合計**	**2,871,428**

第85期決算公告

2026年６月16日　宮城県多賀城市宮内二丁目２番１号
東北電機製造株式会社
取締役社長　大山　啓介
貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,734	流動負債	1,844
固定資産	3,099	固定負債	222
		負債合計	**2,066**
		株主資本	7,713
		資本金	180
		利益剰余金	7,533
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	7,488
		（うち当期純利益）	(601)
		評価・換算差額等	54
		その他有価証券評価差額金	54
		純資産合計	**7,768**
資産合計	**9,834**	**負債・純資産合計**	**9,834**

第38期決算公告

令和８年６月17日　東京都江東区木場一丁目５番25号
ＮＲＩデータｉテック株式会社
代表取締役　桜井　真
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,179	流動負債	2,042
固定資産	338	（うち賞与引当金）	(469)
		固定負債	2
		退職給付引当金	2
		負債合計	**2,044**
		株主資本	2,472
		資本金	50
		利益剰余金	2,422
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	2,409
		（うち当期純利益）	(1,445)
		純資産合計	**2,472**
資産合計	**4,517**	**負債・純資産合計**	**4,517**

第43期決算公告

令和８年６月17日　福島県郡山市字大河原100－１
福島ニチレキ株式会社
代表取締役　八巻　秀一
貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,287,621	流動負債	480,137
固定資産	334,049	賞与引当金	18,370
		役員賞与引当金	754
		完成工事補償引当金	2,670
		その他	458,343
		固定負債	8,890
		株主資本	1,132,643
		資本金	35,000
		利益剰余金	1,117,293
		利益準備金	8,750
		その他利益剰余金	1,108,543
		（うち当期純利益）	(104,900)
		自己株式	△19,650
資産合計	**1,621,671**	**負債・純資産合計**	**1,621,671**

第44期決算公告

令和８年６月16日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
サミットエネルギー開発株式会社
代表取締役　畠山　厚志
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	169	流動負債	18
固定資産	28	固定負債	35
		株主資本	144
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	19
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	18
		（うち当期純利益）	(16)
資産合計	**197**	**負債・純資産合計**	**197**

第72期決算公告

令和８年６月16日　東京都新宿区西新宿１－23－３
廣和ビル８階
タマ生化学株式会社
代表取締役　厚見　昌平
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,128	流動負債	2,304
固定資産	4,068	固定負債	3,843
		負債合計	**6,148**
		株主資本	19,049
		資本金	60
		利益剰余金	19,088
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	19,073
		（うち当期純利益）	(1,032)
		自己株式	△99
		純資産合計	**19,049**
資産合計	**25,197**	**負債・純資産合計**	**25,197**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

東京都千代田区大手町一丁目３番２号
新むつ小川原株式会社
代表取締役社長　福田　健吉

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75,412	流動負債	373
固定資産	459	固定負債	999
繰延資産	17	株主資本	74,516
		資本金	76
		資本剰余金	71,977
		資本準備金	19
		その他資本剰余金	71,958
		利益剰余金	2,510
		その他利益剰余金	2,510
		（うち当期純利益）	（287）
		自己株式	△49
資産合計	75,889	負債・純資産合計	75,889

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

東京都千代田区大手町二丁目３番２号
株式会社住商アビーム自動車総合研究所
代表取締役社長　中山浩一郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	166,889	流動負債	47,120
固定資産	7,057	負債合計	47,120
有形固定資産	1,637	株主資本	126,826
投資その他の資産	5,419	資本金	50,000
		利益剰余金	76,826
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	64,326
		（うち当期純利益）	（16,071）
		純資産合計	126,826
資産合計	173,947	負債・純資産合計	173,947

第 19 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都港区東新橋一丁目９番２号
保土谷ＵＰＬ株式会社
代表取締役社長　七海　裕

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,069,858	流動負債	1,088,421
固定資産	5,877	（賞与引当金）	（7,947）
		固定負債	634
		（株式給付引当金）	（634）
		株主資本	986,679
		資本金	290,000
		資本剰余金	200,000
		（資本準備金）	（200,000）
		利益剰余金	496,679
		（その他利益剰余金）	（496,679）
		（うち当期純利益）	（59,438）
資産合計	2,075,735	負債・純資産合計	2,075,735

第 26 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

東京都世田谷区駒沢一丁目16番７号
ＣＴＣファーストコンタクト株式会社
代表取締役　児玉　孝雄

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,183	流動負債	924
固定資産	247	（賞与引当金）	（131）
有形固定資産	141	固定負債	69
無形固定資産	10	負債合計	994
投資その他の資産	96	株主資本	1,436
		資本金	50
		利益剰余金	1,386
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,374
		（うち当期純利益）	（619）
		純資産合計	1,436
資産合計	2,430	負債・純資産合計	2,430

第 8 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都港区赤坂一丁目８番１号
株式会社エスアールエル・インターナショナル
代表取締役　久保田直善

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,709	流動負債	196
固定資産	49,413	負債合計	196
		株主資本	92,926
		資本金	5,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	62,926
		その他利益剰余金	62,926
		（うち当期純利益）	（4,162）
		純資産合計	92,926
資産合計	93,123	負債・純資産合計	93,123

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都港区芝浦三丁目４番１号
ＮＴＴアーバンバリューサポート株式会社
代表取締役社長　髙橋　庸人

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,233,659	流動負債	6,276,412
固定資産	2,478,034	固定負債	7,037,735
有形固定資産	418,605	負債合計	13,314,147
無形固定資産	15,924	株主資本	3,397,545
投資その他の資産	2,043,505	資本金	300,000
		資本剰余金	138,616
		その他資本剰余金	138,616
		利益剰余金	2,958,929
		利益準備金	111,020
		その他利益剰余金	2,847,909
		（うち当期純利益）	（538,301）
		純資産合計	3,397,545
資産合計	16,711,693	負債・純資産合計	16,711,693

第 196 期 決 算 公 告

令和８年５月28日

横浜市南区唐沢15番地
横浜植木株式会社
代表取締役　伊藤　智司

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,200	流動負債	1,128
固定資産	1,914	固定負債	71
有形固定資産	1,412	負債合計	1,199
無形固定資産	14	株主資本	7,965
投資その他の資産	487	資本金	48
繰延資産	49	利益剰余金	7,917
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	7,905
		（うち当期純利益）	（160）
		純資産合計	7,965
資産合計	9,164	負債・純資産合計	9,164

第 7 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都八王子市石川町935番地
富士レビオ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社
代表取締役　本澤　直高

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	381,470	流動負債	30,850
固定資産	55,710	固定負債	4,233
		負債合計	35,083
		株主資本	402,096
		資本金	250,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	△97,903
		その他利益剰余金	△97,903
		（うち当期純損失）	（22,615）
		純資産合計	402,096
資産合計	437,180	負債・純資産合計	437,180

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　新潟市中央区万代島６番１号
株式会社新潟メッセ
代表取締役社長　栗山　敏昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	928,928	流動負債	650,574
固定資産	540,564	固定負債	62,824
有形固定資産	41,322	**負債合計**	**713,399**
無形固定資産	53,693	株主資本	756,093
投資等	445,547	資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	556,093
		その他利益剰余金	556,093
		（うち当期純利益）	（67,438）
		純資産合計	**756,093**
資産合計	**1,469,492**	**負債・純資産合計**	**1,469,492**

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
神奈川県川崎市高津区久本三丁目２番３号
ヴェルビュ溝の口８階
味の素ＡＦＭトレーディング株式会社
取締役社長　田附　昌樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,615	流動負債	559
固定資産	56	（賞与引当金）	（32）
		固定負債	41
		（退職給付引当金）	（41）
		株主資本	1,071
		資本金	20
		利益剰余金	1,051
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	1,046
		（うち当期純利益）	（155）
資産合計	**1,671**	**負債・純資産合計**	**1,671**

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　名古屋市中村区亀島二丁目26番４号
株式会社ジェイトップ
代表取締役　池畑　裕次

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,112,254	流動負債	1,114,770
固定資産	779,384	（賞与引当金）	（24,759）
		固定負債	112,198
		株主資本	662,138
		資本金	94,000
		資本剰余金	1,219,250
		その他資本剰余金	1,219,250
		利益剰余金	△651,111
		その他利益剰余金	△651,111
		（うち当期純利益）	（366,270）
		評価・換算差額等	2,531
		その他有価証券評価差額金	2,531
資産合計	**1,891,639**	**負債・純資産合計**	**1,891,639**

第 37 期 決 算 公 告

2026年６月17日　富山県富山市婦中町島本郷10番地８
株式会社アスプコミュニケーションズ
代表取締役社長　上野　剛史

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,314,041	流動負債	690,421
固定資産	1,711,520	（賞与引当金）	（248,360）
		固定負債	1,201,580
		（退職給付引当金）	（1,192,144）
		株主資本	1,133,560
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,103,560
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,096,060
		（うち当期純利益）	（91,969）
資産合計	**3,025,562**	**負債・純資産合計**	**3,025,562**

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月16日　愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地
株式会社エッチ・ピー・あいち
代表取締役社長　中尾　耕司

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	408,391	流動負債	241,121
固定資産	204,037	固定負債	55,348
		株主資本	315,959
		資本金	10,000
		資本剰余金	712,265
		その他資本剰余金	374,475
		資本準備金	337,790
		利益剰余金	△406,305
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	△426,305
		（うち当期純損失）	（104,193）
資産合計	**612,429**	**負債・純資産合計**	**612,429**

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
愛知県名古屋市中村区那古野１丁目43番５号
株式会社箱根ガラスの森リゾート
代表取締役　谷口　幸雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	452,413	流動負債	126,991
固定資産	114,912	（うち役員賞与引当金）	（75）
		固定負債	303,484
		（うち退職給付引当金）	（143,484）
		株主資本	136,849
		資本金	65,000
		資本剰余金	65,000
		資本準備金	65,000
		利益剰余金	6,849
		その他利益剰余金	6,849
		（うち当期純損失）	（516）
資産合計	**567,325**	**負債・純資産合計**	**567,325**

第 35 期 決 算 公 告

2026年６月17日　大阪市北区中之島３－２－４
ＮＲＩネットコム株式会社
代表取締役社長　大谷　肇

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,240	流動負債	2,489
固定資産	1,707	（賞与引当金）	（598）
		固定負債	2,060
		（退職給付引当金）	（1,962）
		株主資本	5,398
		資本金	450
		資本剰余金	404
		資本準備金	120
		その他資本剰余金	284
		利益剰余金	4,544
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	4,532
		（うち当期純利益）	（2,049）
資産合計	**9,948**	**負債・純資産合計**	**9,948**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　京都市伏見区竹田段川原町249番地
株式会社マツシマモビリティサービス
代表取締役　物部　哲郎

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	113,342	流動負債	60,417
固定資産	9,431	（うち賞与引当金）	（6,000）
		固定負債	56,840
		株主資本	5,517
		資本金	94,500
		資本剰余金	182,065
		資本準備金	85,500
		その他資本剰余金	96,565
		利益剰余金	△271,048
		その他利益剰余金	△271,048
		（うち当期純利益）	（186）
資産合計	**122,774**	**負債・純資産合計**	**122,774**

第 59 期 決 算 公 告

2026年６月17日

兵庫県尼崎市西向島町15番１
山村倉庫株式会社
代表取締役社長　中島　**敏**男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,605,852	流動負債	972,542
固定資産	140,669	固定負債	20,064
		株主資本	1,753,915
		資本金	20,000
		資本剰余金	81,182
		資本準備金	23,650
		その他資本剰余金	57,532
		利益剰余金	1,652,733
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,645,233
		（うち当期純利益）	（73,867）
資産合計	**2,746,521**	**負債・純資産合計**	**2,746,521**

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　大阪府門真市三ツ島六丁目17番16号
阪和ライフテック株式会社
代表取締役　下村　晃章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	752,372	流動負債	425,316
固定資産	79,031	固定負債	65,024
		株主資本	339,245
		資本金	90,000
		資本剰余金	129,082
		資本準備金	129,082
		利益剰余金	120,162
		利益準備金	14,850
		その他利益剰余金	105,312
		（うち当期純利益）	（24,410）
		評価・換算差額等	1,818
		その他有価証券評価差額金	1,818
資産合計	**831,403**	**負債・純資産合計**	**831,403**

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月17日　岡山県倉敷市中島2661番地１
株式会社倉敷ケーブルテレビ
代表取締役社長　伊藤　亨

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,560,077	流動負債	1,050,258
固定資産	5,586,163	（内賞与引当金）	（31,185）
有形固定資産	5,286,978	固定負債	869,813
無形固定資産	35,346	（内退職給付引当金）	（255,414）
投資その他の資産	263,838	**負債合計**	**1,920,072**
		株主資本	9,226,168
		資本金	400,000
		利益剰余金	8,826,168
		利益準備金	68,772
		繰越利益剰余金	8,757,396
		純資産合計	**9,226,168**
資産合計	**11,146,240**	**負債・純資産合計**	**11,146,240**

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　13,990,491千円
2. 当期純利益　701,959千円
3. １株当たり当期純利益　87,744円94銭

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
和歌山県和歌山市南汀丁８番地
和歌山セイカホールディングス株式会社
代表取締役　竹田　成宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	263,029	流動負債	26,782
固定資産	7,275,363	固定負債	154,775
		株主資本	7,356,835
		資本金	60,000
		資本剰余金	6,800,055
		資本準備金	360,000
		その他資本剰余金	6,440,055
		利益剰余金	496,799
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	481,779
		（うち当期純利益）	（6,824）
資産合計	**7,538,393**	**負債・純資産合計**	**7,538,393**

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月17日　広島市中区国泰寺町一丁目３番32号
株式会社パワー・エンジニアリング・アンド・トレーニングサービス
代表取締役社長　藤本　均

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	767,117	流動負債	215,061
固定資産	77,570	賞与引当金	25,794
有形固定資産	48,546	固定負債	59,323
無形固定資産	1,284	役員退職慰労引当金	10,686
投資その他の資産	27,740	退職給付引当金	23,047
		株主資本	570,302
		資本金	288,000
		利益剰余金	282,302
		利益準備金	46,180
		その他利益剰余金	236,121
		（うち当期純損失）	（5,595）
資産合計	**844,687**	**負債・純資産合計**	**844,687**

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
広島県東広島市黒瀬町乃美尾119
クラボウケミカルワークス株式会社
代表取締役　時間　正吉

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,164,127	流動負債	1,467,860
固定資産	568,377	賞与引当金	35,618
		固定負債	101,750
		退職給付引当金	99,293
		役員退職慰労引当金	2,457
		株主資本	1,162,893
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,062,893
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	1,045,393
		（うち当期純利益）	（186,374）
資産合計	**2,732,504**	**負債・純資産合計**	**2,732,504**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　高知市知寄町１丁目４番30号
オーシャンリース株式会社
代表取締役　久保田雅人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,883	流動負債	6,454
固定資産	628	（賞与引当金）	（1）
有形固定資産	266	固定負債	1,106
無形固定資産	26	（退職給付引当金）	（1）
投資その他の資産	335	株主資本	4,883
		資本金	20
		利益剰余金	4,863
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	4,858
		（うち当期純利益）	（182）
		評価・換算差額等	66
		その他有価証券評価差額金	66
資産合計	**12,511**	**負債・純資産合計**	**12,511**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
愛媛県松山市久万ノ台169番地１
株式会社内海ゴルフガーデン
代表取締役　辰巳曜一郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,715	流動負債	36,481
固定資産	194,045	うち賞与引当金	1,390
		うち修繕引当金	25,399
		固定負債	7,752
		うち退職給付引当金	7,752
		株主資本	204,527
		資本金	80,000
		利益剰余金	124,527
		利益準備金	8,600
		その他利益剰余金	115,927
		（うち当期純利益）	（10,222）
資産合計	**248,760**	**負債・純資産合計**	**248,760**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月４日

大阪市北区梅田二丁目５番25号
株式会社阪急阪神ロジパートナーズ
代表取締役社長　津田　健史

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	965,517	流動負債	562,119
固定資産	213,355	固定負債	238,012
		（うち退職給付引当金）	（170,250）
		株主資本	378,740
		資本金	10,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	348,740
		利益準備金	2,687
		その他利益剰余金	346,052
		（うち当期純利益）	（33,158）
資産合計	1,178,873	負債・純資産合計	1,178,873

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月10日

静岡県掛川市領家1450番地
月島ジェイアクアサービス機器株式会社
代表取締役　大橋　一聡

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,306,110	流動負債	1,167,671
固定資産	442,759	固定負債	91,627
		株主資本	1,489,571
		資本金	30,000
		資本剰余金	55,401
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	47,901
		利益剰余金	1,404,169
		利益準備金	1,200
		その他利益剰余金	1,402,969
		（うち当期純利益）	（397,778）
資産合計	2,748,870	負債・純資産合計	2,748,870

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

大阪市東淀川区西淡路五丁目20番19号
株式会社ビーブランド・メディコーデンタル
代表取締役社長　田中　啓寿

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,665,928	流動負債	170,532
固定資産	559,323	固定負債	55,565
		負債合計	226,097
		株主資本	1,999,153
		資本金	10,000
		利益剰余金	1,989,153
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,986,653
		（うち当期純利益）	（120,652）
		純資産合計	1,999,153
資産合計	2,225,251	負債・純資産合計	2,225,251

第 42 期 決 算 公 告

2026年６月17日

大阪市北区梅田二丁目５番25号
株式会社阪急トラベルサポート
代表取締役社長　河野　哲也

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,766,262	流動負債	818,295
固定資産	396,757	固定負債	384,505
有形固定資産	104,888	退職給付引当金	384,505
無形固定資産	15,195	負債合計	1,202,801
投資その他の資産	276,673	株主資本	960,218
		資本金	80,000
		利益剰余金	880,218
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	860,218
		（うち当期純利益）	（160,766）
		純資産合計	960,218
資産合計	2,163,020	負債・純資産合計	2,163,020

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月17日

大阪市北区角田町３番25号
ＪＲ西日本大阪開発株式会社
代表取締役社長　明瀬　寛昭

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,137,755	流動負債	2,339,288
固定資産	6,942,107	固定負債	2,655,965
有形固定資産	6,281,525	負債合計	4,995,253
無形固定資産	126,603	株主資本	8,084,609
投資その他の資産	533,978	資本金	50,000
		資本剰余金	490,000
		その他資本剰余金	490,000
		利益剰余金	7,544,609
		利益準備金	6,650
		その他利益剰余金	7,537,959
		（うち当期純利益）	（461,017）
		純資産合計	8,084,609
資産合計	13,079,863	負債・純資産合計	13,079,863

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　大阪市中央区安土町三丁目２番14号
西日本住宅産業信用保証株式会社
代表取締役社長　佐竹　洋一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,438,000	流動負債	538,927
固定資産	6,378,603	固定負債	3,775,392
有形固定資産	8,526	負債合計	4,314,320
無形固定資産	21,972	株主資本	5,200,036
投資その他の資産	6,348,106	資本金	300,000
		利益剰余金	4,900,036
		利益準備金	67,100
		その他利益剰余金	4,832,936
		（うち当期純利益）	（189,860）
		評価・換算差額等	302,247
		その他有価証券評価差額金	302,247
		純資産合計	5,502,284
資産合計	9,816,603	負債・純資産合計	9,816,603

第 64 期 決 算 公 告

2026年６月16日

広島市西区横川町３丁目２番47号
西日本バスネットサービス株式会社
代表取締役社長　酒井　俊臣

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	430,280	流動負債	148,816
固定資産	13,930	固定負債	3,127
有形固定資産	2,570	負債合計	151,944
無形固定資産	2,771	株主資本	292,266
投資その他の資産	8,588	資本金	12,000
		利益剰余金	280,266
		利益準備金	3,000
		その他利益剰余金	277,266
		（うち当期純利益）	（755）
		純資産合計	292,266
資産合計	444,210	負債・純資産合計	444,210

第 9 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

大阪市中央区谷町９丁目１番22号
クリモトポリマー株式会社
代表取締役　大宮　敏明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,684	流動負債	1,069
固定資産	1,144	賞与引当金	64
		その他	1,005
		固定負債	77
		株主資本	1,682
		資本金	100
		資本剰余金	884
		その他資本剰余金	884
		利益剰余金	697
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	693
		（うち当期純利益）	（191）
資産合計	2,829	負債・純資産合計	2,829

第 41 期 決 算 公 告

令和８年５月28日　栃木県佐野市栄町11番地
株式会社日立プラントメカニクス
代表取締役　久恒　一修

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,339	流動負債	4,337
固定資産	2,593	賞与引当金	637
		受注損失引当金	111
		製品保証引当金	141
		固定負債	455
		退職給付引当金	386
		株主資本	7,140
		資本金	450
		資本剰余金	914
		利益剰余金	5,775
		利益準備金	213
		その他利益剰余金	5,562
		（うち当期純利益）	（1,687）
資産合計	11,933	負債・純資産合計	11,933

第 78 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　高知市大津甲264番地12
アルフレッサ篠原化学株式会社
代表取締役社長　篠原　裕一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,573,620	流動負債	2,530,299
固定資産	1,685,016	（役員賞与引当金）	（4,950）
		（賞与引当金）	（45,451）
		固定負債	54,870
		（退職給付引当金）	（22,036）
		株主資本	3,673,468
		資本金	38,000
		利益剰余金	3,635,468
		利益準備金	9,500
		その他利益剰余金	3,625,968
		（うち当期純利益）	（187,346）
		評価・換算差額等	△1
		有価証券評価差額金	△1
資産合計	6,258,637	負債・純資産合計	6,258,637

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月８日
埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目３番６号
埼玉日産自動車株式会社
代表取締役社長　白土　貴久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,999	流動負債	5,459
固定資産	4,189	固定負債	1,571
有形固定資産	3,025	株主資本	4,158
無形固定資産	8	資本金	100
投資その他の資産	1,156	利益剰余金	4,058
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,033
		（うち当期純利益）	（962）
資産合計	11,189	負債・純資産合計	11,189

第 134 期 決 算 公 告

令和８年６月８日
埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目３番６号
株式会社サイニチホールディングス
代表取締役社長　佐藤　友昭

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,622	流動負債	2,425
固定資産	13,886	固定負債	174
有形固定資産	12,092	株主資本	19,908
無形固定資産	47	資本金	300
投資その他の資産	1,746	利益剰余金	19,608
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	19,533
		（うち当期純利益）	（2,065）
資産合計	22,508	負債・純資産合計	22,508

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急リニューアル株式会社
取締役社長　佐藤　順一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,370	流動負債	6,226
固定資産	793	工事損失引当金	2
		賞与引当金	154
		その他	6,070
		固定負債	124
		株主資本	11,813
		資本金	100
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	11,656
		その他利益剰余金	11,656
		（うち当期純利益）	（1,818）
		評価・換算差額等	△0
資産合計	18,164	負債・純資産合計	18,164

第 57 期 決 算 公 告

2026年６月16日　埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目61番
環境通信輸送株式会社
代表取締役社長　山本　英治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	964,387	流動負債	319,466
固定資産	2,774,738	固定負債	120,000
		株主資本	3,289,129
		資本金	298,585
		資本剰余金	583,079
		資本準備金	198,594
		その他資本剰余金	384,485
		利益剰余金	2,484,105
		利益準備金	33,300
		その他利益剰余金	2,450,805
		（うち当期純利益）	（153,382）
		自己株式	△76,641
		評価・換算差額等	10,530
資産合計	3,739,126	負債・純資産合計	3,739,126

第 33 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　東京都港区新橋一丁目１番13号
日軽情報システム株式会社
代表取締役社長　湊浦　俊之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,194,284	流動負債	447,433
固定資産	284,980	（賞与引当金）	（69,016）
		固定負債	364,116
		（退職給付引当金）	（319,927）
		株主資本	667,715
		資本金	100,000
		資本剰余金	117,108
		その他資本剰余金	117,108
		利益剰余金	450,606
		その他利益剰余金	450,606
		（当期純利益）	（41,628）
資産合計	1,479,265	負債・純資産合計	1,479,265

第 26 期 決 算 公 告

2026年６月17日　東京都港区芝浦一丁目２番１号
シーバンスN館
株式会社ライフアシスト
代表取締役社長　炭谷　正樹

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,417,367	流動負債	116,398
固定資産	80,008	固定負債	41,913
		負債合計	158,311
		株主資本	3,339,064
		資本金	40,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	3,269,064
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	3,266,564
		（うち当期純利益）	（302,420）
		純資産合計	3,339,064
資産合計	3,497,375	負債・純資産合計	3,497,375

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都品川区東品川２丁目２番４号
ガイオ・テクノロジー株式会社
代表取締役　中村　吉和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,303,439	流動負債	1,008,451
固定資産	2,378,793	賞与引当金	58,416
		その他	950,034
		固定負債	139,372
		退職給付引当金	103,063
		役員退職慰労引当金	36,309
		株主資本	3,534,408
		資本金	298,000
		資本剰余金	98,130
		利益剰余金	3,138,278
		利益準備金	15,792
		その他利益剰余金	3,122,486
		（うち当期純利益）	（513,862）
資産合計	4,682,233	負債・純資産合計	4,682,233

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都渋谷区代々木２丁目11番12号
東京不動産信用保証株式会社
代表取締役　寺澤　孝二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	9,984,288	流動負債	596,663
固定資産	547,304	固定負債	7,687,419
有形固定資産	468,506	純資産の部	
無形固定資産	27,217	株主資本	1,376,305
投資その他の資産	51,581	資本金	250,000
		利益剰余金	1,126,305
		その他利益剰余金	1,126,305
		（うち当期純利益）	（169,836）
		評価・換算差額等	871,205
		その他有価証券評価差額金	871,205
資産合計	10,531,592	負債・純資産合計	10,531,592

第 9 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都練馬区関町南四丁目16番19号南関町ビル４階
ピュアロード株式会社
代表取締役　瀬尾　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,261,452	流動負債	403,890
固定資産	63,268	賞与引当金	22,170
		役員賞与引当金	1,110
		完成工事補償引当金	4,890
		その他	375,720
		株主資本	920,830
		資本金	50,000
		利益剰余金	870,830
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	858,330
		（うち当期純利益）	（304,853）
資産合計	1,324,721	負債・純資産合計	1,324,721

令和７年度決算公告

令和８年６月17日　東京都品川区北品川六丁目７番29号
株式会社ＮＳＦエンゲージメント
代表取締役　梅澤　恭太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,616	流動負債	10,433
固定資産	1,582	（賞与引当金）	（619）
		固定負債	777
		（退職給付引当金）	（741）
		株主資本	1,987
		資本金	100
		資本剰余金	939
		その他資本剰余金	923
		利益剰余金	948
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	923
		（当期純利益）	（923）
資産合計	13,198	負債・純資産合計	13,198

第 84 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
東京都中央区日本橋本石町３丁目３番５号
株式会社　日　金
代表取締役　吉田　典弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,722,950	流動負債	2,818,883
固定資産	1,232,736	固定負債	243,119
		（退職引当金）	（168,926）
		株主資本	1,730,706
		資本金	48,000
		利益剰余金	1,682,706
		利益準備金	33,880
		その他利益剰余金	1,648,826
		（うち当期純利益）	（161,561）
		評価・換算差額等	162,978
		その他有価証券評価差額金	162,978
資産合計	4,955,686	負債・純資産合計	4,955,686

第 2 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
ＳｔａｒＱケア株式会社
代表取締役社長　中村　勝喜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	189,167	流動負債	170,609
固定資産	123,914	賞与引当金	50,012
		固定負債	239,859
		退職給付引当金	31,206
		株主資本	△97,385
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	△197,385
		その他利益剰余金	△197,385
		（うち当期純損失）	（139,824）
資産合計	313,082	負債・純資産合計	313,082

第 81 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都中央区日本橋本町四丁目14番７号
国際衛生株式会社
代表取締役　村田　広久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,462,396	流動負債	354,624
固定資産	581,477	賞与引当金	52,246
		その他	302,378
		固定負債	185,699
		退職給付引当金	168,148
		役員退職慰労引当金	2,194
		その他	15,357
		株主資本	1,503,549
		資本金	45,000
		利益剰余金	1,458,549
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	1,447,299
		（うち当期純利益）	（288,509）
資産合計	2,043,873	負債・純資産合計	2,043,873

第 91 期 決 算 公 告

2026年６月17日　東京都国立市谷保６丁目２番地の１
東京多摩青果株式会社
代表取締役社長　松井　正美

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,603	流動負債	1,675
固定資産	13,687	固定負債	1,633
有形固定資産	11,664	株主資本	18,981
無形固定資産	90	資本金	420
投資その他の資産	1,931	資本剰余金	213
		資本準備金	81
		その他資本剰余金	132
		利益剰余金	18,357
		利益準備金	82
		その他利益剰余金	18,274
		（うち当期純利益）	（541）
		自己株式	△10
資産合計	22,290	負債・純資産合計	22,290

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都江東区豊洲三丁目３番３号

株式会社ＮＴＴデータだいち

代表取締役社長　掛谷　一夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	743,286	流動負債	192,712
固定資産	40,201	（賞与引当金）	(37,383)
		固定負債	246,769
		（退職給付引当金）	(246,735)
		株主資本	344,006
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	244,006
		その他利益剰余金	244,006
		（うち当期純利益）	(59,540)
資産合計	783,488	負債・純資産合計	783,488

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都北区堀船一丁目１番９号

日本製紙総合開発株式会社

代表取締役　野尻　知巳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,929	流動負債	1,492
固定資産	5,443	賞与引当金	100
		固定負債	1,066
		株主資本	4,814
		資本金	50
		資本剰余金	661
		資本準備金	1
		その他資本剰余金	660
		利益剰余金	4,102
		利益準備金	177
		その他利益剰余金	3,924
		（うち当期純利益）	(629)
資産合計	7,372	負債・純資産合計	7,372

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都渋谷区渋谷一丁目24番８号

東建産業株式会社

取締役社長　細川　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,247	流動負債	465
固定資産	190	賞与引当金	6
		その他	458
		固定負債	64
		退職給付引当金	26
		その他	38
		株主資本	907
		資本金	50
		利益剰余金	857
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	844
		（うち当期純利益）	(28)
資産合計	1,437	負債・純資産合計	1,437

第 62 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　東京都千代田区紀尾井町３番６号

株式会社ニッポン放送プロジェクト

代表取締役社長　松浦　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,307	流動負債	2,688
固定資産	621	固定負債	2,960
		負債の部合計	5,648
		株主資本	3,276
		資本金	60
		利益剰余金	3,216
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	3,201
		（うち当期純利益）	(66)
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純資産の部合計	3,280
合計	8,928	合計	8,928

第 41 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号

株式会社ＤＮＰファインオプトロニクス

代表取締役　中西　稔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,040	流動負債	5,956
固定資産	11,554	賞与引当金	1,187
		固定負債	2,707
		退職給付引当金	2,693
		役員退職慰労引当金	3
		株主資本	31,931
		資本金	300
		資本剰余金	2,473
		資本準備金	862
		その他資本剰余金	1,611
		利益剰余金	29,157
		その他利益剰余金	29,157
		（うち当期純利益）	(8,744)
資産合計	40,595	負債・純資産合計	40,595

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都中央区日本橋小網町14番１号

日新サービス株式会社

代表取締役社長　吉田　光宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,075,337	流動負債	456,934
固定資産	19,469	（賞与引当金）	(6,499)
		固定負債	2,308
		負債合計	459,243
		株主資本	635,563
		資本金	90,000
		資本剰余金	65,598
		資本準備金	60,000
		その他資本剰余金	5,598
		利益剰余金	479,964
		その他利益剰余金	479,964
		（うち当期純利益）	(55,862)
		純資産合計	635,563
資産合計	1,094,807	負債・純資産合計	1,094,807

第 86 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都港区港南一丁目６番31号

アクアクララレモンガスホールディングス株式会社

代表取締役　藤井　靖之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	178,710	流動負債	191,695
固定資産	12,171,016	固定負債	1,675,766
		株主資本	10,482,264
		資本金	50,000
		資本剰余金	5,446,746
		資本準備金	5,446,746
		利益剰余金	6,449,931
		利益準備金	4,643
		その他利益剰余金	6,445,288
		（うち当期純利益）	(374,613)
		自己株式	△1,464,414
資産合計	12,349,727	負債・純資産合計	12,349,727

第 69 期 決 算 公 告

令和８年５月22日

東京都中央区日本橋箱崎町17番８号７山京ビル

かちどき薬品株式会社

代表取締役　小林　正佳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,943,111	流動負債	675,070
固定資産	710,217	（賞与引当金）	(39,058)
繰延資産	118,721	（役員賞与引当金）	(2,726)
		固定負債	262,060
		（退職給付引当金）	(237,873)
		株主資本	1,834,920
		資本金	99,000
		利益剰余金	1,735,920
		利益準備金	26,060
		その他利益剰余金	1,709,860
		（うち当期純利益）	(24,625)
資産合計	2,772,049	負債・純資産合計	2,772,049

第 54 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　神戸市東灘区住吉浜町19番２号
東灘トーメンサイロ株式会社
代表取締役社長　森川　智晴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	186	流動負債	258
固定資産	3,312	（賞与引当金）	(9)
		固定負債	2,249
		（退職給付引当金）	(33)
		株主資本	991
		資本金	200
		利益剰余金	1,951
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	1,901
		（うち当期純利益）	(32)
		自己株式	△1,160
資産合計	3,498	負債・純資産合計	3,498

第 38 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　神奈川県綾瀬市早川字上原2647―24
相模フレッシュ株式会社
代表取締役社長　初岡　慶一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,481,093	流動負債	626,705
固定資産	297,627	固定負債	94,822
		負債合計	721,528
		株主資本	1,057,191
		資本金	100,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	657,191
		利益準備金	30,130
		その他利益剰余金	627,061
		（うち当期純利益）	(237,243)
		純資産合計	1,057,191
資産合計	1,778,720	負債・純資産合計	1,778,720

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月16日　　群馬県太田市植木野町328番地
株式会社カムス
代表取締役　小野寺謙司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,999,062	流動負債	4,261,210
固定資産	436,361	固定負債	167,233
繰延資産	―	株主資本	△17,037
		資本金	300,000
		資本剰余金	57,879
		資本準備金	57,879
		利益剰余金	△374,917
		利益準備金	17,120
		その他利益剰余金	△392,037
		（うち当期純利益）	(112,371)
		評価・換算差額等	24,017
		その他有価証券評価差額金	24,017
資産合計	4,435,423	負債・純資産合計	4,435,423

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
札幌市北区北二十一条西十二丁目北海道産学官協働センター
株式会社エヌビィー健康研究所
代表取締役　髙山　喜好

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	321,148	流動負債	141,291
固定資産	35,744	固定負債	106,981
		株主資本	108,619
		資本金	57,437
		資本剰余金	78,028
		資本準備金	7,437
		その他資本剰余金	70,591
		利益剰余金	△26,847
		その他利益剰余金	△26,847
		（うち当期純損失）	(26,847)
資産合計	356,892	負債・純資産合計	356,892

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　東京都豊島区南池袋一丁目28番１号
株式会社ごっつお便
代表取締役　懸　　浩史

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,220	流動負債	987
固定資産	1,068	賞与引当金	3
		役員賞与引当金	1
		その他	983
		固定負債	8
		負債合計	995
		株主資本	1,292
		資本金	10
		利益剰余金	1,282
		その他利益剰余金	1,282
		（当期純損失）	(42)
		純資産合計	1,292
資産合計	2,288	負債・純資産合計	2,288

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　東京都中央区銀座二丁目８番９号
ＣＮＳ株式会社
代表取締役　星野修一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	242	流動負債	229
固定資産	107	賞与引当金	12
		固定負債	1
		株主資本	117
		資本金	48
		資本剰余金	170
		その他資本剰余金	170
		利益剰余金	△66
		利益準備金	1
		その他利益剰余金	△67
		（うち当期純利益）	(16)
		自己株式	△33
資産合計	349	負債・純資産合計	349

第 68 期 決 算 公 告

2026年６月17日
宮城県仙台市青葉区大町二丁目15番29号
東北発電工業株式会社
取締役社長　大野　貞彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,460	流動負債	20,043
固定資産	15,657	固定負債	9,058
有形固定資産	10,199	負債合計	29,102
無形固定資産	293	株主資本	24,914
投資その他の資産	5,163	資本金	1,000
		資本剰余金	9
		（資本準備金）	(9)
		利益剰余金	23,905
		（利益準備金）	(250)
		（その他利益剰余金）	(23,655)
		評価・換算差額等	101
		純資産合計	25,015
資産合計	54,117	負債・純資産合計	54,117

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	73,896
売上原価	63,377
売上総利益	10,519
販売費及び一般管理費	5,924
営業利益	4,594
営業外収益	312
営業外費用	100
経常利益	4,806
特別利益	―
特別損失	―
税引前当期純利益	4,806
法人税、住民税及び事業税	1,535
法人税等調整額	△73
当期純利益	3,344

第 21 期決算公告　令和８年６月17日

東京都西東京市田無町六丁目１番12号
シチズン・システムズ株式会社
代表取締役社長　向島　克敏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,215,189
	固定資産	2,973,827
	合計	16,189,017
負債及び純資産の部	流動負債	4,464,159
	固定負債	660,384
	株主資本	11,047,042
	資本金	450,000
	資本剰余金	7,409,976
	利益剰余金	3,187,066
	利益準備金	70,000
	その他利益剰余金	3,117,066
	（うち当期純利益）	(1,250,708)
	評価・換算差額等	17,430
	合計	16,189,017

第35期決算公告

令和８年６月16日
東京都中央区勝どき１丁目13番６号
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社
代表取締役　小山　健一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	119,170
	固定資産	12,155
	合計	131,326
負債及び純資産の部	流動負債	69,209
	固定負債	1,705
	株主資本	57,303
	資本金	20,000
	利益剰余金	37,303
	その他利益剰余金	37,303
	（うち当期純利益）	（1,986）
	評価・換算差額等	3,107
	合計	131,326

第63期決算公告

2026年６月17日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目７番１
ＪＦＥプラントテクノロジー株式会社
代表取締役社長　菱沼　英輔

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,374	流動負債	4,356
固定資産	10,669	固定負債	2,581
有形固定資産	118	負債合計	6,937
無形固定資産	97	株主資本	7,643
投資その他の資産	10,453	資本金	1,000
		利益剰余金	6,643
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	6,393
		評価・換算差額等	6,463
		その他有価証券評価差額金	6,463
		純資産合計	14,106
資産合計	21,043	負債・純資産合計	21,043

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,629
売上原価	10,078
売上総利益	1,551
販売費及び一般管理費	829
営業利益	722
営業外収益	251
営業外費用	5
経常利益	968
税引前当期純利益	968
法人税、住民税及び事業税	157
法人税等調整額	△142
当期純利益	953

第５期決算公告

令和８年６月17日
東京都中央区京橋３丁目１－１
株式会社ミツウロコパートナーズ
代表取締役社長　古矢　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	101,347
	固定資産	90,852
	合計	192,200
負債及び純資産の部	流動負債	141,255
	固定負債	81,465
	株主資本	△30,520
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△80,520
	その他利益剰余金	△80,520
	（うち当期純損失）	（38,341）
	合計	192,200

第43期決算公告

2026年６月17日
東京都港区三田三丁目５番19号
株式会社アドテックエンジニアリング
代表取締役社長　竹田幸一郎

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,250	流動負債	6,146
固定資産	5,334	固定負債	9,434
		株主資本	7,964
		資本金	1,661
		資本剰余金	2,044
		利益剰余金	4,258
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	4,253
		評価・換算差額等	40
資産合計	23,585	負債・純資産合計	23,585

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,587
売上原価	12,426
売上総利益	5,160
販売費及び一般管理費	3,627
営業利益	1,533
営業外収益	76
営業外費用	108
経常利益	1,502
特別利益	0
特別損失	37
税引前当期純利益	1,464
法人税、住民税及び事業税	420
法人税等調整額	5
当期純利益	1,038

第12期決算公告

2026年６月８日
東京都江東区豊洲五丁目６番15号
株式会社エクスペリエンスＤ
代表取締役　柴田　拡

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,395,677
	固定資産	69,373
	合計	1,465,050
負債及び純資産の部	流動負債	307,950
	賞与引当金	46,489
	株主資本	1,157,099
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,097,099
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,084,599
	（うち当期純利益）	（144,427）
	合計	1,465,050

第26期決算公告

令和８年６月17日
東京都中央区日本橋本町一丁目７番２号
野村プロパティーズ株式会社
代表取締役社長　木村　真教

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,008	流動負債	26,955
固定資産	172,327	固定負債	47,079
有形固定資産	79,901	株主資本	59,930
無形固定資産	1,044	資本金	480
投資その他の資産	91,381	資本剰余金	12,074
		資本準備金	12,074
		利益剰余金	47,375
		その他利益剰余金	47,375
		評価・換算差額等	42,370
		その他有価証券評価差額金	42,370
資産合計	176,335	負債・純資産合計	176,335

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	27,294
営業原価	23,025
営業総利益	4,269
販売費及び一般管理費	2,796
営業利益	1,473
営業外損益	3,234
経常利益	4,707
特別損益	57,423
税引前当期純利益	62,131
法人税、住民税及び事業税	12,635
法人税等調整額	6,359
当期純利益	43,136

第３期決算公告

令和８年６月17日
新潟県三条市一ツ屋敷新田479番地３
ＪＯＴＳ株式会社
代表取締役社長　野水　陽子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	202,776
	固定資産	914,173
	合計	1,116,949
負債及び純資産の部	流動負債	1,104,154
	賞与引当金	240
	株主資本	12,795
	資本金	20,000
	利益剰余金	△7,205
	その他利益剰余金	△7,205
	（うち当期純利益）	（8,941）
	合計	1,116,949

第46期決算公告

2026年６月16日
東京都八王子市打越町2002番７
株式会社日本テクノス
代表取締役社長　塩川　敦子

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,135,433	流動負債	286,042
固定資産	1,092,151	固定負債	215,284
有形固定資産	27,846	負債合計	501,326
無形固定資産	160	株主資本	1,708,530
投資その他の資産	1,064,145	資本金	100,000
		資本剰余金	968,086
		利益剰余金	1,089,000
		利益準備金	46,346
		その他利益剰余金	1,042,653
		自己株式	△448,556
		評価・換算差額等	17,727
		純資産合計	1,726,257
資産合計	2,227,584	負債・純資産合計	2,227,584

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,889,754
売上原価	1,157,363
売上総利益	732,391
販売費及び一般管理費	511,043
営業利益	221,347
営業外収益	71,698
営業外費用	556
経常利益	292,489
特別利益	5,348
特別損失	5,247
税引前当期純利益	292,590
法人税、住民税及び事業税	87,407
法人税等調整額	96
当期純利益	205,086

第 56 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都板橋区高島平六丁目４番
株式会社板橋紙流通センター
代表取締役社長　茂手木　明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	394,202	流動負債	36,194
固定資産	390,022	固定負債	25,479
有形固定資産	369,456	（うち退職給付引当金）	(25,479)
無形固定資産	4,577	負債合計	61,674
投資その他の資産	15,988	株主資本	722,550
		資本金	540,000
		利益剰余金	182,550
		（利益準備金）	(51,530)
		（その他利益剰余金）	(131,020)
		純資産合計	722,550
資産合計	784,224	負債・純資産合計	784,224

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	309,966
売上原価	98,278
売上総利益	211,687
販売費及び一般管理費	168,919
営業利益	42,767
営業外収益	14,960
営業外費用	1
経常利益	57,726
特別利益	800
税引前当期純利益	58,526
法人税、住民税及び事業税	18,454
法人税等調整額	△492
当期純利益	40,564

第 12 期決算公告

2026年６月16日
富山県中新川郡上市町正印515番地
ライブリード株式会社
代表取締役社長　麻野　幸作

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	46,874
	固定資産	2,368
	資産合計	49,242
負債及び純資産の部	流動負債	80,013
	固定負債	0
	負債合計	80,013
	株主資本	△30,771
	資本金	9,500
	利益剰余金	△40,271
	その他利益剰余金	△40,271
	（うち当期純利益）	(7,091)
	純資産合計	△30,771
	負債・純資産合計	49,242

第 15 期 決 算 公 告

2026年６月17日
静岡県静岡市駿河区東新田四丁目８番１号
不二電子工業株式会社
代表取締役　村松　英明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,272	流動負債	2,261
固定資産	3,066	固定負債	1,582
有形固定資産	2,567	株主資本	3,483
無形固定資産	6	資本金	675
投資その他の資産	492	資本剰余金	675
		（資本準備金）	(675)
		利益剰余金	2,132
		（その他利益剰余金）	(2,132)
		評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
資産合計	7,338	負債・純資産合計	7,338

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,635
売上原価	6,433
売上総利益	1,201
販売費及び一般管理費	635
営業利益	566
営業外収益	12
営業外費用	22
経常利益	556
特別利益	1
特別損失	0
税引前当期純利益	558
法人税、住民税及び事業税	176
法人税等調整額	△8
当期純利益	390

第 43 期決算公告

2026年６月２日
富山県富山市牛島町９－５
Ｄタワー富山２階
株式会社ユーコム
代表取締役社長　今牧　一盛

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,656,713
	固定資産	779,177
	合計	2,435,890
負債及び純資産の部	流動負債	531,050
	固定負債	251,760
	株主資本	1,618,122
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,598,122
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,593,122
	（うち当期純利益）	(46,109)
	評価・換算差額等	34,958
	合計	2,435,890

第 65 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
熊本県水俣市塩浜町２番53号
浜田建設株式会社
代表取締役　濵田　京子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	3,981,106
	固定資産	14,367,355
	合計	18,348,461
負債及び純資産の部	流動負債	208,500
	固定負債	12,853,522
	株主資本	5,286,439
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△14,713,561
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	△19,713,561
	（うち当期純利益）	(1,203,439)
	合計	18,348,461

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日
熊本県水俣市塩浜町二番五三号
浜田建設株式会社
代表取締役　濵田　京子

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
大阪市中央区道修町二丁目１番５号
小野薬品ユーディ株式会社
代表取締役　河野　智治

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	309,331
	固定資産	28,655
	資産合計	337,986
負債及び純資産の部	流動負債	119,453
	固定負債	150,000
	株主資本	68,534
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,534
	その他利益剰余金	58,534
	（うち当期純利益）	(17,242)
	負債・純資産合計	337,986

第 15 期 決 算 公 告

2026年６月17日
札幌市東区北７条東２丁目１番１号
北海道ＬＮＧ株式会社
代表取締役社長　芥川　直寛

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	586	流動負債	406
固定資産	2,026	固定負債	160
		負債合計	567
		株主資本	2,046
		資本金	2,000
		利益剰余金	46
		その他利益剰余金	46
		純資産合計	2,046
資産合計	2,613	負債・純資産合計	2,613

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,287
売上原価	2,213
売上総利益	74
販売費及び一般管理費	70
営業利益	3
営業外収益	1
営業外費用	0
経常利益	5
税引前当期純利益	5
法人税等	2
当期純利益	2

第 32 期決算公告

2026年６月17日
大阪府門真市大字門真1048番地
パナソニック ファシリティーズ株式会社
代表取締役　松尾　晃伸

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	6,705
	固定資産	296
	合計	7,002
負債及び純資産の部	流動負債	1,952
	固定負債	0
	株主資本	5,049
	資本金	90
	利益剰余金	4,959
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	4,937
	（繰越利益剰余金）	(4,937)
	（うち当期純利益）	(758)
	合計	7,002

第57期決算公告

令和８年６月17日
兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目２番33号（タクマビル）
タクマ・エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　山口　桂司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	675,431
	固定資産	114,496
	合計	789,927
負債及び純資産の部	流動負債	206,455
	固定負債	253,133
	株主資本	330,339
	資本金	160,000
	利益剰余金	170,339
	利益準備金	40,000
	その他利益剰余金	130,339
	（うち当期純利益）	(69,106)
	合計	789,927

第37期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県横浜市金沢区八景島
株式会社横浜八景島
代表取締役社長　竹口　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,032	流動負債	9,935
固定資産	16,708	固定負債	1,113
有形固定資産	12,692	退職給付引当金	774
無形固定資産	195	役員退職慰労引当金	43
投資その他の資産	3,819	その他	295
		負債合計	11,049
		株主資本	7,692
		資本金	820
		資本剰余金	500
		資本準備金	500
		利益剰余金	6,372
		その他利益剰余金	6,372
		純資産合計	7,692
資産合計	18,741	負債・純資産合計	18,741

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,127
売上原価	10,477
売上総利益	2,650
販売費及び一般管理費	1,030
営業利益	1,619
営業外収益	43
営業外費用	86
経常利益	1,575
特別損失	183
税引前当期純利益	1,392
法人税、住民税及び事業税	225
法人税等調整額	△　254
当期純利益	1,421

第21期決算公告

2026年６月17日
兵庫県神戸市中央区海岸通２丁目２番３号
丸文ウエスト株式会社
代表取締役社長　三浦　彰三

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,701,386
	固定資産	92,107
	合計	1,793,494
負債及び純資産の部	流動負債	1,256,198
	固定負債	74,467
	株主資本	462,827
	資本金	30,000
	資本剰余金	88,103
	資本準備金	88,103
	利益剰余金	344,723
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	337,223
	（うち当期純利益）	(88,754)
	合計	1,793,494

第38期決算公告

2026年６月17日　大阪市都島区東野田町４丁目15番82号
株式会社NTT西日本アセット・プランニング
代表取締役社長　井上　登晃

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	57,582	流動負債	17,119
固定資産	26,215	固定負債	57,527
		負債合計	74,647
		株主資本	9,151
		資本金	110
		資本剰余金	336
		その他資本剰余金	336
		利益剰余金	8,705
		利益準備金	28
		その他利益剰余金	8,677
		純資産合計	9,151
資産合計	83,797	負債・純資産合計	83,797

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,432
売上原価	21,393
売上総利益	7,039
販売費及び一般管理費	1,892
営業利益	5,146
営業外収益	9
営業外費用	421
経常利益	4,735
特別利益	—
特別損失	73
税引前当期純利益	4,662
法人税、住民税及び事業税	1,476
法人税等調整額	△　54
当期純利益	3,240

第83期決算公告

令和８年５月29日
兵庫県姫路市飾磨区細江1300番地
飾磨海運株式会社
代表取締役　水田裕一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	991
	固定資産	1,323
	合計	2,314
負債及び純資産の部	流動負債	484
	固定負債	219
	株主資本	1,611
	資本金	60
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	1,551
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,536
	（うち当期純利益）	(104)
	合計	2,314

第75期決算公告

2026年６月17日　大阪市北区与力町７番５号
福西電機株式会社
代表取締役　岩本　秀宣

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	29,839	流動負債	18,400
固定資産	7,560	固定負債	863
有形固定資産	4,412	株主資本	17,432
無形固定資産	65	資本金	1,632
投資その他の資産	3,082	資本剰余金	1,432
		資本準備金	1,404
		その他資本剰余金	28
		利益剰余金	14,368
		利益準備金	127
		その他利益剰余金	14,240
		評価・換算差額等	702
		その他有価証券評価差額金	702
資産合計	37,399	負債・純資産合計	37,399

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	93,036
売上原価	79,963
売上総利益	13,073
販売費及び一般管理費	11,249
営業利益	1,823
営業外収益	198
営業外費用	74
経常利益	1,948
特別利益	1,184
税引前当期純利益	3,132
法人税、住民税及び事業税	877
法人税等調整額	4
当期純利益	2,251

第26期決算公告

令和８年６月16日
兵庫県神戸市中央区小野浜町１番９号
株式会社日本食品エコロジー研究所
代表取締役　今岡　光芳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	263,829
	固定資産	152,202
	合計	416,032
負債及び純資産の部	流動負債	188,821
	（賞与引当金）	(31,255)
	固定負債	237,774
	（退職給付引当金）	(34,805)
	株主資本	△10,563
	資本金	90,000
	利益剰余金	△100,563
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	△123,063
	（うち当期純利益）	(23,157)
	合計	416,032

第19期決算公告

令和８年６月17日　東京都文京区本駒込三丁目18番22号
株式会社駒込ＳＰＣ
代表取締役　小宮山郁太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,714,919	流動負債	2,083,982
現金及び預金	869,611	固定負債	45,304
事業未収金	1,842,259	負債の部合計	2,129,287
棚卸資産	63	株主資本	618,001
その他流動資産	2,985	資本金	500,000
固定資産	32,368	資本剰余金	—
有形固定資産	5,351	資本準備金	—
無形固定資産	2,944	利益剰余金	118,001
投資その他の資産	24,073	利益準備金	58,831
繰延資産	—	その他利益剰余金	59,170
		純資産の部合計	618,001
資産の部合計	2,747,288	負債・純資産合計	2,747,288

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,523,086
売上原価	5,212,955
売上総利益	310,130
販売費及び一般管理費	223,246
営業利益	86,884
営業外収益	2,007
営業外費用	1
経常利益	88,889
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	88,889
法人税、住民税及び事業税	29,454
法人税等調整額	272
当期純利益	59,163

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

東京都新宿区西新宿三丁目２番11号
株式会社パスモ
代表取締役　町田　武士

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	159,647	流動負債	160,209
固定資産	5,548	固定負債	98
有形固定資産	2,471	**負債合計**	**160,308**
無形固定資産	2,985	株主資本	4,887
投資その他の資産	91	資本金	100
		資本剰余金	220
		その他資本剰余金	220
		利益剰余金	4,567
		その他利益剰余金	4,567
		純資産合計	**4,887**
資産合計	**165,196**	**負債・純資産合計**	**165,196**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,158
売上原価	11,218
売上総損失	59
販売費及び一般管理費	958
営業損失	1,017
営業外収益	2,115
営業外費用	124
経常利益	972
特別損失	1
税引前当期純利益	971
法人税、住民税及び事業税	△0
法人税等調整額	42
当期純利益	928

第 59 期決算公告　　令和８年６月17日

兵庫県加古川市加古川町中津566－１
株式会社陵南
代表取締役　明石　重徳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	639,698
	固定資産	508,536
	資産合計	**1,148,234**
負債及び純資産の部	流動負債	268,804
	（うち賞与引当金）	（7,313）
	固定負債	66,612
	株主資本	812,818
	資本金	30,000
	利益剰余金	796,652
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	790,352
	（うち当期純利益）	（17,951）
	自己株式	△13,834
	負債・純資産合計	**1,148,234**

第 28 期 決 算 公 告

2026年６月17日　東京都中央区築地三丁目16番９号
ＳＭＢＣ債権回収株式会社
代表取締役　柿崎　昇

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,477	流動負債	249
固定資産	597	賞与引当金	89
		役員賞与引当金	32
		その他	127
		固定負債	206
		退職給付引当金	45
		役員退職慰労引当金	102
		その他	58
		株主資本	5,619
		資本金	1,000
		利益剰余金	4,619
		その他利益剰余金	4,619
資産合計	**6,075**	**負債・純資産合計**	**6,075**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,089
売上総利益	3,089
販売費及び一般管理費	2,781
営業利益	307
営業外収益	8
営業外費用	0
経常利益	316
特別損失	0
税引前当期純利益	315
法人税、住民税及び事業税	69
法人税等調整額	22
当期純利益	223

第１期決算公告　　令和８年６月１日

北海道旭川市中常盤町１丁目2434－２
株式会社ながれ技術研究所
代表取締役　稲積　慧

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,938
	固定資産	7,037
	資産合計	**61,976**
負債及び純資産の部	流動負債	21,755
	負債合計	**21,755**
	株主資本	40,221
	資本金	3,000
	利益剰余金	37,221
	その他利益剰余金	37,221
	純資産合計	**40,221**
	負債・純資産合計	**61,976**

（注）　当期純利益　37,221千円

第 16 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都港区赤坂１丁目８番１号
豊洲三丁目開発特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,019,307	流動負債	19,230
その他の資産	918,141	固定負債	100,000
流動資産	917,107	**負債合計**	**119,230**
固定資産	28	社員資本	2,818,217
繰延資産	1,005	特定資本金	500
		優先資本金	2,900,000
		剰余金	△82,282
		純資産合計	**2,818,217**
資産合計	**2,937,448**	**負債・純資産合計**	**2,937,448**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	271,258
営業費用	191,276
営業利益	79,982
営業外収益	372
営業外費用	—
経常利益	80,354
税引前当期純利益	80,354
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	79,404
前期繰越損失	161,686
当期未処理損失	82,282

第 42 期 決 算 公 告

2026年５月20日
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第18地割字葉ノ木沢140番地１
株式会社南部ファーム
代表取締役　佐合　肇

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	342,922
	固定資産	1,091,151
	合計	**1,434,073**
負債及び純資産の部	流動負債	313,164
	固定負債	301,120
	株主資本	819,789
	資本金	60,000
	利益剰余金	759,789
	その他利益剰余金	759,789
	（うち当期純利益）	（81,619）
	合計	**1,434,073**

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都中央区新川二丁目27番１号
座間デベロップメント特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	36,095,254	流動負債	149,146
その他の資産	3,559,545	固定負債	631,152
流動資産	3,555,071	**負債合計**	**780,298**
固定資産	3,505	社員資本	38,874,500
繰延資産	967	特定資本金	500
		優先資本金	40,500,000
		剰余金	△1,625,999
		純資産合計	**38,874,500**
資産合計	**39,654,799**	**負債・純資産合計**	**39,654,799**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	934,967
営業費用	1,319,667
営業損失	384,700
営業外収益	6,103
営業外費用	185
経常損失	378,782
税引前当期純損失	378,782
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	379,992
前期繰越損失	1,246,006
当期未処理損失	1,625,999

第 34 期決算公告　　令和８年６月17日

岩手県北上市相去町山根梨の木43番地74
株式会社ケー・アイ・ケー
代表取締役　阿部　重三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,382,542
	固定資産	4,889,859
	合計	**9,272,401**
負債及び純資産の部	流動負債	6,293,237
	固定負債	51,699
	株主資本	2,927,465
	資本金	80,000
	資本剰余金	168,000
	その他資本剰余金	168,000
	利益剰余金	2,679,465
	利益準備金	430,000
	その他利益剰余金	2,249,465
	（うち当期純利益）	（548,105）
	合計	**9,272,401**

第 34 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
長野県松本市大字島内3443番地13
株式会社甲南チケット
代表取締役　藤巻　好仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,767
	固定資産	165
	合計	2,932
負純資債及産のび部	流動負債	1,252
	固定負債	275
	株主資本	1,405
	資本金	30
	利益剰余金	1,375
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,367
	（うち当期純利益）	(45)
	合計	2,932

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都港区赤坂五丁目３番６号
株式会社ＢＳ－ＴＢＳ
代表取締役　伊佐野英樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,106	流動負債	2,645
固定資産	963	賞与引当金	91
		その他	2,554
		固定負債	1
		負債合計	2,646
		株主資本	14,422
		資本金	5,844
		利益剰余金	8,578
		利益準備金	1,461
		その他利益剰余金	7,117
		純資産合計	14,422
資産合計	17,069	負債・純資産合計	17,069

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	16,901
売上原価	9,194
売上総利益	7,706
販売費及び一般管理費	4,674
営業利益	3,031
営業外収益	32
営業外費用	1
経常利益	3,062
特別損失	35
税引前当期純利益	3,026
法人税、住民税及び事業税	921
法人税等調整額	△5
当期純利益	2,111

第 10 期決算公告

2026年５月26日
大阪府豊中市二葉町三丁目１番１号
株式会社ＨａｎａＶａｘ
代表取締役　沼　徹哉

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,293
	固定資産	—
	資産合計	56,293
負純資債及産のび部	流動負債	10,044
	固定負債	—
	株主資本	46,249
	資本金	47,216
	資本剰余金	114,504
	資本準備金	31,160
	その他資本剰余金	83,344
	利益剰余金	△115,471
	繰越利益剰余金	△115,471
	（うち当期純利益）	(20,861)
	負債・純資産合計	56,293

第 14 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
株式会社ディー・エス・エヌ
代表取締役社長　石井　満

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	35,997	流動負債	7,511
固定資産	329	固定負債	27,294
繰延資産	—	負債合計	34,806
		株主資本	1,327
		資本金	1,000
		利益剰余金	327
		その他利益剰余金	327
		評価・換算差額等	193
		繰延ヘッジ損益	193
		純資産合計	1,520
資産合計	36,327	負債・純資産合計	36,327

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	62
営業原価	0
営業総利益	62
販売費及び一般管理費	65
営業損失	3
営業外収益	786
営業外費用	688
経常利益	94
税引前当期純利益	94
法人税、住民税及び事業税	14
法人税等調整額	3
当期純利益	76

第 75 期決算公告

令和８年６月17日
福岡県八女郡広川町大字日吉1164番地の４
株式会社中島田鉄工所
代表取締役社長　中島田正宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,946,600
	固定資産	1,474,945
	合計	5,421,546
負純資債及産のび部	流動負債	300,920
	固定負債	448,302
	株主資本	4,672,323
	資本金	45,000
	利益剰余金	4,683,813
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	4,672,563
	（うち当期純利益）	(197,224)
	自己株式	△56,490
	合計	5,421,546

第 18 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ジーシックス特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額		科目	金額	
特定資産の部			流動負債	223,276	
固定資産	50,877,957		固定負債	27,505,870	
特定資産の部合計	50,877,957		負債合計	27,729,146	
その他の資産の部			社員資本	25,195,721	
流動資産	1,914,128		特定資本金	1,000	
繰延資産	132,781		優先資本金	25,390,000	
			剰余金	△195,278	
			当期未処理損失	195,278	
その他の資産合計	2,046,910		純資産合計	25,195,721	
合計	52,924,868		合計	52,924,868	

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,257,044
営業費用	1,404,673
営業利益	852,371
営業外収益	15
営業外費用	328,186
経常利益	524,199
税引前当期純利益	524,199
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純利益	522,989
前期繰越損失	718,267
当期未処理損失	195,278

第 17 期決算公告

令和８年６月17日
沖縄県宜野湾市伊佐三丁目４番１号
株式会社ローソン沖縄
代表取締役　中西　淳

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,515
	固定資産	5,950
	合計	9,465
負純資債及産のび部	流動負債	914
	（賞与引当金）	(60)
	固定負債	245
	株主資本	8,305
	資本金	10
	資本剰余金	2,796
	利益剰余金	5,499
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	5,497
	（うち当期純利益）	(1,462)
	合計	9,465

第 20 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
Ｍ＆Ｋ特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目	金額		科目	金額	
特定資産の部			流動負債	7,653,322	
固定資産	10,572,855		固定負債	—	
特定資産の部合計	10,572,855		負債合計	7,653,322	
その他の資産の部			社員資本	4,163,107	
流動資産	1,236,756		特定資本金	100	
固定資産	—		優先資本金	3,500,000	
繰延資産	6,818		剰余金	663,007	
			当期未処分利益	663,007	
その他の資産合計	1,243,574		純資産合計	4,163,107	
合計	11,816,429		合計	11,816,429	

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,033,397
営業費用	295,356
営業利益	738,040
営業外収益	0
営業外費用	73,645
経常利益	664,394
税引前当期純利益	664,394
法人税、住民税及び事業税	1,399
当期純利益	662,995
前期繰越利益	11
当期未処分利益	663,007

第 25 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
アール・ピー・アルファ特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	304,948
固定資産	42,754,331	固定負債	38,691,312
特定資産の部合計	42,754,331	負債合計	38,996,261
その他の資産の部		社員資本	17,420,181
流動資産	13,005,006	特定資本金	100
固定資産	628,471	優先資本金	15,210,000
繰延資産	28,634	剰余金	2,210,081
		当期未処分利益	2,210,081
その他の資産合計	13,662,111	純資産合計	17,420,181
合計	56,416,442	合計	56,416,442

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5,048,655
営業費用	3,003,604
営業利益	2,405,051
営業外収益	4,347
営業外費用	197,563
経常利益	2,211,835
税引前当期純利益	2,211,835
法人税、住民税及び事業税	1,790
当期純利益	2,210,045
前期繰越利益	36
当期未処分利益	2,210,081

第 44 期決算公告

令和８年６月17日
沖縄県宜野湾市大山七丁目１番13号
サンエー運輸株式会社
代表取締役　今中　泰洋

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,109
	固定資産	326
	合計	1,436
負債及び純資産の部	流動負債	730
	賞与引当金	106
	固定負債	130
	退職給付引当金	130
	株主資本	575
	資本金	10
	利益剰余金	565
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	563
	（うち当期純利益）	（77）
	合計	1,436

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
チョウカイ・プロパティーズ特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	63,788
固定資産	7,069,892	固定負債	3,900,000
特定資産の部合計	7,069,892	負債合計	3,963,788
その他の資産の部		社員資本	5,024,654
流動資産	1,917,330	特定資本金	1,000
繰延資産	1,220	優先資本金	4,620,000
		剰余金	403,654
		当期未処分利益	403,654
その他の資産合計	1,918,550	純資産合計	5,024,654
合計	8,988,443	合計	8,988,443

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	10,863
営業費用	110,647
営業損失	99,784
営業外収益	7
営業外費用	34,777
経常損失	134,555
特別利益	721,843
税引前当期純利益	587,288
法人税、住民税及び事業税	2,880
当期利益	584,408
前期繰越損失	180,753
当期未処分利益	403,654

第 10 期決算公告

令和８年６月17日
沖縄県宜野湾市大山七丁目２番10号
株式会社サンエーパルコ
代表取締役　上地　文勝

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,778
	固定資産	1,234
	合計	3,012
負債及び純資産の部	流動負債	740
	賞与引当金	5
	固定負債	1,305
	株主資本	967
	資本金	10
	利益剰余金	957
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	954
	（うち当期純利益）	（508）
	合計	3,012

第 19 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
青海Ｑ区画特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産の部		流動負債	2,973,451
流動資産	23,520,084	負債合計	2,973,451
		社員資本	20,546,633
		特定資本金	100
		優先資本金	15,977,500
		剰余金	4,569,033
		当期未処分利益	4,569,033
その他の資産合計	23,520,084	純資産合計	20,546,633
合計	23,520,084	合計	23,520,084

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	43,769,616
営業費用	37,913,185
営業利益	5,856,430
営業外収益	—
営業外費用	446,459
経常利益	5,409,971
税引前当期純利益	5,409,971
法人税、住民税及び事業税	4,730
当期純利益	5,405,241
前期繰越損失	836,208
当期未処分利益	4,569,033

第 33 期 決 算 公 告

令和８年５月21日
青森県つがる市森田町床舞藤山244番地
つがる地球村株式会社
代表取締役　今　　正行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,376
	固定資産	6,642
	合計	44,019
負債及び純資産の部	流動負債	19,720
	固定負債	36,594
	株主資本	△12,295
	資本金	15,000
	利益剰余金	△27,295
	その他利益剰余金	△27,295
	（うち当期純損失）	（5,227）
	合計	44,019

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日野特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	268,053
固定資産	17,768,171	固定負債	21,360,030
特定資産の部合計	17,768,171	負債合計	21,628,083
その他の資産の部		社員資本	931,503
流動資産	4,767,171	特定資本金	1,000
固定資産	6,014	優先資本金	10,000
繰延資産	18,230	剰余金	920,503
		当期未処分利益	920,503
その他の資産合計	4,791,415	純資産合計	931,503
合計	22,559,586	合計	22,559,586

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,414,057
営業費用	1,273,236
営業利益	1,140,821
営業外収益	2,412
営業外費用	233,311
経常利益	909,922
税引前当期純利益	909,922
法人税、住民税及び事業税	180
当期純利益	909,742
前期繰越利益	10,761
当期未処分利益	920,503

第 48 期 決 算 公 告

2026年５月28日
岩手県北上市相去町大松沢１番45
株式会社岩手ヤクルト工場
代表取締役社長　片平　勝三

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	898,820
	固定資産	3,137,840
	資産合計	4,036,660
負債及び純資産の部	流動負債	1,921,561
	賞与引当金	110,446
	固定負債	5,645
	株主資本	2,109,454
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,059,454
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,046,954
	（うち当期純利益）	（44,432）
	負債・純資産合計	4,036,660

第 12 期 決 算 公 告

2026年６月16日
東京都港区赤坂二丁目３番５号
AZ－Star株式会社
代表取締役　姫野　厳雄

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	345,666
	固定資産	2,426
	資産合計	348,093
負純資産及のび部	流動負債	17,797
	株主資本	330,295
	資本金	30,000
	利益剰余金	300,295
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	292,795
	（うち当期純利益）	(46,372)
	負債・純資産合計	348,093

第 11 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
平塚ツインシティ４特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
その他の資産の部		流動負債	1,768
流動資産	155,583	負債合計	1,768
固定資産	356	社員資本	154,221
繰延資産	50	特定資本金	2,450
		優先資本金	210,000
		剰余金	△58,228
		当期未処理損失	58,228
その他の資産合計	155,990	純資産合計	154,221
合計	155,990	合計	155,990

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	6,635
営業損失	6,635
営業外収益	4
営業外費用	1,013
経常損失	7,644
税引前当期純損失	7,644
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	7,934
前期繰越損失	50,293
当期未処理損失	58,228

第 62 期 決 算 公 告

令和８年５月29日
福井県福井市浅水町102―10
福井ダイハツ販売株式会社
代表取締役社長　田代　勝己

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,505,378
	固定資産	1,895,333
	資産合計	8,400,712
負純資産及のび部	流動負債	4,532,620
	固定負債	231,534
	株主資本	3,636,556
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,616,556
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	3,611,556
	（うち当期純利益）	(277,798)
	負債・純資産合計	8,400,712

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ラベニュー万代特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	75,844
固定資産	5,648,787	固定負債	1,300,000
特定資産の部合計	5,648,787	負債合計	1,375,844
その他の資産の部		社員資本	5,533,147
流動資産	1,259,005	特定資本金	1,000
固定資産	1,051	優先資本金	5,450,000
繰延資産	147	剰余金	82,147
		当期未処分利益	82,147
その他の資産合計	1,260,204	純資産合計	5,533,147
合計	6,908,992	合計	6,908,992

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	630,061
営業費用	532,998
営業利益	97,062
営業外収益	784
営業外費用	13,922
経常利益	83,924
税引前当期純利益	83,924
法人税、住民税及び事業税	1,790
当期純利益	82,133
前期繰越利益	14
当期未処分利益	82,147

第 77 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都中央区新川一丁目28番23号

隅田商事株式会社

代表取締役社長　長井　誠

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,101,525
	固定資産	249,427
	合計	2,350,953
負債及び純資産の部	流動負債	1,234,950
	賞与引当金	26,809
	役員賞与引当金	2,500
	その他	1,205,640
	固定負債	122,970
	退職給付引当金	92,378
	その他	30,591
	負債の部合計	1,357,920
	株主資本	996,009
	資本金	26,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	964,009
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	957,509
	（うち当期純利益）	(89,523)
	評価・換算差額等	△2,976
	その他有価証券評価差額金	△2,976
	純資産の部合計	993,032
	合計	2,350,953

第 1 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
熊本サイエンスパーク特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	223
固定資産	—	固定負債	—
特定資産の部合計	—	負債合計	223
その他の資産の部		社員資本	572
流動資産	773	特定資本金	1,000
固定資産	—	優先資本金	—
繰延資産	21	剰余金	△428
		当期未処理損失	428
その他の資産合計	795	純資産合計	572
合計	795	合計	795

損益計算書の要旨
（自　令和７年12月25日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	416
営業損失	416
営業外収益	—
営業外費用	0
経常損失	416
税引前当期純損失	416
法人税、住民税及び事業税	11
当期純損失	428
前期繰越損失	—
当期未処理損失	428

第 65 期 決 算 公 告

2026年６月17日
東京都千代田区内神田二丁目２番１号
信越アステック株式会社
代表取締役社長　鈴木謙一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	41,250	流動負債	32,832
固定資産	2,788	固定負債	969
		株主資本	9,875
		資本金	495
		資本剰余金	120
		資本準備金	120
		利益剰余金	9,260
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	9,168
		評価・換算差額等	362
		その他有価証券評価差額金	362
資産合計	44,039	負債・純資産合計	44,039

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,315
売上原価	9,359
売上総利益	5,955
販売費及び一般管理費	2,062
営業利益	3,892
営業外収益	286
営業外費用	10
経常利益	4,167
税引前当期純利益	4,167
法人税、住民税及び事業税	1,275
法人税等調整額	41
当期純利益	2,851

第 40 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 16 日

神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目２番１号

株式会社ケイエスピー

代表取締役社長　窪田　規一

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,049
	固定資産	8,010
	有形固定資産	7,671
	無形固定資産	9
	投資その他の資産	328
	資産合計	**9,059**
負債及び純資産の部	流動負債	625
	固定負債	1,735
	（うち退職給付引当金）	(49)
	負債合計	**2,360**
	株主資本	6,675
	資本金	100
	資本剰余金	4,400
	資本準備金	4,400
	利益剰余金	2,175
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	2,132
	（うち当期純利益）	(52)
	評価・換算差額等	24
	その他有価証券評価差額金	24
	純資産合計	**6,699**
	負債・純資産合計	**9,059**

第 40 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 17 日

東京都港区赤坂一丁目８番１号

日本ステリ株式会社

代表取締役　新井　孝志

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,690
	固定資産	3,590
	資産合計	**8,280**
負債及び純資産の部	流動負債	3,704
	賞与引当金	588
	その他	3,116
	固定負債	665
	退職給付引当金	23
	その他	641
	負債合計	**4,370**
	株主資本	3,910
	資本金	240
	資本剰余金	370
	資本準備金	60
	その他資本剰余金	310
	利益剰余金	3,300
	その他利益剰余金	3,300
	（うち当期純利益）	(1,264)
	純資産合計	**3,910**
	負債・純資産合計	**8,280**

第 6 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 17 日

東京都港区赤坂一丁目８番１号

H．U．フロンティア株式会社

代表取締役　砂金　　悟

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,678,150
	固定資産	787,320
	資産合計	**2,465,471**
負債及び純資産の部	流動負債	1,040,110
	賞与引当金	554,172
	その他	485,937
	固定負債	1,173,172
	退職給付引当金	1,144,730
	その他	28,442
	負債合計	**2,213,283**
	株主資本	252,187
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	152,187
	その他利益剰余金	152,187
	（うち当期純利益）	(150,941)
	純資産合計	**252,187**
	負債・純資産合計	**2,465,471**

第52期決算公告

令和８年６月17日

香川県高松市古新町１番地７

四国総合信用株式会社

代表取締役　関　　幹生

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,025
	固定資産	3,823
	有形固定資産	695
	無形固定資産	101
	投資その他の資産	3,027
	資産合計	**22,848**
負債及び純資産の部	流動負債	8,100
	賞与引当金	25
	保証損失引当金	1,883
	その他	6,192
	固定負債	48
	退職給付引当金	36
	役員退職慰労引当金	12
	負債合計	**8,147**
	株主資本	13,834
	資本金	100
	利益剰余金	13,734
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	13,709
	（うち当期純利益）	(867)
	評価・換算差額等	867
	その他有価証券評価差額金	867
	純資産合計	**14,701**
	負債・純資産合計	**22,848**

第 63 期 決 算 公 告

令和８年３月19日

京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町675番地の１

協栄ビル管理株式会社

代表取締役　濱口　正人

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,275,652
	固定資産	1,006,803
	資産合計	**2,282,455**
負債及び純資産の部	流動負債	232,073
	固定負債	49,022
	株主資本	1,995,520
	資本金	39,000
	資本剰余金	29,337
	資本準備金	26,500
	その他資本剰余金	2,837
	利益剰余金	2,303,516
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	2,293,766
	（うち当期純利益）	(42,638)
	自己株式	△376,334
	評価・換算差額等	5,841
	その他有価証券評価差額金	5,841
	負債・純資産合計	**2,282,455**

第 99 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 17 日

横浜市神奈川区守屋町二丁目７番地

太陽油脂株式会社

代表取締役社長　中山　　悟

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,088
	固定資産	6,210
	有形固定資産	3,792
	無形固定資産	53
	投資その他の資産	2,364
	資産合計	**24,298**
負債及び純資産の部	流動負債	5,041
	（うち賞与引当金）	(169)
	固定負債	615
	（うち退職給付引当金）	(240)
	（うち役員退職慰労引当金）	(14)
	負債合計	**5,656**
	株主資本	17,510
	資本金	120
	資本剰余金	40
	資本準備金	40
	利益剰余金	17,350
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	17,260
	（うち当期純利益）	(921)
	評価・換算差額等	1,131
	純資産合計	**18,642**
	負債・純資産合計	**24,298**

第72期決算公告

令和８年６月17日

大阪府吹田市中の島町２番26号

マロニー株式会社

代表取締役社長　井上　寿夫

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,656
	固定資産	1,594
	有形固定資産	1,452
	無形固定資産	3
	投資その他の資産	140
	資産合計	**3,251**
負債及び純資産の部	流動負債	520
	賞与引当金	40
	その他	480
	固定負債	247
	退職給与引当金	154
	その他	93
	負債合計	**767**
	株主資本	2,481
	資本金	60
	利益剰余金	2,421
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,406
	（うち当期純利益）	（138）
	評価・換算差額等	3
	その他有価証券評価差額金	3
	純資産合計	**2,484**
	負債・純資産合計	**3,251**

第75期決算公告

令和８年５月20日

大阪市西区新町三丁目７番７号

株式会社南出キカイ

代表取締役社長　松谷　圭馬

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,111,006
	固定資産	2,577,535
	有形固定資産	865,580
	無形固定資産	10,794
	投資その他の資産	1,701,161
	資産合計	**12,688,541**
負債及び純資産の部	流動負債	6,123,924
	固定負債	486,893
	（うち役員退職慰労引当金）	（86,100）
	株主資本	5,582,758
	資本金	330,000
	資本剰余金	118,908
	資本準備金	115,006
	その他資本剰余金	3,902
	利益剰余金	5,732,574
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	5,731,824
	（うち当期純利益）	（902,930）
	自己株式	△ 598,724
	評価・換算差額等	494,966
	その他有価証券評価差額金	494,966
	負債・純資産合計	**12,688,541**

第37期決算公告

令和８年６月16日

大阪市東成区中道一丁目４番２号

株式会社大阪ガスファシリティーズ

代表取締役社長　髙橋　周

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,421,191
	固定資産	2,019,926
	資産合計	**12,441,118**
負債及び純資産の部	流動負債	3,646,520
	賞与引当金	449,648
	その他	3,196,872
	固定負債	1,053,629
	退職給付引当金	1,053,310
	その他	319
	負債合計	**4,700,149**
	株主資本	7,682,725
	資本金	100,000
	資本剰余金	904,947
	その他資本剰余金	904,947
	利益剰余金	6,677,777
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	6,652,777
	（うち当期純利益）	（1,022,098）
	評価・換算差額等	58,243
	その他有価証券評価差額金	58,243
	純資産合計	**7,740,968**
	負債・純資産合計	**12,441,118**

第59期決算公告

2026年６月16日

千葉市美浜区新港16番地

千葉共同サイロ株式会社

代表取締役社長　田川　晋史

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,459,820
	固定資産	4,179,497
	有形固定資産	3,946,562
	無形固定資産	12,035
	投資その他の資産	220,899
	資産合計	**6,639,318**
負債及び純資産の部	流動負債	388,253
	（賞与引当金）	（20,368）
	固定負債	82,632
	（退職給付引当金）	（49,561）
	（役員退職慰労引当金）	（2,397）
	株主資本	6,037,605
	資本金	408,000
	利益剰余金	5,629,605
	利益準備金	177,000
	その他利益剰余金	5,452,605
	（うち当期純利益）	（346,137）
	評価・換算差額等	130,827
	その他有価証券評価差額金	130,827
	負債・純資産合計	**6,639,318**

第25期決算公告

令和８年５月31日

沖縄県那覇市金城三丁目８番地11

株式会社沖縄物産企業連合

代表取締役　羽地　朝昭

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,058,733
	固定資産	166,479
	有形固定資産	67,446
	無形固定資産	2,728
	投資その他の資産	96,305
	繰延資産	0
	資産合計	**1,225,212**
負債及び純資産の部	流動負債	732,497
	固定負債	145,275
	役員退職慰労引当金	19,298
	負債合計	**877,772**
	株主資本	347,440
	資本金	100,000
	資本剰余金	55,729
	資本準備金	3,940
	その他資本剰余金	51,789
	利益剰余金	191,711
	利益準備金	798
	その他利益剰余金	190,913
	（うち当期純利益）	（37,124）
	純資産合計	**347,440**
	負債・純資産合計	**1,225,212**

㈱ 1. 有形固定資産減価償却累計額　59,345千円
2. １株あたりの当期純利益　5,973円25銭

第61期決算公告

令和８年６月16日

福岡県福岡市博多区冷泉町４番20号

株式会社エコア

代表取締役　近藤　茂

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,659
	固定資産	7,910
	有形固定資産	5,200
	無形固定資産	1,669
	投資その他の資産	1,040
	資産合計	**17,570**
負債及び純資産の部	流動負債	5,814
	固定負債	738
	負債合計	**6,553**
	株主資本	11,016
	資本金	480
	資本剰余金	1,050
	資本準備金	120
	その他資本剰余金	930
	利益剰余金	9,486
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	9,474
	（うち当期純利益）	（1,042）
	純資産合計	**11,016**
	負債・純資産合計	**17,570**

第 112 期 決 算 公 告

令和８年６月16日

東京都目黒区東山１丁目１番２号

山洋工業株式会社

代表取締役社長　山本　一郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,523
	固定資産	1,805
	資産合計	**10,329**
負債及び純資産の部	流動負債	3,779
	賞与引当金	106
	その他	3,672
	固定負債	534
	退職給付引当金	269
	役員退職慰労引当金	54
	その他	210
	負債合計	**4,313**
	株主資本	5,427
	資本金	276
	資本剰余金	73
	資本準備金	73
	利益剰余金	5,078
	利益準備金	66
	その他利益剰余金	5,011
	（うち当期純利益）	（534）
	評価・換算差額等	588
	その他有価証券評価差額金	588
	純資産合計	**6,016**
	負債・純資産合計	**10,329**

第 35 期 決 算 公 告

2026年６月16日

東京都千代田区大手町１丁目１番１号

ティーキャピタルパートナーズ株式会社

取締役社長　佐々木康二

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,740,685
	固定資産	1,134,016
	資産合計	**4,874,701**
負債及び純資産の部	流動負債	576,577
	賞与引当金	20,905
	その他	555,671
	固定負債	343,439
	退職給付引当金	64,032
	役員退職慰労引当金	277,875
	その他	1,532
	負債合計	**920,016**
	株主資本	3,954,685
	資本金	400,000
	資本剰余金	1,679,247
	その他資本剰余金	1,679,247
	利益剰余金	6,152,197
	利益準備金	100,000
	その他利益剰余金	6,052,197
	（うち当期純利益）	（606,373）
	自己株式	△4,276,760
	純資産合計	**3,954,685**
	負債・純資産合計	**4,874,701**

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都港区南麻布三丁目20番１号

三和コンピュータ株式会社

代表取締役　執行役員社長　本永　　実

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,289,992
	固定資産	989,657
	資産合計	**4,279,649**
負債及び純資産の部	流動負債	1,559,946
	その他	1,559,946
	固定負債	1,308,113
	退職給付引当金	977,028
	役員退職慰労引当金	42,865
	その他	288,220
	負債合計	**2,868,059**
	株主資本	1,411,590
	資本金	120,000
	資本剰余金	10,031
	資本準備金	10,031
	利益剰余金	1,305,499
	利益準備金	20,220
	その他利益剰余金	1,285,279
	（うち当期純利益）	（105,500）
	自己株式	△23,940
	純資産合計	**1,411,590**
	負債・純資産合計	**4,279,649**

第 22 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

東京都港区港南一丁目６番31号

アクアクララ株式会社

代表取締役　藤井　靖之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,552,478
	固定資産	2,029,284
	合計	**4,581,763**
負債及び純資産の部	流動負債	839,393
	賞与引当金	33,100
	固定負債	2,656,288
	退職給付引当金	10,451
	役員退職慰労引当金	40,443
	株主資本	1,086,081
	資本金	80,000
	資本剰余金	19,000
	資本準備金	19,000
	利益剰余金	2,794,943
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	2,793,943
	（うち当期純利益）	（520,933）
	自己株式	△1,807,861
	合計	**4,581,763**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月９日

東京都品川区大崎４丁目２番４号

東京ガスライフバルカンドー株式会社

代表取締役社長　首藤　浩明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,196,599
	固定資産	765,190
	資産合計	**4,961,789**
負債及び純資産の部	流動負債	1,961,932
	賞与引当金	482,062
	製品保証引当金	597
	固定負債	238,337
	退職給付引当金	233,118
	役員退職慰労引当金	2,759
	負債合計	**2,200,269**
	株主資本	2,761,520
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,313,244
	資本準備金	116,302
	その他資本剰余金	1,196,942
	利益剰余金	1,348,275
	その他利益剰余金	1,348,275
	（うち当期純利益）	（192,213）
	純資産合計	**2,761,520**
	負債・純資産合計	**4,961,789**

第 11 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都港区西新橋３丁目３番１号

株式会社小桜商会

代表取締役　前田征一郎

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,376
	固定資産	1,416
	資産合計	**6,793**
負債及び純資産の部	流動負債	3,107
	賞与引当金	11
	その他	3,096
	固定負債	324
	退職給付引当金	37
	その他	287
	負債合計	**3,432**
	株主資本	2,782
	資本金	60
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	2,707
	その他利益剰余金	2,707
	（うち当期純利益）	（463）
	評価・換算差額等	579
	その他有価証券評価差額金	579
	純資産合計	**3,361**
	負債・純資産合計	**6,793**

第62期決算公告

令和８年５月28日
長野県長野市大字高田654番地１
信越ビル美装株式会社
代表取締役　山口　傑

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	590,089
	固定資産	492,563
	合計	1,082,653
負債及び純資産の部	流動負債	162,728
	固定負債	72,890
	株主資本	847,035
	資本金	10,000
	利益剰余金	837,035
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	834,535
	(うち当期純利益)	(27,429)
	合計	1,082,653

第８期決算公告

令和８年５月22日
福岡県福岡市博多区上呉服町10番１号
博多那珂６開発特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
特定資産の部			流動負債	497,735
固定資産	48,974,343		固定負債	36,000,000
特定資産の部合計	48,974,343		負債合計	36,497,735
その他の資産の部			社員資本	15,842,510
流動資産	3,084,086		特定資本金	1,000
固定資産	271,771		優先資本金	15,600,000
繰延資産	10,045		剰余金	241,510
			当期未処分利益	241,510
その他の資産合計	3,365,902		純資産合計	15,842,510
合計	52,340,246		合計	52,340,246

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,563,659
営業費用	2,634,848
営業利益	928,811
営業外収益	0
営業外費用	576,309
経常利益	352,501
税引前当期純利益	352,501
法人税、住民税及び事業税	6,511
当期純利益	345,990
前期繰越損失	104,479
当期未処分利益	241,510

第13期決算公告

令和８年５月28日
岩手県花巻市野田307番地２
一般社団法人
花巻地域農業管理センター
理事長　髙橋　利光

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	612,463
	固定資産	106,456
	合計	718,919
負債及び純資産の部	流動負債	29,297
	固定負債	440,432
	負債合計	469,729
	指定正味財産	0
	一般正味財産	249,190
	正味財産合計	249,190
	合計	718,919

第72期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目３番６号
株式会社ひつじ
代表取締役　宮本　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	133,850
	固定資産	15,180
	資産合計	149,030
負債及び純資産の部	流動負債	24,035
	固定負債	74,008
	負債合計	98,044
	株主資本	50,986
	資本金	5,000
	利益剰余金	45,986
	その他利益剰余金	45,986
	(うち当期純利益)	(16,047)
	純資産合計	50,986
	負債・純資産合計	149,030

合併公告

株式会社ひつじ（甲）と有限会社ロール食品（乙）は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和８年６月17日

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目３番６号
代表取締役　（甲）株式会社ひつじ
宮本　洋平

徳島県板野郡松茂町広島字東裏二九番地
代表取締役　（乙）有限会社ロール食品
宮本　洋平

第67期決算公告

令和８年５月29日
札幌市中央区北12条西20丁目２番２号
札幌みらい中央青果株式会社
代表取締役社長　山田　勝利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,408,137
	固定資産	2,703,532
	資産合計	5,111,670
負債及び純資産の部	流動負債	1,536,572
	固定負債	980,125
	株主資本	2,594,972
	資本金	100,000
	資本剰余金	517,809
	利益剰余金	1,977,162
	(利益準備金)	(45,000)
	(その他利益剰余金)	(1,932,162)
	(うち当期純利益)	(196,035)
	負債・純資産合計	5,111,670

第37期決算公告

令和８年６月17日　千葉市中央区新町1000番地
株式会社地域冷暖房千葉
代表取締役　指田　孝雄

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	1,385	流動負債	72
有形固定資産	1,357	負債合計	72
その他	28	株主資本	2,250
流動資産	937	資本金	1,000
		利益剰余金	1,260
		その他利益剰余金	1,260
		自己株式	△10
		純資産合計	2,250
資産合計	2,323	負債・純資産合計	2,323

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,072
営業総利益	285
一般管理費	63
営業利益	221
営業外損益	1
経常利益	223
税引前当期純利益	223
法人税、住民税及び事業税	67
法人税等調整額	1
当期純利益	154

第１期決算公告

令和８年６月17日
茨城県土浦市神立町3609番地２、Ａ棟
ウェルユー・フード株式会社
代表取締役　松林　克次

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	144,226
	固定資産	460
	合計	144,686
負債及び純資産の部	流動負債	42,820
	株主資本	101,865
	資本金	1,000
	資本剰余金	92,142
	その他資本剰余金	92,142
	利益剰余金	8,723
	その他利益剰余金	8,723
	(うち当期純利益)	(8,723)
	合計	144,686

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、甲は、会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月十七日

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

大阪市北区豊崎六丁目一一番二七号
代表取締役　（甲）尾家産業株式会社
尾家健太郎

茨城県土浦市神立町三六〇九番地二、Ａ棟
代表取締役　（乙）ウェルユー・フード株式会社
松林　克次

第15期決算公告

令和８年６月17日

三重県津市白山町二本木707番地

ユニテック株式会社

代表取締役　植野　泰治

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,660,037
	固定資産	24,606,977
	合計	28,267,014
負純資債及産のび部	流動負債	105,748,903
	固定負債	34,148,000
	株主資本	△111,629,889
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△116,629,889
	その他利益剰余金	△116,629,889
	（うち当期純損失）	（13,171,463）
	合計	28,267,014

第45期決算公告

令和８年６月17日

大阪府大阪市阿倍野区文の里四丁目21番地20号

株式会社大阪ユニオン

代表取締役　植野　泰治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	50,320,819
	固定資産	5,000,000
	合計	55,320,819
負純資債及産のび部	流動負債	2,107,185
	株主資本	53,213,634
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	49,213,634
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	48,213,634
	（うち当期純利益）	（55,659）
	合計	55,320,819

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

大阪府大阪市阿倍野区文の里四丁目二一番地二〇号

（甲）株式会社大阪ユニオン

代表取締役　植野　泰治

三重県津市白山町二本木七〇七番地

（乙）ユニテック株式会社

代表取締役　植野　泰治

第20期決算公告

令和８年６月17日

広島市南区出汐三丁目６番10号

株式会社ライズ

代表取締役　竹本久美恵

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,927
	固定資産	43,181
	合計	114,109
負純資債及産のび部	流動負債	16,135
	固定負債	72,180
	株主資本	25,794
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,794
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	15,694
	（うち当期純利益）	（1,644）
	合計	114,109

第19期決算公告

令和８年６月17日

広島市南区出汐三丁目６番13号

株式会社芦屋コーポレーション

代表取締役　竹本　翔

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	32,617
	固定資産	84,551
	繰延資産	66
	合計	117,235
負純資債及産のび部	流動負債	9,478
	固定負債	89,509
	株主資本	18,247
	資本金	5,000
	利益剰余金	13,247
	その他利益剰余金	13,247
	（うち当期純利益）	（4,611）
	合計	117,235

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

広島市南区出汐三丁目六番一三号

（甲）株式会社芦屋コーポレーション

代表取締役　竹本　翔

広島市南区出汐三丁目六番一〇号

（乙）株式会社ライズ

代表取締役　竹本久美恵

第37期決算公告

令和８年６月17日

秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下六ツ段132番地１

株式会社菅与

代表取締役　菅原　茂範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,353,172
	固定資産	3,013,157
	合計	6,366,329
負純資債及産のび部	流動負債	645,248
	固定負債	1,508,158
	株主資本	4,212,923
	資本金	70,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	4,137,923
	その他利益剰余金	4,137,923
	（うち当期純利益）	（475,847）
	合計	6,366,329

第12期決算公告

令和８年６月17日

秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字ウル井23番１

株式会社仙人ファーム

代表取締役　菅原　一範

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56,126
	固定資産	62,951
	合計	119,077
負純資債及産のび部	流動負債	70,765
	固定負債	31,108
	株主資本	17,204
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,204
	その他利益剰余金	7,204
	（うち当期純利益）	（22,751）
	合計	119,077

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の牛畜産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字ウル井二三番一

（甲）株式会社仙人ファーム

代表取締役　菅原　一範

秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下六ツ段一三二番地一

（乙）株式会社菅与

代表取締役　菅原　茂範

第16期決算公告

令和８年６月17日

東京都目黒区大橋１－７－４

株式会社ｗｉｓｅ

代表取締役　尾小山良哉

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15
	固定資産	16
	資産合計	32
負純資債及産のび部	流動負債	1
	株主資本	31
	資本金	9
	利益剰余金	22
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	19
	（うち当期純損失）	（4）
	負債・純資産合計	32

第12期決算公告

令和８年６月17日

東京都目黒区大橋１－７－４

株式会社ｄｒａｗ

代表取締役　尾小山良哉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	44
	固定資産	507
	資産合計	551
負純資債及産のび部	流動負債	3
	固定負債	202
	株主資本	345
	資本金	1
	資本剰余金	9
	資本準備金	9
	利益剰余金	335
	その他利益剰余金	335
	（うち当期純損失）	（1）
	負債・純資産合計	551

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十七日

東京都目黒区大橋一―七―四

（甲）株式会社ｄｒａｗ

代表取締役　尾小山良哉

東京都目黒区大橋一―七―四

（乙）株式会社ｗｉｓｅ

代表取締役　尾小山良哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十七日

岐阜県多治見市明和町三丁目一番地の一

（甲）株式会社ヒロエンタープライズ

代表取締役　山口　弘起

岐阜県多治見市大原町二丁目一七番地の一

（乙）株式会社光陽鈑金塗装

代表取締役　山口　松吾

第26期決算公告　令和８年６月17日

岐阜県多治見市明和町三丁目１番地の１

株式会社ヒロエンタープライズ

代表取締役　山口　弘起

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,159,739,671
	固定資産	793,732,772
	繰延資産	217,829
	資産合計	2,953,690,272
負純資産及び部	流動負債	842,838,076
	固定負債	1,351,649,220
	株主資本	759,202,976
	資本金	26,000,000
	利益剰余金	733,202,976
	その他利益剰余金	733,202,976
	（うち当期純利益）	(225,703,729)
	負債・純資産合計	2,953,690,272

第13期決算公告　令和８年６月17日

岐阜県多治見市大原町二丁目17番地の１

株式会社光陽鈑金塗装

代表取締役　山口　松吾

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	29,038,142
	固定資産	14,316,889
	資産合計	43,355,031
負純資産及び部	流動負債	4,001,816
	固定負債	47,448,000
	株主資本	△8,094,785
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△18,094,785
	その他利益剰余金	△18,094,785
	（うち当期純損失）	(3,437,212)
	負債・純資産合計	43,355,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

兵庫県芦屋市翠ケ丘町一三―二―Ｃ

（甲）オンリーワンパートナーズ株式会社

代表取締役　海江田和記

兵庫県芦屋市翠ケ丘町一三―二―Ｃ

（乙）ｔｅｂａｎａｓｕ株式会社

代表取締役　海江田和記

決　算　公　告

令和８年６月17日

兵庫県芦屋市翠ケ丘町13―２―Ｃ

オンリーワンパートナーズ株式会社

代表取締役　海江田和記

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,967
	固定資産	72,404
	合計	99,371
負純資産及び部	流動負債	13,752
	固定負債	7,561
	株主資本	78,057
	資本金	1,000
	利益剰余金	77,057
	その他利益剰余金	77,057
	（うち当期純利益）	(2,665)
	合計	99,371

決　算　公　告

令和８年６月17日

兵庫県芦屋市翠ケ丘町13―２―Ｃ

ｔｅｂａｎａｓｕ株式会社

代表取締役　海江田和記

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,752
	固定資産	5,410
	合計	20,163
負純資産及び部	流動負債	1,824
	株主資本	18,339
	資本金	3,000
	利益剰余金	15,339
	その他利益剰余金	15,339
	（うち当期純利益）	(4,933)
	合計	20,163

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

鹿児島市南新町七番四六号

（甲）株式会社リンクエスト

代表取締役　藤根　力

鹿児島市宇宿二丁目二三番三号

（乙）株式会社健康の森

代表取締役　岩城　圭相

第10期決算公告

令和８年６月17日

鹿児島市南新町７番46号

株式会社リンクエスト

代表取締役　藤根　力

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,898
	固定資産	255,725
	合計	268,623
負純資産及び部	流動負債	51,995
	固定負債	103,102
	株主資本	113,526
	資本金	3,000
	利益剰余金	110,526
	その他利益剰余金	110,526
	（うち当期純利益）	(3,622)
	合計	268,623

第29期決算公告

令和８年６月17日

鹿児島市宇宿二丁目23番３号

株式会社健康の森

代表取締役　岩城　圭相

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,736
	固定資産	6,653
	合計	53,389
負純資産及び部	流動負債	8,310
	株主資本	45,079
	資本金	20,000
	利益剰余金	25,079
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	20,079
	（うち当期純利益）	(14,932)
	合計	53,389

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

石川県加賀市別所町漆器団地一二番地四

（甲）株式会社たつみや

代表取締役　齊官　慶一

石川県加賀市別所町漆器団地一二番地四

（乙）株式会社ハコヤショップ

代表取締役　齊官　慶一

第55期決算公告

令和８年６月17日

石川県加賀市別所町漆器団地12番地４

株式会社たつみや

代表取締役　齊官　慶一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	299,714
	固定資産	96,327
	合計	396,042
負純資産及び部	流動負債	91,532
	固定負債	101,490
	株主資本	203,019
	資本金	10,000
	利益剰余金	193,019
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	190,519
	（うち当期純利益）	(18,468)
	合計	396,042

第16期決算公告

令和８年６月17日

石川県加賀市別所町漆器団地12番地４

株式会社ハコヤショップ

代表取締役　齊官　慶一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,523
	固定資産	1,567
	合計	9,091
負純資産及び部	流動負債	3,494
	固定負債	—
	株主資本	5,597
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,597
	その他利益剰余金	4,597
	（うち当期純損失）	(1,268)
	合計	9,091

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　神奈川県伊勢原市鈴川46番地
株式会社ＵＥＸ管材
代表取締役　遠藤　秀樹

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	438,244	流動負債	167,314
固定資産	100,473	賞与引当金	9,214
有形固定資産	3,104	固定負債	33,466
無形固定資産	10,011	株主資本	288,187
投資その他の資産	87,358	資本金	12,800
		利益剰余金	275,387
		利益準備金	3,200
		その他利益剰余金	272,187
		（うち当期純利益）	(36,177)
		評価・換算差額等	49,750
		その他有価証券評価差額金	49,750
資産合計	538,717	負債・純資産合計	538,717

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　東京都港区芝５―37―８
株式会社バンダイナムコウィル
代表取締役社長　露木　項治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	134,608	流動負債	153,473
固定資産	62,381	賞与引当金	65,094
有形固定資産	29,925	役員賞与引当金	14,112
無形固定資産	304	株式給付引当金	5,568
投資その他の資産	32,151	株式報酬引当金	1,546
		固定負債	33,722
		退職給付引当金	17,372
		株主資本	9,794
		資本金	10,000
		利益剰余金	△206
		その他利益剰余金	△206
		（うち当期純損失）	(64,942)
資産合計	196,989	負債・純資産合計	196,989

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　　福岡県北九州市若松区北湊町９番27号
ＫＨファシリテック株式会社
代表取締役社長　平見　勝洋

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,226,586	流動負債	537,270
固定資産	880,202	賞与引当金	50,884
		固定負債	120,051
		退職給付引当金	59,900
		株主資本	1,449,467
		資本金	50,000
		資本剰余金	390,399
		その他資本剰余金	390,399
		利益剰余金	1,009,068
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	996,568
		（うち当期純損失）	(10,596)
資産合計	2,106,788	負債・純資産合計	2,106,788

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通１丁目５番１号
株式会社コベルコ科研
代表取締役社長　谷川　正樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	12,562	流動負債	5,084
固定資産	6,732	固定負債	5,685
有形固定資産	3,143	株主資本	8,525
無形固定資産	894	資本金	300
投資その他の資産	2,693	利益剰余金	8,225
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	8,150
		（うち当期純利益）	(1,811)
資産合計	19,294	負債・純資産合計	19,294

第 53 期 決 算 公 告

2026年６月17日　　東京都中央区日本橋二丁目３番４号
三菱ＵＦＪキャピタル株式会社
代表取締役社長　小島　拓朗

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	49,109	流動負債	7,436
固定資産	30,192	賞与引当金	51
		その他	7,384
		固定負債	7,698
		退職給付引当金	73
		役員退職慰労引当金	42
		執行役員退職慰労引当金	3
		その他	7,578
		負債合計	15,134
		株主資本	44,585
		資本金	2,950
		資本剰余金	55
		資本準備金	55
		利益剰余金	41,580
		利益準備金	682
		その他利益剰余金	40,898
		評価・換算差額等	19,581
		その他有価証券評価差額金	19,581
		純資産合計	64,167
資産合計	79,301	負債・純資産合計	79,301

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	8,853	税引前当期純利益	5,808
売上原価	1,485	法人税、住民税及び事業税	1,525
売上総利益	7,367	法人税等調整額	156
販売費及び一般管理費	1,876	当期純利益	4,126
営業利益	5,490		
営業外損益	317		
経常利益	5,808		

第 45 期 決 算 公 告

2026年６月16日　　大分県大分市大字国分字森の木78―１
東和安全産業株式会社
代表取締役　三ノ宮洋一

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	326,818	流動負債	71,177
固定資産	30,183	賞与引当金	7,848
有形固定資産	29,482	その他未払金他	63,329
無形固定資産	661	固定負債	12,044
投資その他の資産	40	役員退職慰労引当金	12,044
		株主資本	273,780
		資本金	10,000
		利益剰余金	263,780
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	261,280
		（うち当期純損失）	(14,024)
合計	357,001	合計	357,001

第 27 期 決 算 公 告

令和８年５月19日　　新潟県新潟市北区島見町3399番地16
株式会社シーエフエス
取締役社長　新畑　直毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,640	流動負債	1,165
固定資産	168	（賞与引当金）	(16)
		（役員賞与引当金）	(9)
		固定負債	149
		（退職給付引当金）	(36)
		（役員退職引当金）	(35)
		株主資本	484
		資本金	30
		利益剰余金	454
		（利益準備金）	(7)
		（その他利益剰余金）	(447)
		（うち当期純利益）	(78)
		評価・換算差額等	8
資産合計	1,808	負債・純資産合計	1,808

第 84 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　名古屋市中区錦三丁目23番21号

安藤証券株式会社

取締役社長　安藤　敏行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,545	流動負債	12,950
固定資産	35,884	引当金	805
		その他	12,145
		固定負債	9,853
		特別法上の準備金	43
		金融商品取引責任準備金	43
		負債合計	**22,846**
		株主資本	26,511
		資本金	2,280
		利益剰余金	24,625
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	24,250
		自己株式	△ 394
		評価・換算差額等	16,071
		その他有価証券評価差額金	16,071
		純資産合計	**42,582**
資産合計	**65,429**	**負債・純資産合計**	**65,429**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	8,548	経常利益	3,546
金融費用	80	特別利益	201
純営業収益	8,468	特別損失	11
販売費及び一般管理費	4,979	税引前当期純利益	3,737
営業利益	3,489	法人税、住民税及び事業税	1,283
営業外利益	58	法人税等調整額	△ 2
営業外費用	0	当期純利益	2,456

第 57 期 決 算 公 告

令和８年６月17日　東京都港区港南二丁目15番１号

株式会社近鉄エクスプレス

代表取締役 社長執行役員　山中　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	46,797	流動負債	37,884
固定資産	109,922	賞与引当金	1,415
		役員賞与引当金	3
		その他	36,465
		固定負債	55,602
		負債合計	**93,487**
		株主資本	62,314
		資本金	7,216
		資本剰余金	4,867
		資本準備金	4,867
		利益剰余金	50,231
		利益準備金	791
		その他利益剰余金	49,440
		評価・換算差額等	917
		その他有価証券評価差額金	917
		純資産合計	**63,232**
資産合計	**156,720**	**負債・純資産合計**	**156,720**

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収入	140,767	経常利益	16,692
営業原価	118,656	特別利益	61
営業総利益	22,111	特別損失	1,171
販売費及び一般管理費	19,597	税引前当期純利益	15,583
営業利益	2,513	法人税、住民税及び事業税	1,218
営業外収益	14,754	法人税等調整額	25
営業外費用	575	当期純利益	14,340

第 83 期 決 算 公 告

2026年６月17日　大阪市西区立売堀５丁目８番11号

住友電工産業電線株式会社

代表取締役社長　阪口　克也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,694**	**流動負債**	**14,214**
固定資産	**3,762**	賞与引当金	231
有形固定資産	2,699	役員賞与引当金	13
無形固定資産	210	その他	13,969
投資その他の資産	853	**固定負債**	**639**
		退職給付引当金	627
		役員退職慰労引当金	10
		その他	2
		負債合計	**14,852**
		株主資本	**8,382**
		資本金	604
		資本剰余金	763
		資本準備金	763
		利益剰余金	7,015
		利益準備金	164
		その他利益剰余金	6,851
		評価・換算差額等	**222**
		その他有価証券評価差額金	222
		純資産合計	**8,604**
資産合計	**23,456**	**負債・純資産合計**	**23,456**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	30,586	特別利益	3
売上原価	26,849	特別損失	7
売上総利益	3,737	税引前当期純利益	1,777
販売費及び一般管理費	2,003	法人税、住民税及び事業税	574
営業利益	1,734	法人税等調整額	△ 25
営業外収益	51	当期純利益	1,228
営業外費用	4		
経常利益	1,782		

第 21 期 決 算 公 告

2026年６月17日　東京都港区赤坂一丁目８番１号

富士レビオ株式会社

代表取締役　青柳　克己

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	18,229	流動負債	5,166
固定資産	17,513	賞与引当金	301
		その他	4,864
		固定負債	6,925
		退職給付引当金	519
		その他	6,405
		負債合計	**12,091**
		株主資本	23,652
		資本金	4,252
		資本剰余金	10,673
		資本準備金	10,673
		利益剰余金	8,725
		その他利益剰余金	8,725
		純資産合計	**23,652**
資産合計	**35,743**	**負債・純資産合計**	**35,743**

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	27,700	**経常利益**	**4,220**
売上原価	10,992	特別利益	453
売上総利益	**16,708**	特別損失	65
販売費及び一般管理費	12,460	**税引前当期純利益**	**4,608**
営業利益	**4,247**	法人税、住民税及び事業税	1,287
営業外収益	118	法人税等調整額	29
営業外費用	145	**当期純利益**	**3,291**

第15期決算公告

令和８年６月17日

東京都港区南青山二丁目２番15号

株式会社ハン・インターナショナル

代表取締役　花井　榮渭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	71,214
	固定資産	14,793
	合計	86,007
負債及び純資産の部	流動負債	5,642
	固定負債	114,646
	株主資本	△34,281
	資本金	30,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	△64,281
	その他利益剰余金	△64,281
	（うち当期純損失）	(24,390)
	合計	86,007

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社ハン・インターナショナル

代表取締役　花井　榮渭

第77期決算公告

令和８年６月17日

神奈川県三浦市三崎町諸磯1574

三崎観光株式会社

代表取締役　市橋　樹也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	512,361
	固定資産	412,034
	有形固定資産	397,495
	無形固定資産	1,459
	投資その他の資産	13,080
	資産合計	924,396
負債及び純資産の部	流動負債	155,274
	（賞与引当金）	(4,855)
	固定負債	104,605
	（退職給付引当金）	(285)
	（役員退職慰労引当金）	(0)
	負債合計	259,879
	株主資本	664,039
	資本金	100,000
	資本剰余金	398,229
	資本準備金	58,229
	その他資本剰余金	340,000
	利益剰余金	165,809
	利益準備金	7,283
	その他利益剰余金	158,526
	（当期純利益）	(20,323)
	評価・換算差額等	477
	その他有価証券評価差額金	477
	純資産合計	664,516
	負債・純資産合計	924,396

第40期決算公告

令和８年６月17日

新潟県三条市上大浦441番地１

株式会社丸正土木

代表取締役　桐生　竜治

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	313,007
	固定資産	534,409
	資産合計	847,417
負債及び純資産の部	流動負債	121,564
	固定負債	25,635
	株主資本	700,218
	資本金	50,000
	利益剰余金	650,218
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	637,718
	（うち当期純利益）	(77,269)
	負債・純資産合計	847,417

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し三千万円とすることにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金とします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年六月十七日

新潟県三条市上大浦四四一番地一

株式会社丸正土木

代表取締役　桐生　竜治

第72期決算公告

令和８年６月17日

神奈川県平塚市高根一丁目１番11号

レモンガス株式会社

代表取締役　藤井　靖之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,656,593
	固定資産	11,797,255
	合計	18,453,848
負債及び純資産の部	流動負債	3,556,587
	賞与引当金	164,363
	固定負債	1,220,768
	退職給付引当金	112,274
	役員退職慰労引当金	246,496
	株主資本	13,671,358
	資本金	20,000
	資本剰余金	2,059,101
	資本準備金	1,631,640
	その他資本剰余金	427,460
	利益剰余金	11,592,257
	利益準備金	32,900
	その他利益剰余金	11,559,357
	（うち当期純利益）	(1,874,564)
	評価・換算差額等	5,134
	その他有価証券評価差額金	5,134
	合計	18,453,848

第２期決算公告

令和８年６月17日

横浜市都筑区仲町台一丁目３番７号

株式会社Ｂｉｚｌｉｎｅ

代表取締役　菊地　昭博

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,903,396
	固定資産	467,058
	合計	2,370,454
負債及び純資産の部	流動負債	3,140,500
	株主資本	△770,046
	資本金	50,000
	利益剰余金	△820,046
	その他利益剰余金	△820,046
	（うち当期純損失）	(242,644)
	合計	2,370,454

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十七日

横浜市都筑区仲町台一丁目三番七号

（甲）株式会社ワーク・イノベーション

代表取締役　菊地　昭博

横浜市都筑区仲町台一丁目三番七号

（乙）株式会社Ｂｉｚｌｉｎｅ

代表取締役　菊地　昭博

横浜市都筑区仲町台一丁目三番七号

（丙）株式会社Ｂｉｚｌｉｎｅライフスタイル

代表取締役　菊地　昭博

第１期決算公告

令和８年６月17日

横浜市都筑区仲町台一丁目３番７号

株式会社Ｂｉｚｌｉｎｅライフスタイル

代表取締役　菊地　昭博

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	277,330
	合計	277,330
負債及び純資産の部	流動負債	571,826
	株主資本	△294,496
	資本金	50,000
	利益剰余金	△344,496
	その他利益剰余金	△344,496
	（うち当期純損失）	(344,496)
	合計	277,330

第14期決算公告

令和８年６月17日

横浜市都筑区仲町台一丁目３番７号

株式会社ワーク・イノベーション

代表取締役　菊地　昭博

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,151,998
	固定資産	50,930,211
	合計	70,082,209
負債及び純資産の部	流動負債	10,247,365
	固定負債	46,225,700
	株主資本	13,609,144
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	8,609,144
	その他利益剰余金	8,609,144
	（うち当期純利益）	(2,893,567)
	合計	70,082,209

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年六月十七日

神奈川県藤沢市遠藤四六六〇番地
（甲）株式会社鈴機商事
代表取締役　鈴木百合子

東京都八王子市高月町四七七番地
（乙）株式会社八王子鈴機
代表取締役　鈴木百合子

第45期決算公告

令和８年６月17日

長野県南佐久郡南牧村海の口2244番地１

株式会社八ケ岳高原ロッジ

代表取締役社長　山本　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	312
	固定資産	179
	資産合計	**492**
負債及び純資産の部	流動負債	298
	賞与引当金	35
	役員賞与引当金	2
	その他	260
	固定負債	29
	役員退職慰労引当金	16
	その他	12
	負債合計	**327**
	株主資本	165
	資本金	100
	資本剰余金	21
	資本準備金	21
	利益剰余金	44
	その他利益剰余金	44
	（当期純利益）	(27)
	純資産合計	**165**
	負債・純資産合計	**492**

第25期決算公告

令和８年６月17日

東京都八王子市高月町477番地
株式会社八王子鈴機
代表取締役　鈴木百合子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	214,549
	固定資産	120,853
	合計	**335,402**
負純資産の部債及び	流動負債	29,199
	固定負債	17,415
	株主資本	288,787
	資本金	20,000
	利益剰余金	268,787
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	263,787
	（うち当期純利益）	(4,613)
	合計	**335,402**

第52期決算公告

令和８年６月17日
神奈川県藤沢市遠藤4660番地
株式会社鈴機商事
代表取締役　鈴木百合子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,560,689
	固定資産	1,606,083
	合計	**4,166,773**
負純資産の部債及び	流動負債	1,641,021
	固定負債	481,920
	株主資本	2,043,830
	資本金	100,000
	資本剰余金	823,480
	資本準備金	357,900
	利益剰余金	1,161,259
	その他利益剰余金	1,161,259
	（うち当期純利益）	(75,973)
	自己株式	△40,909
	合計	**4,166,773**

第62期決算公告

2026年６月17日

沖縄県那覇市鏡水150番地

ＡＮＡ沖縄空港株式会社

代表取締役社長　小安土宗勲

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,318,513
	固定資産	1,452,735
	資産合計	**4,771,249**
負債及び純資産の部	流動負債	2,546,225
	（うち賞与引当金）	(1,676,201)
	固定負債	1,267,823
	（うち退職給付引当金）	(1,136,016)
	（うち役員退職慰労引当金）	(35,753)
	株主資本	942,736
	資本金	44,000
	利益剰余金	898,736
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	887,736
	（うち当期純損失）	(442,347)
	評価・換算差額等	14,463
	その他有価証券評価差額金	14,463
	負債・純資産合計	**4,771,249**

第54期決算公告

令和８年６月17日

福井市北四ツ居一丁目９番１号

株式会社松本フードセンター

代表取締役　木村　博常

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	336,824
	固定資産	573,947
	繰延資産	485
	合計	**911,256**
負債及び純資産の部	流動負債	264,558
	固定負債	689,988
	株主資本	△ 43,290
	資本金	58,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△ 136,290
	利益準備金	5,750
	その他利益剰余金	△ 142,040
	（うち当期純損失）	(29,948)
	合計	**911,256**

合併公告及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、乙は資本準備金の額を三千五百万円減少し〇円とすることにいたしました。

この合併及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年六月十七日

福井市成和一丁目三二一〇番地
（甲）株式会社東部プラザ
代表取締役　木村　博常

福井市北四ツ居一丁目九番一号
（乙）株式会社松本フードセンター
代表取締役　木村　博常

第41期決算公告

令和８年６月17日

福井市成和一丁目3210番地
株式会社東部プラザ
代表取締役　木村　博常

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	146,779
	固定資産	538,165
	合計	**684,944**
負純資産の部債及び	流動負債	181,231
	固定負債	358,641
	株主資本	145,071
	資本金	10,000
	利益剰余金	135,071
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	134,871
	（うち当期純損失）	(5,397)
	合計	**684,944**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

名古屋市東区東桜一丁目10番37号

興和地所株式会社

代表取締役　来海　忠男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,993,748	流動負債	16,339,894
固定資産	15,731,028	固定負債	8,379,105
		退職給付引当金	1,540
		役員退職慰労引当金	9,000
		株主資本	12,005,777
		資本金	480,000
		利益剰余金	11,525,777
		利益準備金	120,000
		その他利益剰余金	11,405,777
資産合計	36,724,777	負債・純資産合計	36,724,777

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	11,088,593
売上原価	9,629,997
売上総利益	1,458,596
販売費及び一般管理費	1,075,214
営業利益	383,381
営業外収益	39,828
営業外費用	333,088
経常利益	90,121
特別利益	1,328,752
特別損失	776
税引前当期純利益	1,418,098
法人税、住民税及び事業税	289,751
法人税等調整額	117,831
当期純利益	1,010,514

第 77 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都台東区小島２丁目21番11号

オリエンタルモーター株式会社

代表取締役執行役員社長　川人　英二

連結貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	71,714	流動負債	16,608
現金預金	36,995	支払手形・買掛金	4,617
受取手形・売掛金	17,427	短期借入金	20
棚卸資産	13,061	その他	11,971
その他	4,264	固定負債	4,420
貸倒引当金	△ 34	退職給付に係る負債	73
固定資産	29,278	その他	4,346
有形固定資産	20,964	負債合計	21,028
建物及び構築物	8,607	株主資本	70,651
土地	5,563	資本金	4,100
その他	6,792	資本剰余金	1,185
無形固定資産	1,012	利益剰余金	65,366
投資その他の資産	7,301	その他の包括利益累計額	9,299
投資有価証券	3,990	非支配株主持分	13
退職給付に係る資産	2,296		
その他	1,061		
貸倒引当金	△ 47	純資産合計	79,964
資産合計	100,992	負債・純資産合計	100,992

連結損益計算書の要旨

（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	75,439
売上原価	44,232
売上総利益	31,206
販売費及び一般管理費	20,110
営業利益	11,096
営業外収益	636
営業外費用	289
経常利益	11,443
特別利益	158
特別損失	78
税金等調整前当期純利益	11,524
法人税、住民税及び事業税	3,043
法人税等調整額	△ 162
当期純利益	8,642
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	8,642

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	46,879	流動負債	12,674
現金預金	20,799	支払手形・買掛金	5,618
受取手形・売掛金	12,182	短期借入金	20
棚卸資産	9,375	その他	7,035
その他	4,521	固定負債	2,927
固定資産	27,189	退職給付引当金	322
有形固定資産	18,505	その他	2,604
建物及び構築物	8,417	負債合計	15,601
土地	5,563	株主資本	57,590
その他	4,523	資本金	4,100
無形固定資産	495	資本剰余金	1,185
投資その他の資産	8,189	資本準備金	1,185
投資有価証券	2,897	利益剰余金	52,305
関係会社株式・出資金	4,117	利益準備金	1,000
その他	1,221	その他利益剰余金	51,305
貸倒引当金	△ 47	評価・換算差額等	877
		その他有価証券評価差額金	877
		純資産合計	58,467
資産合計	74,069	負債・純資産合計	74,069

損益計算書の要旨

（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,389
売上原価	41,161
売上総利益	18,228
販売費及び一般管理費	11,581
営業利益	6,647
営業外収益	1,714
営業外費用	189
経常利益	8,172
特別利益	115
特別損失	35
税引前当期純利益	8,252
法人税、住民税及び事業税	2,056
法人税等調整額	△ 203
当期純利益	6,398

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月17日

東京都中央区日本橋小伝馬町11番９号

メトロ開発株式会社

代表取締役社長　野焼　計史

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,273,118
	固定資産	4,779,452
	合計	8,052,570
負債及び純資産の部	流動負債	2,113,080
	賞与引当金	193,207
	その他	1,919,873
	固定負債	2,074,474
	退職給付引当金等	342,039
	その他	1,732,435
	株主資本	3,865,015
	資本金	30,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	3,820,015
	その他利益剰余金	3,820,015
	（うち当期純利益）	(353,462)
	合計	8,052,570

第 65 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

大阪市西成区津守３丁目７番10号

宮脇鋼管株式会社

代表取締役　宮脇　　健

貸借対照表の要旨

（令和８年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,692
	固定資産	4,065
	資産合計	7,758
負債及び純資産の部	流動負債	2,404
	賞与引当金	55
	その他	2,348
	固定負債	1,770
	退職給付引当金	92
	役員退職慰労引当金	136
	その他	1,541
	負債合計	4,175
	株主資本	3,534
	資本金	100
	資本剰余金	256
	資本準備金	130
	その他資本剰余金	126
	利益剰余金	3,177
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	3,170
	（うち当期純利益）	(154)
	評価・換算差額等	47
	その他有価証券評価差額金	47
	純資産合計	3,582
	負債・純資産合計	7,758